

(別冊)

平成26年度
社会・援護局関係主管課長会議資料

「生活困窮者自立支援法の施行について」

平成27年3月9日(月)

社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

目 次

頁

1	生活困窮者自立支援法の施行等について	1
(1)	生活困窮者自立支援制度関係予算等について	1
(2)	政省令、通知等の発出について	4
(3)	新法の施行に向けたポイント等について（総論）	5
(4)	新法に基づく各事業の適切な事業運営におけるポイント（各論）	7
(5)	平成 27 年度における取組事項について（依頼事項）	18
(6)	人材養成研修について	22
(7)	生活困窮者自立支援統計システムの開発について	24
2	生活福祉資金について	25
3	ホームレス等への自立に向けた支援について	27
4	地方創生について	29

[参考資料]

(参考資料1) 生活困窮者自立支援制度関係予算等資料	30
(参考資料2) 政省令、通知等関係資料	40
(参考資料3-1) 生活困窮者の早期把握のための庁内連携について(参考)	70
(参考資料3-2) 自立相談支援事業使用標準様式(帳票類)(案)	72
(参考資料4-1) 平成26年度における自立相談支援事業従事者養成研修の実施状況	106
(参考資料4-2) 生活困窮者自立支援制度人材養成研修実施要綱(案)	110
(参考資料4-3) 平成27年度家計相談支援事業従事者養成研修に係る特例措置	120
(参考資料5) 生活困窮者自立支援制度の概要等	124
(参考資料6) 生活困窮者自立支援制度関係各種調査結果について	160
(参考資料7) 生活福祉資金貸付制度関係資料	196
(参考資料8) ホームレス関係資料	200
(参考資料9) 地方創生関係資料	212

1 生活困窮者自立支援法の施行等について

本年4月から生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「新法」という。）が施行される。

実施主体となる自治体におかれては、新法が期待される機能を着実に果たすよう、以下の事項を参照の上、施行に向けての準備を遺漏なきよう、進めていただきたい。また、各都道府県におかれては、町村部の事業実施に係る準備とともに、実施主体である市区町村の支援について、引き続きお願いしたい。

（1）生活困窮者自立支援制度関係予算等について 【参考資料1（P30）参照】

① 平成27年度予算（案）について

平成27年度予算（案）においては、これまでセーフティネット支援対策等事業費補助金や緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策基金）（以下「基金」という。）により実施されてきた事業を含め、新法に基づく事業体系に再編し、全体で予算額約500億円を計上した。これにより、今後、必要な事業が法律の枠組みに基づき、より安定的な財源の下で、着実に実施できるものと考えている。

そのうち、新法及び改正生活保護法関係経費については、予算額約400億円を計上しており、また、各事業における地方負担分については、交付税措置されることとなっている。

(参考1) 平成27年度 生活困窮者自立支援法等関係予算(案)

(単位:億円)

	事業名(補助率)	関係予算計	生活困窮者自立支援法関係	改正生活保護法等関係	備考
必須事業(負担金)	自立相談支援事業(3/4) 被保護者就労支援事業(3/4)	200 (267)	136 (182)	64 (86)	
	住居確保給付金(3/4)	17 (23)	17 (23)		
	小計	218 (290)	154 (205)	64 (86)	
任意事業(補助金)	就労準備支援事業(2/3) 被保護者就労準備支援事業(2/3)	64 (96)	35 (53)	29 (43)	
	一時生活支援事業(2/3)	23 (34)	23 (34)		
	家計相談支援事業(1/2)	19 (39)	19 (39)		
	子どもの学習支援事業(1/2)	19 (38)	19 (38)		
	その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2)	58 (115)	58 (115)		・生活福祉資金貸付事務費 ・ひきこもり対策推進事業 ・日常生活自立支援事業 ・その他(共助の基盤づくり事業含む)
	小計	183 (322)	154 (279)	29 (43)	
合計		400 (612)	308 (484)	93 (129)	

※ 計数は四捨五入による。()書は総事業費。

② 国庫負担・補助の基準について

新法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するため、事業ごとに基準額(事業費ベース)を設定することとしている。また、これまでの取組やモデル事業の実績等も踏まえ、15の人口区分を設定するとともに、各種加算を設けるなど、きめ細かい基準を設定したところである。さらに、平成27年度においては、各自治体において事業を円滑に実施していただけるよう、所要の経過措置を設けている。

これにより、生活困窮者に対する支援が全体として大きく拡充されることとなる。ホームレス関連事業や子どもの学習支援といった既存の事業に取り組む自治体も、来年度において大幅に増加する見込みとなっており、新たな財源を活用して引き続き効果的な事業実施をお願いしたい。

生活困窮者に対し包括的な支援を行うためには、地域の実情に応じ、必須事業のみならず、任意事業と組み合わせることも重要である。実施主体となる各自治体においては、任意事業について、来年度途中からの実施も含め、積極的に検討していただきたい。

(参考2) 各事業の基本基準額 (案)

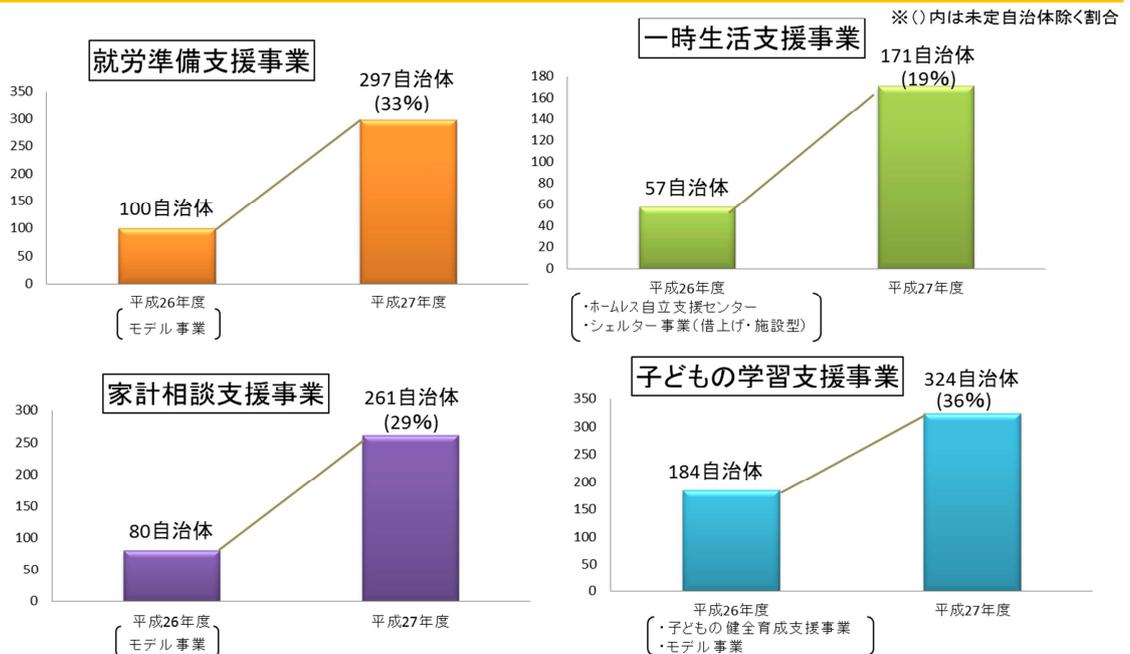
(単位:千円)

人口規模	基本基準額(案)				4事業合計	(参考) 平成26年度生活困窮者 自立促進支援モデル 事業補助基準額
	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援		
2万人未満	5,000	5,000	3,000	3,000	16,000	20,000 (5万人未満)
2万人以上~3万人未満	7,000	6,000	4,000	4,000	21,000	
3万人以上~4万人未満	9,000	7,000	5,000	5,000	26,000	
4万人以上~5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	6,000	31,600	
5.5万人以上~7万人未満	12,500	9,000	8,000	8,000	37,500	
7万人以上~10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,500	45,000	40,000 (30万人未満)
10万人以上~15万人未満	18,500	14,000	12,000	11,000	55,500	
15万人以上~20万人未満	22,500	17,000	15,000	14,000	68,500	
20万人以上~30万人未満	30,000	20,000	18,000	16,000	84,000	60,000 (50万人未満)
30万人以上~40万人未満	38,000	25,000	20,000	18,000	101,000	
40万人以上~50万人未満	48,000	30,000	23,000	20,000	121,000	80,000 (50万人以上)
50万人以上~75万人未満	65,000	35,000	28,000	30,000	158,000	
75万人以上~100万人未満	90,000	40,000	30,000	38,000	198,000	
100万人以上~200万人未満	140,000	50,000	40,000	50,000	280,000	80,000
200万人以上	190,000	60,000	50,000	65,000	365,000	

※ 基本基準額のほか、一定の要件に応じて加算を行う。

(参考3) 任意事業の実施状況について

○ 厚生労働省において実施した事業実施意向調査(平成26年10月実施)から、平成27年度の任意事業の実施自治体数は、現在のモデル事業等の実施自治体数と比較して大幅に増加する見込み。



③ 平成 27 年度の執行等について

新法関係事業の国庫補助協議に当たっては、個々の事業の必要性や効果等について十分に精査いただくとともに、新法関係事業と生活保護関係事業とが連携することにより、事業の効果的、効率的な実施を図るよう努めていただきたい。

また、予算の項目として、新たに、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金が創設されることに伴い、当該負担金・補助金に係る事務について、既存の補助金等と同様に、都道府県に委任する旨、所要の手続きを行っているところである。

各都道府県におかれては、新法及び改正生活保護法等に係る負担金・補助金の円滑な執行を図るため、これら負担金等の交付事務の実施について、特段のご配慮をお願いしたい。

(2) 政省令、通知等の発出について 【参考資料 2 (P40) 参照】

先般 2 月 4 日に、新法の施行に伴う政省令が公布されたところである。

政令においては、国庫負担・補助について規定するとともに、地方自治体において随意契約によることができる場合として認定就労訓練事業者から物品を買い入れる場合及び役務の提供を受ける場合を追加したところである（地方公営企業も同様）。また、社会福祉法施行令に規定する社会福祉事業の対象者の最低人員の特例（20 人→10 人）の適用を受ける事業に、認定就労訓練事業を追加したところであり、ご了知願いたい。

省令においては、①住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業の収入要件について生活保護基準とほぼ同様以下としつつ、資産要件は一定の資産の保有を認める等とすること、②各事業の委託先の要件として法人格を有することとすること、③就労訓練事業の認定基準について、法人格を有すること等とすること、④認定就労訓練事業について、自立相談支援事業を行う者のあっせんにより生活困窮者を受け入れること及び就労等の支援に関する措置を講じること等を規定している。

また、3 月中には、自治体における円滑な施行に資するよう、支援決定、住居確保給付金の支給事務、就労訓練事業の認定事務や各種様式等について盛り

込んだ自治体事務マニュアルや、各事業の具体的な支援内容や実施方法等を記載した手引き等を、それぞれ通知の形で発出することとしている。

各自治体においては、事業の実施に当たって、これらを十分ご参照いただくとともに、これらを踏まえ、規則などの必要な規程等の整備をお願いしたい。

(3) 新法の施行に向けたポイント等について（総論）

【参考資料3（P70～）参照】

本年4月の施行に向けて、各自治体においては、地域の実情に応じた円滑かつ着実な実施に向け、引き続き最終的な調整が行われることと考えられる。

その際、以下の点について、ご留意いただきたい。

① 理念の共有

最も重要な点として、まずは本制度の理念の確認が挙げられる。例えば、生活困窮者自立支援制度（以下、「新制度」という。）における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、併せて生活困窮者に対する「包括的な支援」、「個別的な支援」、「早期的な支援」、「継続的な支援」及び「分権的・創造的な支援」を実践することが重要である。こうした制度の理念は、地域の幅広い関係者間で十分共有することが重要であり、必要に応じ、この点について改めて確認・共有していただきたい。

(参考4) 生活困窮者自立支援制度の理念

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。）
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1) **包括的な支援**...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2) **個別的な支援**...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3) **早期的な支援**...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4) **継続的な支援**...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5) **分権的・創造的な支援**...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

② 生活困窮者支援のためのネットワークの構築

今年度までのモデル事業の実施状況をみると、相談経路については、本人自らの連絡に次いで、関係機関・関係者による紹介が約35%となっており、関係機関との連携が大変重要であることが示されている。各自治体におかれては、早期かつ包括的な支援を実現するため、庁内の関係部局や外部関係機関との緊密な連携体制の構築について、再度確認されたい。

③ P D C Aサイクルの実施

また、モデル事業の実施状況から、人口10万人あたりに置き換えた場合の相談件数をみると、月間平均が10件未満である自治体が約65%を占めており、十分に相談支援に結びついていない状況がうかがえる。このため、今後、事業の成果指標として、まずは、相談件数やプラン作成件数等を評価することが重要になると考えている。

これらについて、今後、国として目安となる数値をお示しする予定であり、これを参考に各自治体においても目標を定め、それを達成するための計画的な取組を行い、その成果を評価するというP D C Aサイクルの実施をお願いしたい。

また、平成28年度以降の国庫負担・補助基準の設定に当たっては、事業の実績を勘案することも検討していくことにご留意願いたい。なお、各都道府県におかれては、管内市区町村の支援実績等の状況を把握いただくとともに、必要な支援をお願いしたい。

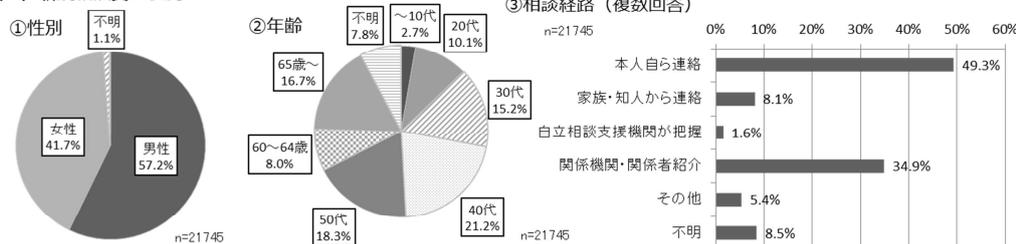
(参考5) モデル事業実施自治体における支援実績について

(みずほ情報総研報告資料より地域福祉課にて作成)

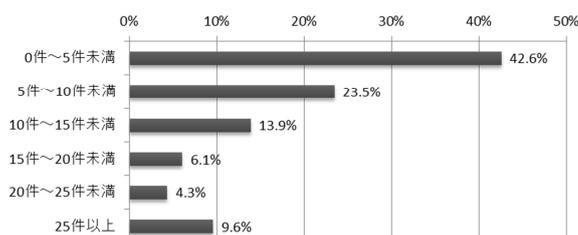
1 新規相談受付状況

- 相談者は男性が多く、また年齢は30～50歳代が多くなっている。(30～50歳代で5割強)
- 相談経路については本人自ら連絡が5割弱となっており、次いで関係機関・関係者による紹介が約35%と多くなっている。
- 人口10万人あたりに置き換えた場合の相談件数をみると、月間平均が10件未満となる自治体が約65%を占めており、十分相談につながっていない状況が見受けられる。

(1) 新規相談受付状況



(2) 新規相談受付状況 (115自治体における平成26年4月～12月の人口10万人当たりの月間平均件数)



④ 広報の実施

来年度当初から支援が必要な方に適切な支援を着実に届けるためには、年度内における住民や関係機関に対する周知・広報も重要であり、厚生労働省においても、ポスター、リーフレット等の作成や政府広報を通じた広報活動に取り組んでいるが、各自治体におかれても、積極的な広報をお願い申し上げます。

一方、支援者間のネットワークは、一朝一夕に構築されるものではなく、法の施行後も、具体的な取組を進める中で強化されるものであるが、まずは施行に向けて、関係者間で制度に関する理解を深め、それぞれの専門性や役割分担を確認することから始めることが肝要である。

来年度においても、当省としては自治体の状況をお聞かせいただきながら、より良い制度としていきたいと考えているので、引き続きご協力賜りたい。

(4) 新法に基づく各事業の適切な事業運営におけるポイント（各論）

新法に基づく各事業における重要なポイントは以下のとおりであるので、新法の実施主体である福祉事務所設置自治体（特に、生活困窮者自立支援モデル事業未実施の自治体）におかれては、法令や各種通知はもとより、以下の各事業におけるポイントをご参照いただき、適切な事業運営をお願いしたい。

詳細については、各事業の手引きや自治体事務マニュアルについて、必ずご参照いただきたい。

(参考6) 生活困窮者自立支援制度に関する手引き等（発出予定一覧）

※ 本資料作成時点での予定であり、会議時点で発出済みの資料もある。

法令、関係通知等	主な内容等
自立相談支援事業の手引き(帳票類含む)(通知)	自立相談支援事業の実施に関する詳細な内容、実施方法等 (自立相談支援事業において使用する、全国統一のアセスメントシート、プランシート等の帳票類を含む)
就労準備支援事業の手引き(通知)	就労準備支援事業の実施に関する詳細な内容、実施方法等
就労訓練事業の実施に関するガイドライン(通知)	認定就労訓練事業を行う者が遵守すべき事項
一時生活支援事業の手引き(通知)	一時生活支援事業の実施に関する詳細な内容、実施方法等
家計相談支援事業の手引き(通知)	家計相談支援事業の実施に関する詳細な内容、実施方法等
自治体事務マニュアル(仮称)(通知)	支援決定、住居確保給付金の支給、就労訓練事業(中間的就労)を行う者の認定など、自治体での事務(手続き・様式)に関すること
国庫負担金・補助金交付要綱(通知)、実施要綱(通知)	各事業の負担金・補助金の執行方法等に関する事項
就労準備支援事業の事例集	就労準備支援事業に関する実践事例集
就労訓練事業の事例集(改訂版)	就労訓練事業に関する実践事例集
就労訓練事業のあっせんに関する職業紹介の手続きマニュアル(ポイント版)	自立相談支援機関が職業紹介を行うに当たっての手続き等のポイント集 (平成26年12月26日発出済み)
就労訓練事業のパンフレット	就労訓練事業の事業概要等を記載した周知用パンフレット
子どもの学習支援に関する事例集(改訂版)	子どもの学習支援に関する実践事例集
新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集(改訂版)	制度全般に関する自治体等からの質疑応答集
生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携マニュアル	両制度の連携に関する詳細な内容、実施方法等

※1 各事業の手引き等については現在使用しているものを通知化、自治体事務マニュアル(仮称)についても通知として発出。

※2 自立相談支援事業については、自立相談支援事業の手引き(帳票類含む)、自立相談支援事業者養成研修テキスト、自治体事務マニュアル(仮称)を併せて参照されたい。

※3 政省令、告示は公布済。

① 自立相談支援事業

自立相談支援事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する自立支援計画（以下「プラン」という。）の作成、認定就労訓練事業の利用のあっせん等、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としている。本事業を実施する際の主な留意点は以下のとおりであり、新法施行後、生活困窮者への包括的な支援が確実に実施されるよう準備をお願いしたい。

ア 対象者の考え方

自立相談支援事業においては、収入や資産に係る具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、幅広く対応することが重要である。一方で、生活困窮者支援は本事業のみが担うのではなく、法に基づく各種事業等、法外の関

連事業、インフォーマルな取組等と連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。

イ 取組のポイント

（ア）生活困窮者の早期把握について

生活困窮者は、自ら積極的に相談に訪れることが困難な場合も多いことから、早期支援につながるよう訪問支援等のアウトリーチも含め、積極的に対象者を把握することが重要である。このため、庁内関係部局との緊密な連携体制を構築するとともに、地域の関係機関とのネットワークの強化を図り、いわば相談支援の「入口」を整備する。庁内関係部局との連携では、福祉関係部局をはじめ、例えば、税・保険料や公共料金の担当部局等と連携することで、公金債権の滞納者等の生活困窮者が早期に自立相談支援事業につながることを考えられる。

（参考資料 3-1（P70）参照）

なお、自立相談支援事業を委託方式で実施する場合には、自治体と委託先との役割分担について事前に調整を行うとともに、民間の受託団体と庁内の関係部局が円滑に連携できるよう、特にご配慮いただきたい。

（イ）支援プロセスについて

様々な課題を抱える生活困窮者への支援に当たっては、丁寧な支援プロセスを踏むことが重要であり、本事業では標準的な支援プロセスを提示している。

まず、生活困窮者が抱える多様な課題を包括的に受け止め、信頼関係を築いた上で、その者が置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）することが必要である。その後、適切なアセスメントに基づき、本人と相談支援員とが協働でプランを

策定する。

プランは、その内容の適切性等を関係者間で検討するため、自立相談支援機関の支援員や自治体職員、その他支援関係者等が参加する支援調整会議に諮ることが必要である。

また、各種支援のうち、家計相談支援事業、就労準備支援事業及び認定就労訓練事業の利用の可否については、自治体による支援決定を行う必要がある。なお、住居確保給付金の支給及び一時生活支援事業については、緊急的な場合もあり、別途決定の手続を行う。

具体的な支援に当たっては、地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、自立相談支援機関において必要な調整を行うものとする。

プランに基づく様々な支援が始まった後も、定期的に各種支援の効果等を評価・確認（以下「モニタリング」という。）する必要がある。定期的なプランの評価は、プラン目標の達成状況、現在の状況、残された課題、プランの終結・継続に関する本人の希望・支援員の意見等を整理し、支援調整会議において行う。支援調整会議における評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行うことが重要である。また、評価の結果、プランを見直して支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

（ウ）標準様式の使用等

本事業の実施に当たっては、全国統一の「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」（参考資料3-2（P72）参照）を使用し、利用者ごとに支援状況を適切に管理することが必要である。なお、帳票を活用することで基本的には適切な実施が可能となるが、関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続が必要である。

ウ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

自立相談支援事業は、上記イ（イ）の支援プロセスを踏まえ、本人の状況に応じて包括的かつ継続的な支援を行うが、これらの様々な個別の支援を通じて地域の課題（生活困窮者支援に不足する社会資源等）が明らかになることが考えられる。この場合、必要に応じ、支援調整会議の場も活用して地域の課題への対応策を検討し、自治体や関係機関とのネットワークを強化することにより新たな社会資源の開発（社会参加や就労の場の開拓等）などに努めることが重要である。

（参考資料）

参考資料 3-1 「生活困窮者の早期把握のための庁内連携について（参考）」

参考資料 3-2 「自立相談支援事業使用標準様式（帳票類）」（案）

② 住居確保給付金の支給

離職者等であって安定した就職の意思及び能力のある者のうち、住宅を失った又はそのおそれがある者に対し、家賃相当の給付金を有期で支給する。

住居確保給付金の申請は自立相談支援機関を通して行い、同機関において相談・受付、就労支援等を行う。給付金の支給と併せてプランに基づく包括的な支援を行うことにより、効果的な自立の促進を図るものである。

住居確保給付金は、平成 21 年度より実施してきた住宅支援給付事業（住宅手当）を恒久化するものである。資産・収入要件については、基本的には、現行の住宅支援給付の考え方を踏襲しつつ、法制化に伴い、きめ細やかな要件に見直しを行ったので、適切に事務が行われるようご留意いただきたい。

また、自立相談支援機関で相談・受付をすることになることから、本人が住居確保給付金の受給を希望する場合のみならず、自立相談支援機関における通常の包括的相談やアセスメントにおいて、①住居確保給付金を支給する必要があると判断できる場合、②対象者要件に該当し受給可能であると考えられる場合等には、住居確保給付金について説明し、適切に申請を促していただきたい。

なお、住宅支援給付（住宅手当）の実績は下記のとおりであり、支給決定件数は経済状況の変化もあり低下傾向を示しているが、就労自立に非常に高い効果が認められることから、一層活用されることが重要であると考えている。

（参考 7）住宅支援給付の実施状況について

実績年度	新規決定分		延長決定分		再延長決定分		支給決定(合計)		常用就職率
	支給決定件数	常用就職者数	支給決定件数	常用就職者数	支給決定件数	常用就職者数	支給決定件数	常用就職者数	
平成21年度	19,741	1,546	—	—	—	—	19,741	1,546	7.8%
平成22年度	37,151	11,880	18,266	3,645	—	—	55,417	15,525	41.8%
平成23年度	24,161	10,216	10,640	2,960	—	—	34,801	13,176	54.5%
平成24年度	19,382	9,096	7,290	2,248	—	—	26,672	11,344	58.5%
平成25年度	10,817	5,823	6,163	2,084	882	250	17,862	8,157	75.4%
計	111,252	38,561	42,359	10,937	882	250	154,493	49,748	44.7%

※ 常用就職：雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの。
 ※ 常用就職率：各年度末時点における就職率(常用就職者数の合計／新規支給決定件数の計)
 ※ 当該事業は、平成21年度10月から実施開始(平成24年度まで住宅手当緊急特別措置事業)
 ※ 平成26年3月現在

また、現行の住宅支援給付事業は、受給者がいる場合に限り、平成 27 年 12 月まで延長を可能としており、基金による支出が引き続き可能である（※）。住宅確保・就労支援員についても引き続き基金による支出が可能ではあるが、円滑な自立相談支援機関における支援員等への統合に向け、適正な執行をお願いしたい。

（※）住居確保給付金（住宅支援給付）は、申請（当初、延長等）時点の要件により決定し、原則としてその後の収入等の変更により決定内容の変更は行わない。

③ 就労支援

ア 就労支援体制の構築

生活困窮者に対して就労支援を行い、再び「地域の支え手」としていくことは、今後、労働力人口が減少する中で、地域社会の維持・活性化の観点からも極めて重要な取組である。

法の施行に伴い、就労に向けた準備が整っていないなど、福祉的な配慮が必要な者に対する就労支援を本格的に実施していくことが可能となるが、実際の成果につなげるためには、福祉制度において中心的な役割を担っている自治体の取組が必要不可欠である。各自治体におかれては、このことをご理解いただき、生活困窮者に対する就労支援についてのノウハウを着実に蓄積していただきたい。

また、生活困窮者が抱える就労に関する課題は一樣ではないことを踏まえれば、地域において、自治体、ハローワーク、就労訓練事業者、地域若者サポートステーション、障害者就業・生活支援センターなどの様々な主体がチームとして、包括的な支援を行うことが必要である。

イ 就労準備支援事業

就労準備支援事業の実施に当たり、改めて「就労準備支援事業の手引き」をご確認いただき、効果的・効率的な事業運営に努めていただきたい。

新制度において、就労の準備が整っていない者に対する支援が必要であることはいうまでもなく、これを専門的かつ手厚い体制で行うため、引き続き本事業の実施について積極的に検討いただきたい。

なお、法施行後は、事業の利用に当たって、資産・収入等を確認することとなるが、要件に合致する者に準ずるものとして判断される場合には、モデル事業の利用者について引き続き事業を利用することが可能であるので、支援の継続についてご配慮いただきたい。

ウ 認定就労訓練事業

法の施行に向け、又は、法の施行後においても引き続き、認定就労訓練事業者を確保するための取組を行うことが極めて重要である。

事業者の開拓に当たっては、就労訓練事業の意義について十分な理解を求めるとともに、事業者に対して、立ち上げ支援や税制上の優遇措置、優先発注等の経済的な支援や研修会の実施や事例集の配布によるノウハウの提供等を総合的に実施することが重要である。

立ち上げ支援や研修会の実施などを行うに当たっては、各自治体において、内容の検討や実施に向けた手続などが必要となるので、施行に向けて準備を着実に進めていただきたい。

なお、今般、就労訓練事業の意義・内容や認定の手続などをまとめた事業所向けパンフレットを作成したので活用いただきたい。

④ 一時生活支援事業

一時生活支援事業については、現在、ホームレス対策として実施しているホームレス自立支援センター、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター）を新法において制度化するものであり、自立相談支援事業と組み合わせた運用を図ることにより、これまで以上にその効果を発揮していくことが必要である。

本事業のポイントは以下のとおりであり、詳しくは、「一時生活支援事業の手引き」を十分ご理解の上、事業の適正な実施をお願い申し上げます。

（ア）事業の委託に当たっては、支援の継続性の観点から、支援の実績やノウハウを踏まえることが重要であること。

（イ）ホームレスが少ないと考えられる自治体においても、住居に不安を抱える生活困窮者は一定程度存在するとともに、緊急的に必要となる支援であることから、他の自治体と連携した広域的な取組を検討すること。

（ウ）一時生活支援事業等の利用を通じて、就労自立し退所した者に対しても、継続的な支援として再路上化を防止する観点から、自立相談支援事業により適切にアフターケアを実施すること。

⑤ 家計相談支援事業

家計相談支援事業は、家計の視点から必要な情報提供や専門的支援を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期の生活再生をめざす事業である。

生活困窮者の多くは、家計に関し何らかの課題を抱えている。今年度のモデル事業実施自治体や家計相談支援事業の実践研修参加者からは、家計管理によって自立後に再び困窮状態になることを予防できることや税などの滞納の解消につながるなど、この事業の重要性やメリットを強く認識した、という声を多数いただいている。家計相談支援事業が未実施の自治体におかれては、引き続き、事業実施について前向きな検討をお願いしたい。

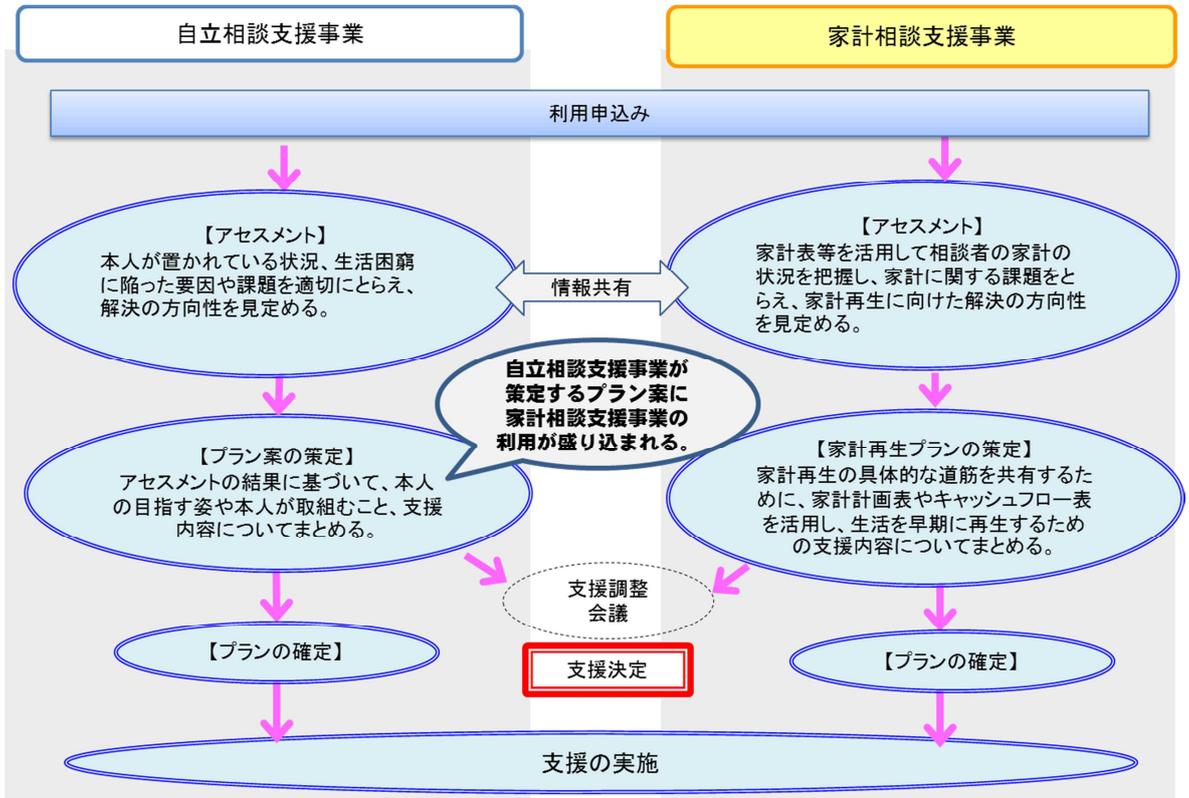
特に、比較的小規模な自治体においては、自立相談支援事業とは別に、家計相談支援事業を実施することで、生活困窮者からの相談体制及び支援の充実を図ることができることも念頭に、事業の実施について積極的な検討をお願いしたい。

また、家計相談支援事業においては、専門性を持った専任の支援員を配置して支援することが重要であるので、実施予定の自治体におかれても、支援員の配置を適切に行うなど事業の拡充を再度ご検討いただきたい。

【家計相談支援事業のポイント】

- ◇ 生活困窮者の多くは、家計に関する課題を抱えており、一般的な相談支援だけでは家計の状況が恒常的に改善することは難しい。また、家計の状況を確認することで、本人の意欲の向上にもつながる。このため、専門性を持った支援員が、家計表やキャッシュフロー表を本人とともに作成し、継続的に支援をしていくことが重要であり、自立相談支援事業とは別に実施するもの。
- ◇ 一方、家計相談支援は自立相談支援機関が本人とともに作成するプランに位置付けられるものであり、家計相談支援事業と自立相談支援事業の連携が不可欠。
- ◇ 連携に当たっては、相談者の負担を軽減し、適切なプランを作成するため、できる限り自立相談支援機関と家計相談支援機関が、協働してプランを作成することが重要。
 - ※ 生活福祉資金貸付制度などの貸付制度との連携も重要。

(参考 8) 自立相談支援事業と家計相談支援事業の支援の連携イメージ



なお、本事業の実施に当たっては、「家計相談支援事業の手引き」を改めてご確認いただくとともに、各種様式や記載要領、作成事例等を当該手引きに添付して提供する予定であるので、適宜自治体の実情にあわせて、ご活用いただきたい。

⑥ 子どもの学習支援事業

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり、養育相談や学び直しの機会の提供等を行う。従来の予算事業から対象者を拡大するとともに、法に基づき、安定的・継続的に事業を実施することができるものと考えている。

子どもの学習支援事業は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行を踏まえ、貧困の連鎖を防止する観点から重要な事業であり、積極的な実施について引き続きご検討願いたい。

また、事業の実施に当たっては、教育関係部局や学校・教育委員会との連

携が不可欠である。日常的に情報共有を図り、相互の施策等の理解を深めるなどにより、円滑な連携を図りたい。

なお、貧困の連鎖を防止するための学習支援事業としては、ひとり親家庭等生活向上事業の学習支援ボランティア、児童養護施設の子どもに対する学習支援事業、放課後に学校で実施する学習支援など、他の各分野においても、施策の拡充が図られている。各担当部局と連携・調整の上、効率的・効果的な実施をお願いしたい。

また、国庫補助基準の設定に当たり、今年度に事業を実施している場合に係る経過措置を置いているが、これは今年度における特例措置であり、基準を超える自治体におかれては、効率的な実施方策についてご検討いただきたい。

⑦ その他事業

その他事業については、下記のとおり、事業の例をお示しする。地域の実情に応じ創意工夫のもと、生活困窮者の自立の促進に資する事業に取り組んでいただきたい。

(ア) 認定就労訓練推進事業

認定就労訓練事業者を開拓するための説明会の開催や認定就労訓練事業者に対する研修の実施、認定就労訓練事業立ち上げ時の設備費（30万円未満）に対する助成等

(イ) 社会資源の活用促進・開発事業

生活困窮者の早期発見及び包括的な支援を行うため、地域の関係機関・関係者による支援のネットワークの構築、生活困窮者支援に必要な社会資源の活用促進・開発等

(ウ) 伝達研修等人材養成推進事業

伝達研修や新制度に関するシンポジウムや勉強会の開催等

(エ) その他生活困窮者の自立の促進に資する事業

上記（ア）から（ウ）までの事業のほか、地域の実情に応じて実施する生活困窮者の自立の促進に資する事業

(5) 平成 27 年度における取組事項について（依頼事項）

平成 27 年度は制度開始の 1 年目であり、着実な制度実施とともに包括的な支援体制の構築のため、重要な 1 年である。厚生労働省においては、各自治体の実施状況を確認しながら、支援体制が広がり、必要な人に必要な支援が提供されるよう、法施行後も引き続き自治体と相談しながら、制度の充実・運用の改善を図っていくこととしている。

こうした観点から、現時点において、以下の取組を行うことを検討しているため、各自治体におかれては、その趣旨をご理解いただいた上で、各種取組へのご協力に特段のご配慮をいただきたい。

なお、これらの詳細については、後日改めてお示ししたい。

① 各種データの収集に関する協力依頼

(ア) 支援実績に関する調査

今年度までのモデル事業から、ニーズは高いにも関わらず、相談支援に結びつかない状況などが明らかとなっている（上記（3）②③参照のこと）。このため、来年度においては、相談件数やプラン作成件数、就労・増収者数（率）等について、全国の状況を確認させていただきたいと考えている。これらは、平成 28 年度の予算編成においても必要不可欠となるデータであり、毎月、国に報告いただくこととするので、特段のご協力をお願いしたい。また、各都道府県におかれては、管内市町村にその実施状況を踏まえた必要な支援を行っていただきたい。

(イ) その他国において実施する調査

(ア) のほか、事業の実施状況を確認し支援の質の向上を図るとともに、平成 28 年度の予算要求に資するよう、項目によっては年に複数回、

- ・ 人員体制などの事業の実施状況
- ・ 平成 28 年度の任意事業の実施意向
- ・ その他事業実績（認定就労訓練事業者数、子どもの学習支援事業の参加者数、高校進学率等）

など、必要なデータ等の収集・調査を行うことを検討している。

(参考 10) 平成 27 年度におけるデータ収集・調査の予定（案）

○ 支援の質の確保や制度の評価に資するよう、事業の実績や実施状況を把握することが非常に重要であり、平成27年度においては、以下のようなデータの収集にご協力いただきたいと考えている。

調査等	主な項目	対象自治体	実施頻度
支援実績に関する調査	相談件数 プラン作成件数 就労・増収者数(率) 等	すべての福祉事務所 設置自治体	毎月
事業の実施状況に関する調査	人員体制 事業の実施方法 等	すべての福祉事務所 設置自治体	年1回(4月)
事業の実施意向に関する調査	平成28年度の任意事業の 実施の意向	すべての福祉事務所 設置自治体	年2回(6、9月頃)
住居確保給付金の支給に関する調査 <small>※現在住宅支援給付について行っている調査</small>	支給決定者数 常用就職者数 等	すべての福祉事務所 設置自治体	毎月
その他	・認定就労訓練事業者数 (・子どもの学習支援事業の参加者数、 高校進学率) 等	関係自治体	・四半期毎 (・年1回) 等

※ 具体的な調査内容や方法については追って詳細をお示しする。この他、社会福祉推進事業の活用等により、帳票類のシステムに基づく報告をお願いする予定（一部自治体対象、四半期毎）。

※ 相談件数、プラン作成件数、就労・増収者数(率)については、制度の評価に当たり、非常に重要な指標であることから、都道府県において状況を把握いただき、その結果を踏まえ、個別に必要な助言等をしていただくことが必要と考えている(特にモデル事業を実施していない自治体にご留意いただきたい)。

② 会議の開催について

(ア) 全国会議の開催

例年年明けに開催される部局長会議、課長会議のほか、来年度においては、平成 28 年度の概算要求の状況等も踏まえ、9 月頃に全国担当者会議を開催する予定である。

(イ) ブロック会議の開催について

今年度においては、モデル事業の実施状況等を踏まえ、施行に向けた準備に資するよう、国において複数回全国会議を開催したところであるが、制度が実際に動き出す平成 27 年度においては、事業運営や支援のあり方を具体的に改善していくことが重要であり、自治体間で情報共有を行うことが一層重要であると考えます。国においても、必要な情報提供や助言を行うことといたしたく、国と都道府県等が協力して、ブロック単位での会議を開催できないかと考えています。

具体的には、全国会議の前後、例えば7月及び11月に、指定都市、中核市も含め参加する形態などが考えられ（下記参照）、詳細は追って相談させていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

(参考 11) 平成 27 年度の会議の進め方について (イメージ)

- 平成 27 年度は、全国会議に加え、ブロック会議を開催すべきではないか。
- ブロック会議は、年2回、例えば、1 回目は7月、2 回目は11月をイメージ。
- ブロック会議への参加は、都道府県と指定都市、中核市から各2名ずつ。

時期	内容(例)	【ブロック案】			
		県	都 指 定	都 中 核 計	
7月	第1回ブロック会議 ○各都道府県の実施状況及び、市町村の取組状況について報告。 ※ 国の調査資料をもとに、各都道府県の実施状況及び市町村の取組状況と課題について把握。 ※ 自立相談支援事業の取組状況(支援ツールの活用等)と任意事業の実施状況の把握。 ○テーマを設定したうえで事例報告。 ※ 自立相談支援事業の実践事例を、モデル事業実施自治体の中から、都道府県と市区町村各1例を国から推薦するなどが考えられる。 ○平成26年度の伝達研修の取組状況と平成27年の伝達研修の計画状況。	① 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島(7)	2	7	16
		② 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野(10)	6	8	24
		③ 富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重(7)	3	6	16
9月	全国担当者会議	④ 滋賀、和歌山、京都、大阪、兵庫、奈良(6)	4	10	20
11月	第2回ブロック会議 ○各都道府県の実施状況及び、市町村の取組状況について報告。 ○テーマを設定したうえで事例報告。 ※ 就労支援の実践事例について、成功事例に限らず、悩んでいる事例なども取り入れ、就労支援の進展を図るなどが考えられる。 ○伝達研修の取組状況と課題について。	⑤ 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知(9)	2	6	17
		⑥ 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄(8)	3	6	17
1月	部局長会議				
2月	課長会議				

③ 都道府県における取組について

以上のほか、都道府県におかれては、広域自治体として、管内自治体、とりわけ事業実施のノウハウを必ずしも十分に有していないと考えられるモデ

ル事業未実施自治体への支援をお願いしたい。

具体的には、例えば以下のような取組を行っていただくことが考えられる。

- ・ 定期的な都道府県主催の担当者会議の開催
- ・ 好事例、各種様式、Q&Aなどの収集、作成、提供
- ・ 各地域における人材養成のための研修等の実施

(6) 人材養成研修について 【参考資料4 (P106～) 参照】

① 国が行う人材養成の取組について

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に包括的かつ継続的な支援を行うのは容易ではなく、相談支援等に関する十分な専門性を有する人材を計画的に養成していくことが重要である。

このため、平成26年度においては、自立相談支援事業に従事する者（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）を対象に国が直接研修を行ったところであり、平成27年度においては、自立相談支援事業に加えて、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者を対象とした養成研修を行うこととしている。

また、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者は、当分の間、国が行う養成研修を受講することが必要と考えているが、法施行後、当分の間、当該研修を受講しない場合であっても業務に従事することができるよう経過措置を講ずるものとする。

なお、国が行う養成研修の実施状況を踏まえつつ、一定期間経過後は都道府県単位で実施することについて検討している。

(参考資料)

参考資料4-1 「平成26年度における自立相談支援事業従事者養成研修の実施状況」

参考資料4-2 「生活困窮者自立支援制度人材養成研修実施要綱」(案)

参考資料4-3 「平成27年度家計相談支援事業従事者養成研修に係る特例措置について」

② 各自治体が行う人材養成の取組について

生活困窮者支援に必要な知識や技術は、国が行う研修だけでは十分に獲得できるものではなく、各自治体においても継続的に人材養成を進めていくことが

不可欠である。そのため、各自治体や自立相談支援機関は、こうした点を十分に踏まえ積極的に研修の場をつくっていくことが重要である。

特に都道府県におかれては、地域の中核となる人材を計画的に養成していただくことが、制度の運営には欠かせないものと考えており、国の研修の内容を地域の関係機関や市町村に伝達するための研修会等（伝達研修）の企画・実施を引き続きお願いしたい。

なお、伝達研修の実施に当たっては、厚生労働省のホームページ（※）に掲載した伝達研修カリキュラム案や国研修の講義教材等を参考にさせていただきたい。研修の開催に当たっては、国研修の終了者にも研修の企画段階から参画いただき、積極的にグループワーク等の演習を取り入れた研修の実施をお願いしたい。

また、各自治体における人材養成の取組については、法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として行うことができるため、当該事業の活用をご検討いただきたい。

（参考 12）各都道府県における伝達研修の取組状況

- 現在、自立相談支援事業の各支援員に対する国研修が実施されているが、都道府県においては国研修の内容を伝達するための研修会等を実施していただくようお願いしているところ。
- 伝達研修を既に開催もしくは今後開催する予定の都道府県は、24団体である（平成27年1月末時点）。

伝達研修の開催状況

平成27年1月末時点

（1）開催済みの都道府県（11）

岩手県、山形県、神奈川県、富山県、山梨県、京都府、大阪府、広島県、香川県、高知県、佐賀県

（2）開催予定の都道府県（13）

北海道、福島県、群馬県、千葉県、東京都、石川県、福井県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、

（3）現時点では開催が決まっていない都道府県※（23）

青森県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※ 未回答の都道府県も含む。

研修内容の傾向

- 研修時間は、1時間～22時間と幅があり、講師は研修修了者や行政職員、外部講師(学識者やシンクタンク等)が担う場合があった。
 - 受講対象者は、各種支援員や市民、関係機関の職員も参加することが望ましいが、行政職員のみ限定している傾向もみられた。
 - 事例検討やロールプレイ等の演習を取り入れることにより、参加者同士の交流が深まったり、実践課題における新たな方策を見つけ出す効果が期待されるが、現状では、国研修の内容を短時間で報告するのみの研修が多い。今後は、国研修の修了者に研修の企画段階から参加してもらい、研修の進め方を提案してもらうなど、内容の充実に向けて取り組むことが重要である。
- ⇒ 伝達研修の実施状況を見ると、研修内容や開催時間は多様で、研修の到達目標には開きがあることから、国としてもカリキュラム案や取組事例等を示すなど、引き続き伝達研修の推進に向けて取り組んでいく。

※ 厚生労働省HP（生活困窮者自立支援制度の人材養成研修）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073227.html>

③ 留意事項

平成 27 年度における国の養成研修の実施に当たって、各都道府県におかれては、研修の対象者の推薦をお願いする予定である。また、養成研修事業を受託する団体が作成する修了者名簿については、今後、自立相談支援事業等の各支援員の配置に必要な研修受講履歴の確認や受講者本人からの問い合わせ等に速やかに対応することが必要であることから、養成研修終了後に、各自治体において管理することを検討しているため、その際は必要なお協力をお願いしたい。

(7) 生活困窮者自立支援統計システムの開発について

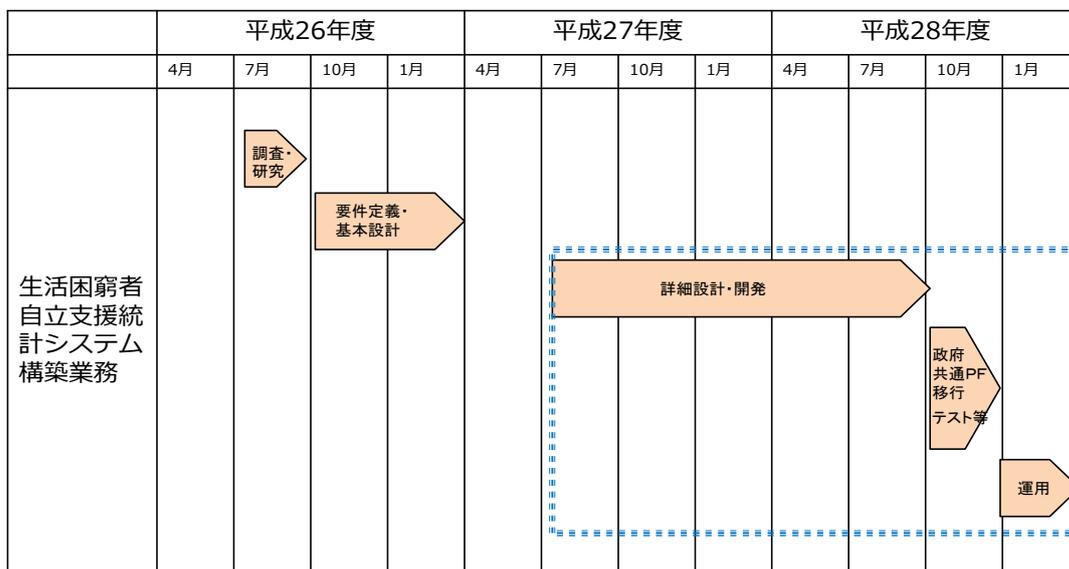
全国において、包括的な支援制度が開始される中で、業務が効率的かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、

- ・ 全国統一の帳票類の活用
- ・ 当該入力情報の統計処理

等を内容とする「生活困窮者自立支援統計システム」を構築することとしている。当該システムは、政府共通プラットフォーム（以下「政府共通PF」という。）上に構築することを検討している。なお、当該システムは、全国統一的な運用が行えるよう、国が一括して開発することとする。

また、当該システムの構築までのスケジュールであるが、平成 26 年度においては当該システムの構築に向けた調査・基本設計業務を行ってきたが、平成 27 年度から平成 28 年度は、当該システムの詳細設計から政府共通PFへの移行・導入を行うことを検討している。

(参考 13) システム構築に向けたスケジュール（案）



2 生活福祉資金について 【参考資料7（P196）参照】

（1）平成26年度補正予算について

平成26年度補正予算において、地域社会におけるセーフティネット機能の強化を図るため、生活福祉資金貸付事業の貸付原資を補助する予算がセーフティネット支援対策等事業費補助金に40億円計上されたところである。

生活困窮者への支援において、資金の貸付等を行う生活福祉資金貸付制度は大変重要な役割を担っており、今後貸付需要が増大することも見込まれるので、各都道府県等においては積極的に活用願いたい。

（2）平成27年度予算（案）について

生活福祉資金貸付事業費については、生活困窮者自立支援関係経費として、より安定的な財源として確保できるものと考えている。

今回、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設し、各都道府県に公平に事務費を配分することとしているので、ご了知願いたい。

ただし、事業運営に支障が生じないように、一定程度の経過措置を設けることに加え、各地域の状況に応じて、個別に協議に応じることとしているので、各都道府県においては、実態を把握し、真に必要な事業費を精査していただきたい。

また、これまで基金で対応してきた生活福祉資金体制整備事業については、リーマンショック以降の低所得者等に対する緊急対策として実施してきたところであるが、相談者数はリーマンショック後の当時と比して落ち着いていることや生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、新法において包括的支援が実施されることから効率的な執行を図っていく必要がある。

一方、市町村社会福祉協議会における適正な相談体制の確保や償還指導も重要であり、一定の目安・基準により貸付原資の一部の取り崩しを可能とする。

なお、これらの基準は、平成27年度の基準であり、平成28年度以降については、事業の運営状況の分析等を行った上で、再度検討を行う予定である。このため、事業の実施状況等にかかるデータ提供にご協力をお願いしたい。

(3) 生活福祉資金の見直しについて

新法の施行に伴い、生活福祉資金の貸付のみならず、新法を活用することにより、より一層効果的に、相談者の自立を図ることとする。また、あわせて、これまで社会福祉協議会等から寄せられたご意見を踏まえ、所要の見直しを行う。

主な見直し内容は、以下のとおりである。

ア 新制度の利用の要件化

総合支援資金と緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付に当たっては、原則として、自立相談支援事業の利用を要件とする。ただし、既に就職が決定している者や病気等により一時的に生活費が不足する場合などについては、この限りでないこととする。

イ 緊急小口資金の新法との連携による貸付事由の拡大

緊急的に支援が必要な場合に、公共料金（電気・ガス・水道・電話などのライフライン）の必要最小限の滞納分の解消などについて、新法と連携することにより貸付対象となるよう貸付事由の拡大を図る。

ウ 総合支援資金の見直し

借受人に過度な負担とならないよう、貸付期間の見直しを行うとともに、償還期限の短縮を図る。

(4) 新法との連携の促進について

貸付の判断はあくまで貸付機関（都道府県社協）が行うものであるが、新法と生活福祉資金が連携することにより、貸付による支援とあわせて包括的な支援が可能となり、両制度がともに効果的・効率的に機能し、生活困窮者の自立がより一層促進されるものと考えている。

そこで、厚生労働省としては、現場における連携の促進に資するよう、新法と生活福祉資金貸付制度の連携マニュアルを作成するので、各都道府県においては、積極的に活用いただくとともに、管内市町村及び社会福祉協議会をはじめ、関係機関に周知いただきたい。加えて、新法施行を一つの契機として、市レベルを中心とした地域における連携体制構築への支援をお願いしたい。

(参考 14) 生活福祉資金見直し事項 (案)

	資金の種類	見直し内容
1	全般	市町村社協及び都道府県社協は、借受人の自立に向け、新制度の実施機関等(※)との連携を図り、総合的な支援体制の構築に努めるものとする。 ※ 自立相談支援機関、家計相談支援機関等、ハローワーク、法律専門家、民生委員、児童委員 等
2	総合支援資金 緊急小口資金 臨時特例つなぎ資金	貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用を要件とする。 その他の資金についても、貸付希望者の状況に応じて、新制度の利用を検討し、両制度が連携を図りながら、包括的な支援を提供できるようにすることが必要。 ※ ただし、一定の安定した収入があり、一過性の事由により、資金が必要な者などについては、利用しないことも可能とする旨提示する予定。
3	緊急小口資金	医療費等の支払いによって臨時に必要な生活費について対象であった緊急小口資金の資金使途について、新法と連携することにより、以下の場合について貸付対象となるよう、貸付事由の拡大を図る。 ・ 公的給付等の支給開始までに必要な生活費 ・ 公共料金(電気・ガス・水道・電話などのライフライン)の必要最小限の滞納分 ・ 継続的な支援を受けるために必要な経費(交通費等) 等
4	緊急小口資金 総合支援資金	より相談者のニーズに対応できるよう、貸付決定までの期間の短縮を図る旨、以下のとおり、目安を提示し、各都道府県社協における運営体制の構築を促進する。 ・ 緊急小口資金については、概ね1週間以内に送金するよう努めること。 なお、相談者の状況によっては、さらに迅速な対応に努めること。 ・ 総合支援資金については、相談者にニーズに対応し、早期に対応する。
5	緊急小口資金 総合支援資金	① 借受人の負担を軽減するため、以下のとおり、貸付期間等について改善を図る。 ・ 緊急小口資金については、分割貸付の利用を図り、並行してアセスメントを行い、必要最小限の額で対応する。 ・ 総合支援資金については、貸付期間を原則3か月とし、最長12か月(3月ごと延長)までとする。 ※ 自立相談支援機関において作成されるプランとの整合性や支援状況を勘案して調整することが必要。 ② 借受人の負担を軽減するため、以下のとおり、償還期限の改正を行う。 [緊急小口資金] 12月以内 [総合支援資金] 10年以内

3 ホームレス等への自立に向けた支援について

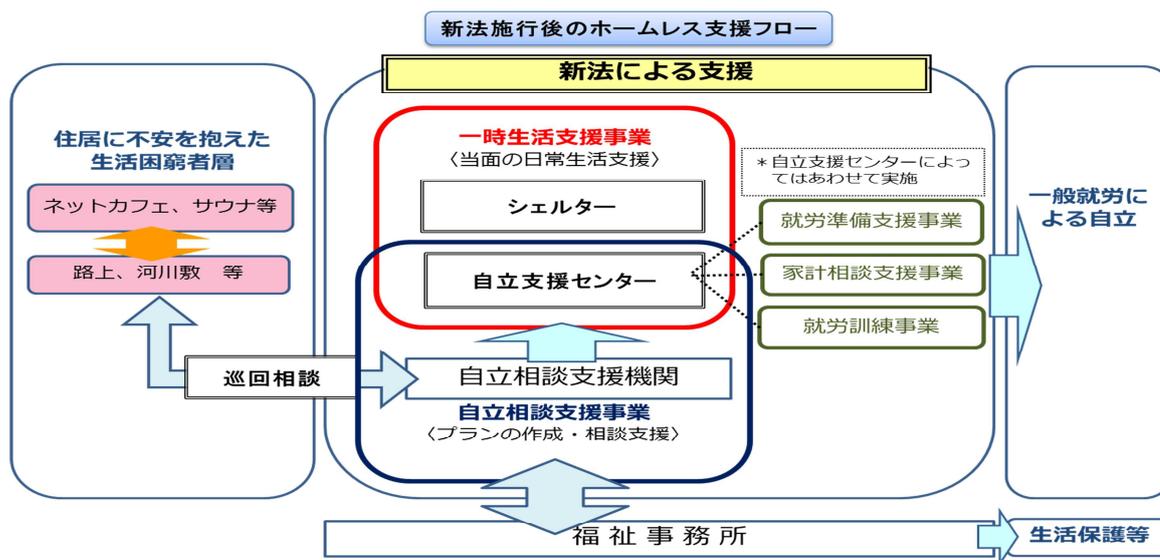
【参考資料 8 (P200) 参照】

(1) 新法施行後におけるホームレス対策について

ホームレス対策は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下「ホームレス特措法」という。)の趣旨を踏まえつつ、新法に位置付けることにより安定的な財源を確保したところである。

各自治体におかれては、支援の継続性の観点から、これまでの支援の実績や成果を踏まえつつ、NPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、引き続き事業の推進を図られたい。

(参考 15) 新法施行後のホームレス支援フロー



1

なお、新法の施行に伴い、平成 25 年 7 月に策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（国土交通省との共管。以下「基本方針」という。）については、一部改正を予定しているのご留意願いたい。

(参考 16) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の改正について（案）

概 要

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成25年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「ホームレス基本方針」という。)について、生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)の平成27年度からの施行に伴い、所要の改正を行うもの。
 ※ ホームレス基本方針は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号。以下「ホームレス特措法」という。)に基づき、平成15年に策定したものであるが、以後5年ごとに実施しているホームレスの実態に関する全国調査の結果等を踏まえて策定(見直し)。直近では、平成24年1月に実施した全国調査の結果等を踏まえて、平成25年7月に新たな基本方針を策定(運営期間は5年間)。

改正のポイント

- 現在、ホームレス特措法の趣旨を踏まえ、予算事業として実施しているホームレス対策は、法施行後、基本的には法の枠組みにより実施することとする。
- これらホームレス対策(ホームレス総合相談推進事業、ホームレス自立支援事業等)と法との関係や、法に規定する事業を盛り込む。
- 法施行に伴うホームレス支援の流れを盛り込む(特に法の自立相談支援事業を行う機関の位置付け等を追加)。
- その他所要の改正を行う。

公布時期

平成27年3月頃を予定。

(2) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、新法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施しているところである。平成 27 年調査（平成 27 年 1 月実施）については、既にご協力いただいたところであるが（例年 4 月に公表。今年の公表日程は追ってお知らせする。）、来年も実施する予定であり（平成 28 年 1 月を予定）、平成 27 年度予算案に当該調査に関する所要の予算を計上したところであるので、引き続きご協力願いたい。

4 地方創生について 【参考資料 9（P212）参照】

地方が人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するため、平成 26 年 12 月 27 日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されたところである。

この総合戦略を踏まえ、内閣府においては、地方版総合戦略の早期策定やこれに関する取組の先行実施等への支援を行うため、平成 26 年度補正予算において「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を創設している。

この地方創生の取組は、生活困窮者支援も含め、地域福祉の充実や就労困難者の就労の促進にも資するものであると考えられるため、同交付金の積極的な活用についてご検討いただきたい。

また、同交付金の対象事業については、その目的にかなうものであれば、柔軟に事業設計をすることが可能である。自治体においては、現在、それぞれの創意工夫の下で、例えば、「多世代交流・多機能型福祉拠点」の整備などの福祉に関する取組や、地域における魅力あるしごとづくりとそれに必要な人材の呼び戻しや育成、定着などに関する取組の実施について検討されていると考えられるが、それらと生活困窮者自立支援制度との連携を図ることが重要である。

生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系

- 生活困窮者自立支援法・改正生活保護法の施行に伴い、予算体系全体を再構築（総額 500億円）。
 - 生活困窮者自立支援法の任意事業と予算補助事業を、一体的・有機的に執行できるように整理。より効果的・効率的な事業実施を推進。
- ※ 予算体系の見直しによる補助率の導入に係る地方負担分については、地方財政措置が行われる予定。

〔平成26年度〕

〔平成27年度〕

住まい対策基金

(H25補正)
285億円(※)

※ 住宅手当等
新法移行分

セーフティ補助金

(H26当初)
150億円



400
億円

生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系 500億円(事業費747億円)

<p>生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(仮称) (必須事業)</p> <p>○自立相談支援事業 ○住居確保給付金 218億円</p> <p>○被保護者就労支援事業(生活保護関係)</p> <p>[既存事業] 住宅支援給付事業、就労支援事業、ホームレス関係事業(人件費)等</p>	<p>生活困窮者自立支援法(任意事業)と生活保護適正化等事業の一体的・有機的な執行</p> <p>支援対象者の特質に合わせ、効果的・効率的な支援ができるように整理。</p>
<p>生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(仮称) (任意事業)</p> <p>○就労準備支援事業 ○家計相談支援事業 183億円</p> <p>○一時生活支援事業 ○子どもの学習支援事業</p> <p>○被保護者就労準備支援事業(生活保護関係)</p> <p>[既存事業] 社会的な居場所づくり(子どもの健全育成支援事業)、生活福祉資金貸付事務費、ひきこもり対策推進事業、就労意欲喚起等支援事業、ホームレス関係事業(人件費以外)等</p>	
<p>生活保護適正化等事業</p> <p>[既存事業] 100億円</p> <p>生活保護適正化事業、自立支援プログラム、地域福祉支援事業等</p>	

法律に基づく「地域医療介護総合確保基金」へ移行 **60億円**

復興特会へ移行 **20億円**

廃止：町村福祉事務所設置推進支援事業、社会福祉法人新会計基準研修事業、消費生活協同組合指導監督事業、生活困窮者自立促進支援モデル事業、生活困窮者自立支援制度施行円滑化事業

平成27年度 生活困窮者自立支援法等関係予算(案)

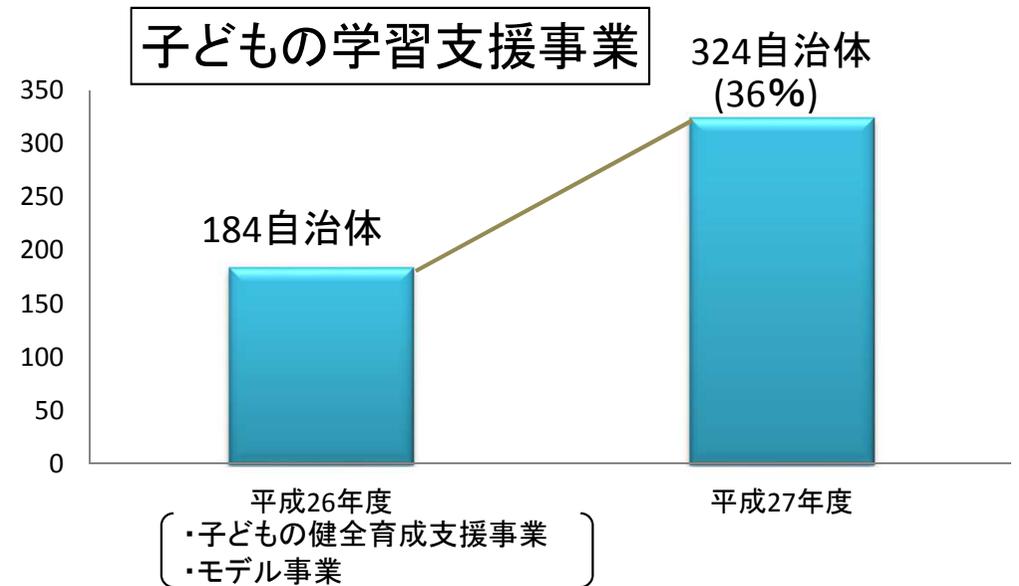
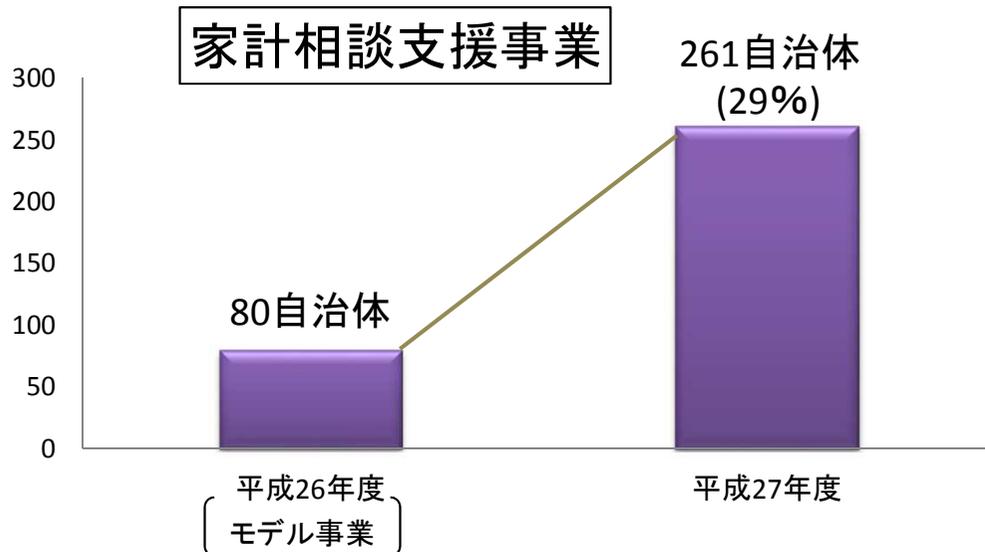
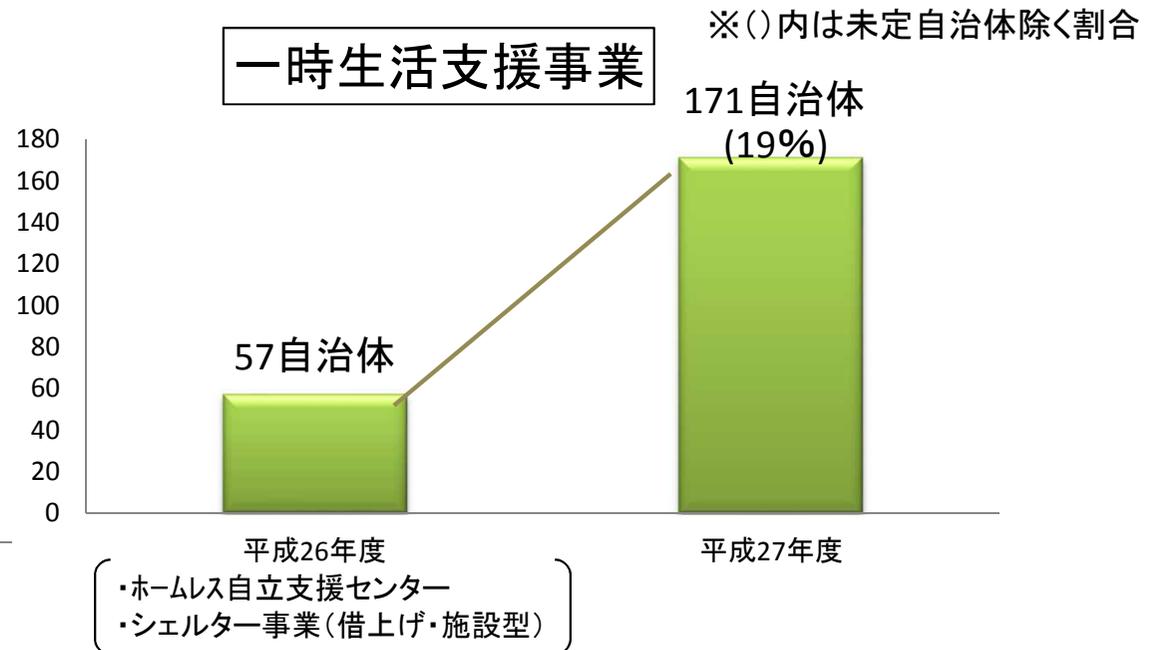
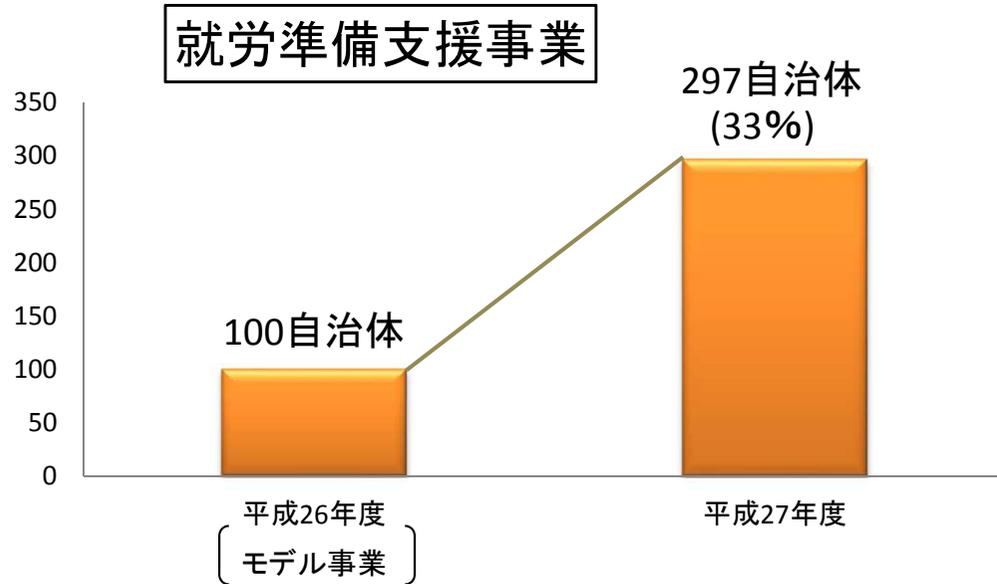
(単位:億円)

	事業名 (補助率)	関係予算計	生活困窮者自立支援法関係	改正生活保護法等関係	備考
必須事業(負担金)	自立相談支援事業(3/4) 被保護者就労支援事業(3/4)	200 (267)	136 (182)	64 (86)	
	住居確保給付金(3/4)	17 (23)	17 (23)		
	小計	218 (290)	154 (205)	64 (86)	
任意事業(補助金)	就労準備支援事業(2/3) 被保護者就労準備支援事業(2/3)	64 (96)	35 (53)	29 (43)	
	一時生活支援事業(2/3)	23 (34)	23 (34)		
	家計相談支援事業(1/2)	19 (39)	19 (39)		
	子どもの学習支援事業(1/2)	19 (38)	19 (38)		
	その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2)	58 (115)	58 (115)		・生活福祉資金貸付事務費 ・ひきこもり対策推進事業 ・日常生活自立支援事業 ・その他(共助の基盤づくり事業含む)
小計	183 (322)	154 (279)	29 (43)		
合計	400 (612)	308 (484)	93 (129)		

※ 計数は四捨五入による。()書は総事業費。

任意事業の実施状況について

○ 厚生労働省において実施した事業実施意向調査(平成26年10月実施)から、平成27年度の任意事業の実施自治体数は、現在のモデル事業等の実施自治体数と比較して大幅に増加する見込み。



平成27年度 生活困窮者自立支援法関係予算（案） （執行の基本的な考え方）

※各事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定する。

自立相談支援事業

- 事業実施対象区域の人口（都道府県の場合は所管町村部の人口。以下同じ）に応じ上限となる基準額（「基本基準額」）を設定。
※「事業実施対象区域の人口」は、各自治体における平成26年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数とする予定
- 地域の特別な事情を考慮し、以下のとおり加算を行う。
 - ・ 都道府県に係る広域対応のための加算（都道府県が設置する福祉事務所数に応じて1カ所あたり5百万円を加算）
 - ・ ホームレス事業を踏まえた加算
- なお、平成27年度については、経過措置として、以下の加算を行う。
 - ・ 「保護率」または「住宅支援給付の実績」を考慮した加算
 - ・ 平成26年度モデル事業の実施自治体に対する加算

就労準備支援事業

家計相談支援事業

子どもの学習支援事業

- 自立相談支援事業と同様の人口区分に応じた基本基準額を設定。
- 都道府県に係る広域対応のための加算を行う。（都道府県が設置する福祉事務所数に応じて1カ所あたり2百万円を加算）

※ 子どもの学習支援事業については、平成26年度に事業^{（注）}を実施している自治体であって、平成27年度の事業実施額が当該自治体の基準額（都道府県の場合は、都道府県広域加算後の基準額）を上回る場合は、平成26年度の事業実績額に0.9を乗じて得た額以内の額とする（平成27年度における措置）。

（注） 社会的な居場所づくり支援事業（子どもの健全育成支援事業）及び生活困窮者自立促進支援モデル事業

平成27年度 生活困窮者自立支援法関係予算（案） （執行の基本的な考え方）

一時生活支援事業

- 施設の定員等に応じた基準額を設定。
- 基準額を上回る場合には、平成27年度の経過措置として、実績等を勘案した加算を行い、1.2を乗じて得た額以内を基準額とする。

その他事業

- ① 地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業（中間的就労の立上げ支援、都道府県における人材養成研修等）
以下の事業費を目安とし、これに依り難い場合は、個別協議とする。
[市町村] 事業費 6百万円（国庫補助:3百万円）
※ 町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。
[都道府県] 事業費 1千万円（国庫補助:5百万円）
※ 管内市町村等を対象とする就労等の協議会の設置や人材養成研修の実施等を想定。
- ② 生活福祉資金貸付事務費
- ③ ひきこもり対策推進事業
- ④ 日常生活自立支援事業
- ⑤ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

（参考）住居確保給付金について

- 住居確保給付金については、予め基準額を設定するものではなく、支給した給付金の額（生活困窮者が賃借する住宅の家賃の額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額））が国庫負担の基礎となる。
- 支給額の上限額については、支給決定（当初、延長等）の時点の住宅扶助基準に基づく額を適用するものとする。（延長等の際を除き、既に決定した支給額の変更は行わない）

各事業の基本基準額(案) (事業費ベース)

(単位:千円)

人口規模	基本基準額(案)				4事業合計	(参考) 平成26年度生活困窮者 自立促進支援モデル 事業補助基準額
	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援		
2万人未満	5,000	5,000	3,000	3,000	16,000	
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	4,000	21,000	
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	5,000	26,000	
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	6,000	31,600	20,000 (5万人未満)
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	8,000	37,500	(5万人以上)
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,500	45,000	
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	11,000	55,500	40,000
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	14,000	68,500	
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	16,000	84,000	(30万人未満)
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	18,000	101,000	(30万人以上)
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	20,000	121,000	60,000 (50万人未満)
50万人以上～75万人未満	65,000	35,000	28,000	30,000	158,000	(50万人以上)
75万人以上～100万人未満	90,000	40,000	30,000	38,000	198,000	
100万人以上～200万人未満	140,000	50,000	40,000	50,000	280,000	80,000
200万人以上	190,000	60,000	50,000	65,000	365,000	

※ 基本基準額のほか、一定の要件に応じて加算を行う。

自立相談支援事業の基準額(案)について

1. 人口規模に応じた基準額の設定

- 事業実施対象地域の人口に応じた基本基準額を設定。
- その際、人口規模の差異による大幅な金額の変更を避ける観点から、15の区分に細分化。(※モデル事業時は4区分)

2. 都道府県等への加算

上記1に加え、①都道府県広域加算、②ホームレス対策の実施状況に応じた加算を行う。

①都道府県広域加算

都道府県については、相対的に人口密度が薄く広域の地域を管轄することから経費がかかることに着目し、加算を設ける。具体的には、都道府県が設置する福祉事務所数に応じ、1カ所当たり5百万円を加算する。

②ホームレス対策の実施状況に応じた加算

既存のホームレス対策の巡回相談や自立支援センター等の相談員人件費については、自立相談支援事業において実施されることとなる。これらは、基本基準額の範囲内で対応することも考えられるが、かかり増し経費の大きさに鑑み、当該事業の実施に着目した加算を設けることとする。

3. その他の加算（経過措置分）

上記1及び2に加え、平成27年度については、経過的な措置として、以下①または②の加算を行う。

(①②のいずれにも該当する場合は、高い方の基準額を採用する。)

①「保護率が高い自治体」又は「住宅支援給付の実績が高い自治体」に対する加算

(ア)または(イ)のいずれかの要件に該当する自治体については、基本基準額(都道府県の場合は都道府県広域加算後の基準額)に1. 2((ア)に該当する自治体のうち保護率が3%以上の自治体については1. 5)を乗じて得た額を基準額とする。

(ア)保護率が2%以上の自治体

(イ)住宅支援給付の新規支給決定件数が人口10万人当たりで年間8件以上の実績がある自治体

※「保護率」は、平成26年12月分の「被保護者調査」に基づき報告した被保護人員を、平成26年12月時点における各自治体で把握している人口で除し100を乗じた数とする予定

※「住宅支援給付の実績」は、平成26年1月から12月までの1年間の実績とする予定

②「平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施自治体」に対する加算

平成26年度におけるモデル事業の承認額のうち、自立相談支援モデル事業として支出した額に比べて、当該自治体の基準額が下回る場合は、当該基準額(都道府県の場合は、都道府県広域加算後の基準額)に1. 5を乗じて得た額を基準額とする。

(自立相談支援モデル事業として支出した額を超える場合は、当該支出した額を上限とする。)

ホームレス対策の生活困窮者自立支援法における基準額(案)について

事業名	一時生活支援事業	自立相談支援事業 (加算分)	国庫補助基準(案)	備考	
	事業費	人件費		事業費	人件費
施設型 (自立支援センター、施設型シェルター)	施設の維持管理費 入所者生活費	相談員	施設の定員区分にて設定	(別表1)	(別表2)
借上シェルター型	ホテル等の借り上げ料	—	1人1日 6,000円 (食費込み)	—	—
巡回相談事業	—	相談員	ホームレス数に応じ設定	—	(別表3)

※ ホームレス自立支援センターや巡回相談等のほか、現在、ホームレス等貧困・困窮者等の「絆」再生事業の中で、NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業として、相談支援や緊急一時的な宿泊場所の提供等を実施しているものは、その事業内容に応じて、借り上げシェルター型や巡回相談の加算(別表3)を活用することも可能。

(別表1)

一時生活支援事業

[単位;千円]

定員区分	基準額(案)
～9人	9,500
10人～29人	15,500
30人～49人	38,500
50人～69人	55,500
70人～99人	82,000
100人～199人	122,000
200人～299人	188,000
300人～	厚生労働大臣が認めた額

※土地・建物の借上げ料 1か所当たり60,000千円
(別途加算する)。

(別表2)

自立相談支援事業への加算分
(現・自立支援センター、シェルター分)

[単位;千円]

定員区分	基準額(案)
～9人	7,300
10人～29人	10,000
30人～49人	18,500
50人～69人	31,000
70人～99人	39,000
100人～199人	53,000
200人～299人	71,000
300人～	厚生労働大臣が認めた額

(別表3)

自立相談支援事業への加算分
(現・巡回相談分)

[単位;千円]

ホームレス数	基準額(案)
10人～29人	2,400
30人～49人	5,800
50人～69人	10,000
70人～99人	22,000
100人～199人	28,500
200人～299人	34,500
300人～399人	39,000
400人～499人	44,000
500人～999人	55,000
1,000人～1,999人	106,000
2,000人～	厚生労働大臣が認めた額

※ 基本基準額のほか、一定の要件に応じて加算を行う。

生活困窮者自立支援法の施行に向けたスケジュールモデル【10～3月】（イメージ）

※現時点のイメージであり、今後変更がありうるとともに、自治体により異なるものである。

事項		平成26年			平成27年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
福祉 （市区町村設置 ・自治体）	体制整備	<input type="checkbox"/> 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 関係機関等で構成する協議会等の設置、開催		<input type="checkbox"/> 就労準備支援事業、就労訓練事業や一般就労への支援に協力する企業・法人の開拓			
		<input type="checkbox"/> 一時生活支援事業の手引きの確認	<input type="checkbox"/> 契約方法決定	（入札・プロポーザルの場合） <input type="checkbox"/> 仕様書（案）作成 <input type="checkbox"/> 参考見積 <input type="checkbox"/> 広報資料の作成	<input type="checkbox"/> 広報資料の関係機関への配布	<input type="checkbox"/> 議案提出（当初予算計上）	<input type="checkbox"/> 本契約（4月1日）
	予算					<input type="checkbox"/> （都道府県）議会上程	<input type="checkbox"/> （市区町村）議会上程
	施行細則、要綱、要領等				<input type="checkbox"/> 各事業の実施要綱・要領（案）作成	施行細則（案）作成 ※住居確保給付金の支給手続き、就労訓練事業の認定手続き等	<input type="checkbox"/> 市長説明・決裁
都道府県 （広域自治体として）	<input type="checkbox"/> 県主催会議③（国会議内容説明、事例発表等）		<input type="checkbox"/> 県主催会議④（研修会）	<input type="checkbox"/> 県主催会議⑤（国会議内容説明、取組状況の情報交換等）	<input type="checkbox"/> 県主催会議⑥（国会議内容説明、支援体制の確認等）		
国	・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査 ・相談支援員研修（後期）	・就労支援員研修（前期）	・要綱、広報資料等の事例提供 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査 ・就労支援員研修（後期）	・H27予算案提示 ・H27国庫負担・補助基準案提示 ・全国担当者会議②【1月26日】（予算、政省令等について説明、広報資料の難型の提示）	・政省令告示公布 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査 ・全国部局長会議【2月23日】	・関係通知（各事業の手引き、自治体事務処理マニュアル等）の発出 ・交付要綱、実施要綱の発出 ・全国課長会議【3月9日】	

住居確保給付金等の資産・収入要件〔省令事項〕

- 住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業については、対象者に係る資産・収入要件を、省令において定めることとしている。
- 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する給付等であることを勘案し、収入要件は生活保護基準とほぼ同様以下としつつ、資産要件は一定の資産の保有を認めることとしている。

住居確保給付金	一時生活支援事業	就労準備支援事業
<p>以下のいずれにも該当する者</p> <p>(収入要件) 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額となる収入額の1/12)+家賃額(住宅扶助基準に基づく額が上限)以下であること。</p> <p>(資産要件) 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。(ただし、100万円を超えない額とする)</p>	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>1 次の要件のいずれにも該当する者 (1)申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額となる収入額の1/12)+住宅扶助基準に基づく額以下であること。</p> <p>(2)世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること(ただし、100万円を超えない額とする)。</p> <p>2 自治体の長が緊急性等を勘案し必要と認める者</p>	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>1 次の要件のいずれにも該当する者 (1)申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額となる収入額の1/12)+住宅扶助基準に基づく額以下であること。</p> <p>(2)世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。※上限額は設定しない。</p> <p>2 1に準ずる者として、自治体の長が必要と認める者</p>
<p><考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的には、現行の住宅支援給付の考え方を踏襲しつつ、法制化に伴いきめ細やかな要件に見直し。 ○ 地域の違いや世帯人数の多寡などをより厳密に反映させる。 	<p><考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な考え方は、住居確保給付金と同様。 ○ ただし、生存に必要な衣食住の提供を支援内容としており、緊急性が求められるケースも多く想定されるため、自治体に一定の裁量を認める方向で検討。 	<p><考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な考え方は、住居確保給付金、一時生活支援事業と同様。 ○ ただし、就労支援という事業の性格から、支援の必要がある者が幅広く事業を利用できるようにする。また、社会資源の状況は地域により様々であり、地域に利用可能な他の社会資源(例えば、地域若者サポートステーション等)が存在しない場合などに、自治体に一定の裁量を認める方向で検討。

就労訓練事業のあっせんに関する 職業紹介の手続マニュアル(ポイント版)

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室

～ 本マニュアルの用途 ～

職業安定法上、「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

自立相談支援事業を行う機関が就労訓練事業等のあっせんを行う行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられ、委託により実施する場合は委託事業者が同法第 33 条の規定に基づく許可を受け、直営であれば自立相談支援事業を実施する自治体が職業安定法第 33 条の 4 の規定に基づく届出を行う必要がある。

本マニュアルは、委託事業者や自治体において許可手続き及び届出が円滑に行えるよう基本的なポイントをまとめたものであり、許可手続きや届出を行う際の参考としていただきたい。

なお、詳細については、別添の「職業紹介事業の業務運営要領」や「職業紹介事業パンフレットー許可・更新等マニュアルー」等を確認いただき、都道府県労働局と相談の上、円滑に手続きを進めていただきたい。

【職業紹介事業～厚生労働省 HP】

○職業紹介制度の概要 ⇒ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/haken-shoukai01.html>

○職業紹介事業パンフレット（許可・更新等マニュアル）⇒

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/manual2/>

○職業紹介事業の業務運営要領 ⇒

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/syoukai/>

【目次】

1. 民間事業者等が行う無料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について	
(1) 申請から許可までの流れ	1
(2) 許可申請の手続	2
(3) 無料職業紹介事業の許可基準	4

【様式】

◇ 無料職業紹介事業許可申請書	10
◇ 無料職業紹介事業計画書	14

2. 地方公共団体が行う無料職業紹介事業

(1) 届出手続	16
(2) 変更の届出手続	19
(3) 事業廃止届出手続	19
(4) 名義貸しの禁止	19
(5) 職業紹介事業の取扱職種の範囲等	20
(6) その他	
① 地方公共団体の合併等に際しての取扱い	20
② 地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して 無料職業紹介事業を行うことについて	20

【様式】

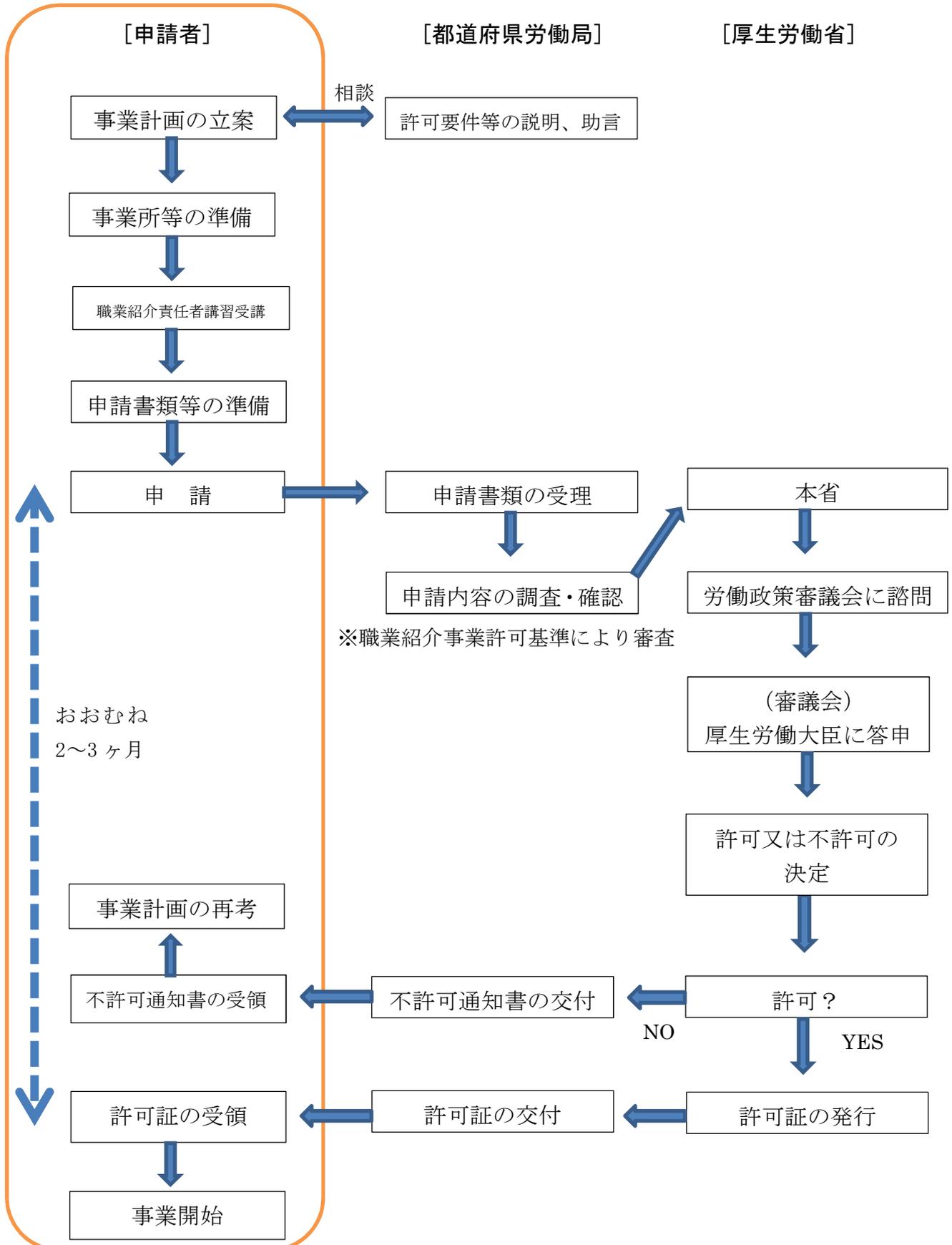
◇ 地方公共団体無料職業紹介事業届出書	21
---------------------	----

[参考]

○ 都道府県労働局一覧	23
-------------	----

1. 無料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について

(1) 申請から許可までの流れ



(2) 許可申請の手続

無料職業紹介事業を行おうとする場合には、次に掲げる書類を申請者の所在地（申請者が法人の場合には、その主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県労働局を經由して厚生労働大臣に提出すること（この場合、許可申請に係る手数料は不要。）。

許可申請は、事業開始予定時期のおおむね2カ月前までに行うこと。

なお、許可の申請を行う場合には、管轄の都道府県労働局に相談いただきたい。

- イ 無料職業紹介事業許可申請書（様式第1号）3部（正本1部、写し2部）
- ロ 無料職業紹介事業計画書（様式第2号）3部（正本1部、写し2部）
- ハ 添付書類2部（正本1部、写し1部）

必要とされる添付書類	法人の場合
① 法人に関する書類 (法人に関する書類)	
・定款又は寄附行為	○
・法人の登記事項証明書 (労働組合等に関する書類)	○
・労働組合等であることを証明する書類	○
・組合規約	○
・組合員数、組合の組織、上部団体等を明らかにする書類 (各種学校に関する書類)	○
・各種学校であることを証明する書類	○
・学校の沿革を明らかにする書類	○
・学則	○
・学生、生徒の定員数、現員数、職員数等学校の規模を明らかにする書類	○
② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類	
・住民票の写し	○
・履歴書	○
・代表者役員の法定代理人の住民票の写し及び履歴書（代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。なお、営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）。）	○
③ 資産及び資金に関する書類	
・最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	○
・最近の事業年度における納税申告書（法人にあつては法人税の納税申告書別表1及び4、個人にあつては所得税の納税申告書第一表）の写し	○
・最近の事業年度における法人税の納税証明書（（その2）による所得金額に関するもの）	○
・最近の事業年度における株主資本等変動計算書	○
④ 個人情報適正管理に関する書類	
・個人情報適正管理規程	○

⑤ 業務の運営に関する書類 ・業務の運営に関する規程	○
⑥ 事業所施設に関する書類 ・建物の登記事項証明書（申請者の所有に係る場合） ・建物の賃貸借又は使用貸借契約書（他人の所有に係る場合）	○ ○
⑦ 相手先国に関する書類（国外にわたる職業紹介を行う場合） ・相手先国の関係法令 ・相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあっては、その日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。）	○ ○
⑧ 取次機関に関する書類（国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関を利用するときに限る。） ・取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類 ・相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類及びその日本語訳（相手先国で許可を受けている場合にあっては、その許可証の写し）	○ ○

－添付書類に関する注意事項－

- ① 履歴書には、職歴、資格の取得、賞罰及び役職員への就任、解任状況について記載すること。
また、履歴書への写真の添付は不要。
なお、代表者及び役員が外国人である場合で、履歴書が外国語で記載されている場合は、その日本語訳を添付すること。
- ② 有料職業紹介事業者が無料職業紹介事業の許可を申請するときは、法人にあっては定款又は寄付行為、法人の登記簿謄本、代表者役員の住民票の写し及び履歴書並びに代表者役員の法定代理人の住民票の写し及び履歴書（代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。）、個人にあっては住民票の写し及び履歴書並びに申請者の法定代理人の住民票の写し及び履歴書（申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。）の添付は不要。
- ③ 職業紹介責任者に係る添付書類については、有料又は無料の職業紹介事業の事業主が、無料又は有料の職業紹介事業の許可を受ける場合であって、既存の職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者を許可申請に係る職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者に引き続き選任する場合には、履歴書（職業紹介責任者の住所に変更がない場合には、住民票の写し及び履歴書）の添付は不要。
- ④ 職業紹介責任者は、当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数 50 人について 1 人を選任すること。
また許可の申請に先立って、「職業紹介責任者講習会」の受講が必要となる。
この講習会は、労働関係法令、職業紹介事業の適正な運営等を行うための理解を深め、労働力の需給調整機関として適正な職業紹介を行うことを目的として実施している。
講習会は、厚生労働省に開催を申し出た団体が計画的に開催している（講習会の実施機関、日程等については厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other09/>）

index.html) に掲載。)。

- ⑤ 基準資産額又は自己名義の現金・預金の額が増加する旨の申し立てがあったときは、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算による場合に限り、資産の総額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認する。

(3) 無料職業紹介事業の許可基準

無料職業紹介事業の許可を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。

無料職業紹介事業の許可基準

次のいずれにも該当する者について、無料職業紹介事業の許可をするものとする。

- 1 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 33 条第 4 項において準用する第 31 条第 1 項第 1 号の要件（申請者が、当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること）
事業を維持運営していくに足る資産又は財政的裏付けを有すること。
- 2 法第 33 条第 4 項において準用する法第 31 条第 1 項第 2 号の要件（個人情報 を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること）
次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
 - (1) 個人情報管理体制に関する判断（職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針第 4 の 2 の (3) 参照）
 - イ 求職者等の個人情報を適正に管理するため、事業運営体制が次のいずれにも該当し、を内容に含む個人情報適正管理規程を定めていること。
 - (イ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。
 - (ロ) 業務上知り得た求人者、求職者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。
 - (ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規程があり、かつ当該規程について求職者等への周知がなされていること。
 - (ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する職業紹介責任者等による事業所内の体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。
 - ロ 「適正管理」については、以下の点について留意するものとする。
 - (イ) 無料職業紹介事業者は、イの (イ)～(ニ)に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないものとする。

(ロ) 無料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いをしてはならないものとする。

ハ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、求職者の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要な不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

- a 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- b 思想及び信条
- c 労働組合の加入状況

・ a から c については、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

a 関係

(a) 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

(b) 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

b 関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

c 関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

(ロ) 無料職業紹介事業者は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないものとする。

(ハ) 無料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談表（乙））により提出を求めるものとする。

(ニ) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

(2) 個人情報管理の措置に関する判断

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

イ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

(イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。

(ロ) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置が講じられていること。

(ハ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者が求職者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。

(ニ) 職業紹介の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。

ロ 「適正管理」については以下の点に留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置（イの(イ)から(ニ)まで）を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。

(ロ) 無料職業紹介事業者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知らされることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。特に、有料職業紹介事業者による秘密漏洩には罰則が科されている（法第 51 条第 1 項、第 66 条第 9 号）ことに留意するものとする。

・「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密にあたりうる。

3 法第 33 条第 4 項において準用する法第 31 条第 1 項第 3 号の要件（1 から 2 までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること）

次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

(1) 代表者及び役員（法人の場合に限る。）に関する要件

代表者及び役員（法人の場合に限る。）が、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当する者その他適正な事業遂行を期待し得ない者でないこと。

イ 法第 32 条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

ロ 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年 5 月 13 日法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者にあつては同法第 3 条の登録質屋営業法（昭和 25 年 5 月 8 日法律第 158 号）第 1 条に規定する質屋営業を営む者にあつては同法第 2 条の許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営している者であること。

ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）（以下「風営化適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者でないこと。

ニ 外国人にあつては、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和 25 年法律第 319 号）（以下「入管法」という。）別表第一の一及び二の表並びに別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者であること。

- ホ 住所及び居所が一定しないなど生活根拠が不安定な者でないこと。
- ヘ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。
- ト 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。
- チ 虚偽の事実を告げ、若しくは不正な方法で許可申請を行った者又は許可の審査に必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者でないこと。
- リ 国外にわたる職業紹介を行う場合にあっては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者との確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。

(2) 職業紹介責任者に関する要件

職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。

- イ 法第 32 条の 14 の規定により、未成年者ではなく、法第 32 条第 1 号から第 3 号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ロ (1)のロからリのいずれにも該当すること。
- ハ 職業安定局長に開催を申し出て、実施団体としての要件を満たしていることが確認された者が実施する「職業紹介責任者講習会」を受講（許可又は許可の有効期間の更新に係る申請の受理の日の前 5 年以内の受講に限る。）した者であること。

(3) 事業所に関する要件

無料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

- イ 位置が適切であること
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所でないこと。
- ロ 事業所として適切であること
次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。
 - (イ) 職業紹介の適正な実施に必要な広さを有するものであること。
具体的には、職業紹介事業に使用し得る面積が、おおむね 20 m²以上であること。
ただし、専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介を行う場合については、面積の大小を要件としないこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。さらに、適切な苦情処理等の実施について必要な指導を行うものとする。
 - (ロ) 求人者、求職者の個人的秘密を保持し得る構造であること。

ハ 事業所名は、利用者にとっての業務の範囲が分かりやすいもので、かつ、「無料職業紹介」の文字を入れたものとし、また、当該事業所名（愛称等も含む。）は、職業安定機関その他公的機関と誤認を生ずるものでないこと。

(4) 適正な事業運営に関する要件

イ 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

次のいずれにも該当し、申請者及び申請者の行う他の事業との関係で、職業紹介事業の適正な運営に支障がないこと。なお、労働者派遣事業を兼業する場合にあっては、有料職業紹介事業許可基準の3の(4)のイの(ホ)に準じて判断すること。

(イ) 申請者が国又は地方公共団体でないこと。

(ロ) 学校教育法に基づく各種学校にあっては、修業年限1年以上の生徒の定員数が40人以上、その専任教員の定員数が3人以上であり、かつ、設立許可後1年を経過したものであること。

(ハ) 営利法人にあっては、無料職業紹介事業を本来の営利活動に資する目的で行おうとするものでないこと。

(ニ) 申請者の存立目的、形態、規約等から認められる範囲の職業紹介を行うものであること。ただし、各種学校にあっては、当該各種学校の修業年限6箇月以上の課程に係る卒業予定者、卒業生（卒業後3年以内に限る。）及び修業年限1年以上の課程に係る在学生のアルバイトの職業紹介を行うものであること。

(ホ) 無料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。

(ヘ) 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

ロ 業務規程に関する要件

職業安定法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されること（様式第1号参照）。

第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件の明示）、第5条の4（求職者等の個人情報の保護）、第5条の5（求人申し込み）、第5条の6（求職申し込み）、第5条の7（紹介の原則）、第33条第4項において準用する第32条の12（取扱職種範囲等）及び第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）。

なお、この規程は2に定める個人情報適正管理規程と一体のものとしても差し支えないこと。

ハ 名義貸しに関する要件

他に名義を貸与するために、又は職業紹介責任者となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。

ニ 国外にわたる職業紹介に関する要件

(イ) 国外における取次機関を利用する場合には、当該取次機関の利用について許可を受けたもの以外を利用するものでないこと。

- (ロ) 国外における職業紹介を実施するにあたって申請書に記載し、又は届け出た国を相手先国として職業紹介を行うものであること。
- (ハ) 入管法等関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。
- (ニ) 求職者に対して渡航費用その他を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

ホ 全国的又は広域的に組織を構成する公益法人及び労働組合等に係る留意事項
全国的又は広域的に組織を構成する公益法人又は労働組合等であって、個々の支部等地方組織単位では職業紹介を常態として行うまでの実態がないと見込まれる等の場合には、当該地方組織単独では事業所に当たらないものとして、本部中央組織に含めて許可して差し支えない。

有 料 ・ 無 料
 職業紹介事業許可申請書
 職業紹介事業許可有効期間更新申請書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

②申請者 ^(ふりがな)氏 名 印

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

③ 許 可 番 号	()	
④ ^(ふりがな) 氏名又は名称		
⑤ ^(ふりがな) 所 在 地	〒□□□-□□□□ 電話 ()	
⑥ ^(ふりがな) 代表者氏名等	氏 名	住 所
⑦ ^(ふりがな) 役 員 氏 名 (法人のみ)	氏 名	住 所

収入印紙
 [消印してはなら
ない]

兼業 ⑧ の種類・内容	1.	2.	3.
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	() -
⑫講習会名、受講 年月日・受講場所		

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	() -
⑫講習会名、受講 年月日・受講場所		

⑬取次機関

(ふりがな) イ 名称	----- ----- -----
(ふりがな) ロ 住所	----- ----- -----
ハ 事業内容	

申請者は職業安定法第32条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第48条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ハ 職業安定法第32条の9第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ニ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからハ又はホまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
上記イ中の政令で定める法律の規定は次のとおり。

- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- ・ 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- ・ 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第一号を除く。）及び第51条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- ・ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20及び第21条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条、第63条及び第65条の規定並びにこれらの規定に係る同法第66条の規定
- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定

また、⑩の者は、未成年者でなく、かつ、上記のイ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

記載要領

1 職業紹介事業許可申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに2、3及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに1、3及び4の全文を抹消すること。

2 職業紹介事業許可有効期間更新申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び3の全文を抹消すること。

3 ①欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

4 ②欄には、申請者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

5 ③欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、（ ）に許可の有効期間の末日を記載すること。

6 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

7 ⑤欄には、事業主の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。

8 ⑧欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。

9 ⑨欄には、職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

10 ⑩欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。

11 ⑫欄には、職業紹介責任者が受講した職業紹介責任者講習会の名称、年月日及び場所を記載すること。

12 ⑬欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

**有料職業紹介事業計画書
無料職業紹介事業計画書
特別の法人無料職業紹介事業計画書
地方公共団体無料職業紹介事業計画書**

1 許可・届出番号

2 事業所名

3 職業紹介計画（年間）（国内）

① 区 分	② 有効求職者見込数

職業紹介計画（年間）（国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載）

③ 区 分	④ 相手国名	⑤ 有効求職者見込数 (人)

4 職業紹介の業務に従事する者の数

人

5 資産等の状況

		価格	摘要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	そ の 他		
	計		
負 債	計		

様式第2号（裏面）

記載要領

- 1 ①有料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び有料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「無料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
②無料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び無料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
③特別の法人が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
④地方公共団体が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
- 2 職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 3 1欄には、有料・無料職業紹介事業の有効期間の更新申請の場合及び有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
- 4 3の①及び③欄には、職業安定法第32条の12（法第33条第4項、法第33条の3第2項及び法第33条の4第2項において準用する場合を含む。）に規定する取扱職種の範囲等を定めた場合のみ、その範囲を記載すること。
- 5 3の②及び⑤欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における有効求職者の見込数を、更新申請時には直前年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。
- 6 5欄には、個人事業の場合のみ、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について記載すること。

2. 地方公共団体の行う無料職業紹介事業

(1) 届出手続

① 無料職業紹介事業の届出

イ 地方公共団体が事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣に対して地方公共団体無料職業紹介事業届出書（職業紹介事業業務運営要領（以下「要領」という。）様式第1号の3）を提出することにより、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該地区内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料職業紹介事業を行うことができる。

(イ) 地方公共団体

地方公共団体には、都道府県、市町村等（東京都における特別区及び地方自治法第284条に規定する一部事務組合等を含む。）が含まれる。

(注) 地方自治法

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

(ロ) 地方公共団体の区域

当該無料職業紹介事業が地方公共団体の地区内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に附帯する業務であることが必要であるが、必ずしも当該地区内の求人に限られものではなく、地区外の求人であっても差し支えない。地区外の求職者にあっても同様とする。また、地方公共団体として無料職業紹介事業を実施する事業所は、当該地方公共団体が自ら行う行政政策を実施する上で附带的に必要な職業紹介を行うのであれば、必ずしも当該地方公共団体の区域内に所在する必要はない。

(ハ) 附帯業務

無料職業紹介事業が附帯する行政施策については、法第33条の4第1項に規定された「住民の福祉の増進、産業経済の発展」に資する施策とは、例示であり、これらに限定されるものではなく、例えばUターン就職の促進等、地方公共団体において自ら行うべき行政施策であると判断されるものであれば認められる。

また、行政施策と無料職業紹介事業との関連性については、地方公共団体において、当該行政施策を効果的に実施する等の観点から無料職業紹介事業の実施が必要であると判断するものであればそれで足りる。

なお、当該業務が附帯業務であるか否かの判断は、地方公共団体無料職業紹介事業届出書の5欄における本体業務に関する概要等により行うものとする。

ロ 地方公共団体の行う無料職業紹介事業のイの届出書の提出は、要領第5の2の(4)のイに掲げる届出関係書類を事業主管轄労働局を経由して厚生労働大臣に提出することにより行う（法第33条の4第1項、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）。以下「則」という。）第38条第1項）。

なお、届出は事業主が行うものであるが、事業主の届出に際しては、無料職業紹介事業を行おうとする事業所ごとに地方公共団体無料職業紹介事業届出書又は地方公共団体無料職業紹介事業変更届（要領様式第6号）に記載するとともに、事業所ごとの地方公共団体無料職業紹介事業計画書（要領様式第2号）等の書類を併せて提出することが必要である（法第33条の4、則255条の4）。

ハ 届出書の提出を受けた事業主管轄労働局及び当該事業主が無料職業紹介事業を行おうとする各事業所の管轄労働局においては、当該業務が附帯業務であるか否かの判断は地方公共団体無料職業紹介事業届出書の5欄における本体業務に関する概要等により確認し、その結果を事業主管轄労働局がとりまとめて本省に報告する。

ニ 届出はその長（都道府県にあっては知事、市町村にあっては市町村長）が行うものであり、届出書の届出者の氏名の欄には都道府県にあっては知事名、市町村にあっては市町村長名を記載する必要がある。

また、地方公共団体として複数の担当部局が複数の事業所において無料職業紹介事業を行う場合、それぞれの事業所の名称・所在地、事業所ごとに選任した職業紹介責任者の氏名・住所等必要事項を記載し、それぞれの事業計画書を添付する必要がある。

ホ 一般の無料職業紹介事業については、許可制であり、許可基準において事業所の位置、広さ、構造等に係る一定の基準を満たすこと及び事業所名称は利用者にとって業務の範囲が分かりやすいもので、かつ、「無料職業紹介所」の文字を入れたものであることを要件としている。地方公共団体の行う無料職業紹介事業については、事業所について許可基準はないが、無料職業紹介事業を行うものであることが明確となるよう、また、職業安定機関と誤認を生ずるものでないよう、周知徹底指導を図ること。

② 事業主管轄労働局の行う事務

イ 事業主管轄労働局は、当該地方公共団体の行う無料職業紹介事業の届出手続を受け付け、事業主属性に係る届出関係の事務を行うとともに、当該事業主の無料職業紹介事業届出書の提出を管理する。

ただし、事業所における要領第5の2の(4)のロの(1)から(4)までに掲げる事項の変更のみを届け出るときは、当該変更に係る事業所管轄労働局へ届出を行っても差し支えない（法第61条、則第38条）。

ロ なお、事業主の住所が変更になった場合については、事業主管轄労働局において管理していた届出書の写しに連絡文を添えて新たな事業主の所在地を管轄する労働局に引き継ぐ（同一労働局内においては、管理を移すのみで足りる。）。

③ 事業所管轄労働局の行う事務

イ 事業所管轄労働局は、当該事業主の届出手続に際し、事業主管轄労働局より連絡を受けて、事業主の届出手続の際添付される書類のうち、各事業所属性に係る要領第5の2の(4)のイの(1)から(5)までに掲げる書類を管理する。

ロ このため事業所の変更の届出等の手続に際し、事業主管轄労働局に対し、届出書及び要領第5の2の(4)のイの(1)から(5)に掲げる書類が提出された場合においては、当該提出を受けた事業主管轄労働局は、その提出の都度、当該届出書の写しを作成し、添付書類とともに連絡文を添えて当該事業所管轄労働局に送付し、事業主管轄労働局において

事業所台帳等の補正又は整備を行う（同一労働局内においては、担当の管理に移すのみで足りる。）。

ハ なお、事業所の所在地が変更になった場合については、当該事業所管轄労働局において管理していたイに掲げる書類に連絡文を添えて新たな事業所の所在地を管轄する労働局に引き継ぐ（同一労働局内においては、担当の管理に移すのみで足りる。）。

④ 届出関係書類

無料職業紹介事業の届出関係書類は要領第5の2の(4)のイのとおりとする（法第33条の4、則第25条の4第2項）。

なお、地方公共団体無料職業紹介事業届出書、地方公共団体無料職業紹介事業計画書は、正本一通及びその写し二通を提出することを要するが、それ以外の書類については、正本一通及びその写し一通で足りる（則第38条第2項）。

⑤ 職業紹介責任者の選任等

職業紹介責任者については、欠格事由（法第33条の4第2項において準用する第32条）に該当することなく及び業務を適正に遂行する能力を有する者（則第24条の6）のうちから選任すること（則第24条の6）。職業紹介責任者講習を受講していることその他を選任の要件としている（要領第3の3の(3)のホ参照）。

⑥ 届出の受理

イ 届出書を受理したときは、届出書の写しに付与された届出受理番号及び届出受理年月日を記載するとともに、当該写しに次の記載例により地方公共団体無料職業紹介事業届出書が受理された旨を記載し、当該写し及び地方公共団体無料職業紹介事業計画書の写しそれぞれ一通を届出者に対して控として交付する。

〔記載例〕

職業安定法第33条の4第2項の規定による、 年 月 日付けの地方公共団体無料職業紹介事業に係る届出書については上記、届出受理番号、届出受理年月日により受理した。
--

ロ 届出者が当該区域内における法第32条の4第1項に規定する附帯業務として無料職業紹介事業を行う本来の業務が記載されていないなどにより、当該届出者に係る届出書を受理できない場合は次の様式により、無料職業紹介事業の届出が受理できない旨の書面を作成し、当該届出者に対して交付する。

(日本工業規格A列4)

年 月 日
殿
厚生労働大臣 印
年 月 日付けの地方公共団体無料職業紹介事業届出書（様式第1号の3）については、無料職業紹介事業を附帯して行う業務が記載されていないことにより、受理できない。
このため、法第33条の4に基づく無料職業紹介事業を行うためには、所用の事項を記載の上、改めて同条に基づく届出を行うことが必要である。

⑦ 違反の場合の効果

届出書を提出しないで無料職業紹介事業を行った者又は届出書又は届出関係書類に虚偽の記載をして提出した者の場合、法に違反するものとして、事業停止命令（法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となる。

(2) 変更の届出手続

① 無料職業紹介事業の変更の届出

無料職業紹介事業の変更の届出については、要領第 9 に準じて行うものとする。

② 変更届出関係書類

無料職業紹介事業の変更届出関係書類は、要領第 5 の 2 の (4) のロに掲げる書類とする（則第 25 条の 4 第 1 項）。

なお、無料職業紹介事業変更届出書（要領様式第 6 号）及び要領第 5 の 2 の (4) のロに掲げる書類のうち事業計画書（要領様式第 2 号）については、正本一通及びその写し二通を提出することを要するが、それ以外の書類については、正本一通及びその写し一通を提出することで足りる（則第 38 条第 2 項）。

③ 違反の場合の効果

法に違反するものとして、事業停止命令（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となる。

(3) 事業廃止届出手続

① 無料職業紹介事業の廃止の届出

無料職業紹介事業の廃止の届出については、要領第 4 の 5 の (2) に準じて行うものとする。

② 届出の効力

①の届出により、無料職業紹介事業は行えなくなるので、当該廃止の届出の後、再び無料職業紹介事業を行おうとするときは、新たに無料職業紹介事業の届出書を厚生労働大臣に提出し直す必要がある。

③ 違反の場合の効果

無料職業紹介事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は事業停止命令（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となる。

(4) 名義貸しの禁止

① 名義貸し禁止の意義

名義貸しの意義については、要領第 3 の 3 の (3) のトの(ニ)によるものである（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 10）。

② 違反の場合の効果

無料職業紹介事業につき名義貸しを行った者は事業停止命令（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となる。

(5) 職業紹介事業の取扱職種の範囲等

職業紹介事業の取扱職種の範囲等の手続については、要領第 7 に準じて行うものとする。

(6) その他

① 地方公共団体の合併等に際しての取扱い

要領第 8 の 3 に準じて行うものとする。

② 地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して無料職業紹介事業を行うことについて
イ 地方公共団体が、無料職業紹介事業の全部又は一部（例えば、求人・求職の受理のみを地方公共団体が行う場合。）を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託することは可能である。

ロ また、地方公共団体が無料職業紹介事業の全部を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託する場合には、地方公共団体は無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要はないが、地方公共団体が、無料職業紹介事業の一部を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託し、一部は自ら実施する場合は、地方公共団体において無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要がある。

ハ なお、職業紹介事業の委託に対して委託費等が支払われている場合であって、委託費等の額が紹介実績または雇用関係の成立実績により変動する方法により支払われているものや委託事業の内容が明らかに職業紹介事業のみであると判断できるケースについては、受託する民間職業紹介事業者は、職業紹介に関し、対価（委託費等）を（地方公共団体から）徴収して職業紹介事業を行う者と考えられることから、有料職業紹介事業の許可を得ていることが必要である。

※別添 1 「地方公共団体等が民間職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行わせる場合の職業紹介事業の区分に関する基準について」に基づき、受託者が有料職業紹介事業の場合については、「手数料表」（要領様式例第 3 号参照）に委託費について記載する。

※届出受理番号	
※届出受理年月日	年 月 日

地方公共団体無料職業紹介事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

職業安定法第33条の4第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1名 <small>(ふりがな)</small> 称	
2所 <small>(ふりがな)</small> 在 地	〒□□□-□□□□ 電話 ()	
	
	
3 職業紹介事業を行う事業所に関する事項		
事 業 所		
名 称	所 在 地	
職業紹介責任者氏名等		担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	() -
講習会名・受講年月日・受講場所		※
4 事業開始予定年月日	年 月 日	
5 業務の内容等		
6 取次機関		
<small>(ふりがな)</small> イ 名 称	
<small>(ふりがな)</small> ロ 住 所	
	
ハ 事業内容		
7 備 考		

なお、職業安定法第33条の4第2項において準用する同法33条の14により選任する職業紹介責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法32条第1項から第3項までのいずれにも該当していません。

様式第1号の3(裏面)

記載要領

- 1 ※欄には、記載しないこと。
- 2 届出者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 3欄には、職業紹介事業を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 5欄の業務の内容等は無料の職業紹介事業が附帯する業務の内容及び附帯して行う無料職業紹介事業の内容をそれぞれ附帯する業務ごとに記載すること。
- 5 6欄の取次機関は、国外にわたる職業紹介事業を取次機関を利用して行う場合のみイからハに掲げる事項を記載すること。

◇都道府県労働局一覧

労働局名	郵便番号	所在地	電話
北海道労働局	〒060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森労働局	〒030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-721-2000
岩手労働局	〒020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎	019-604-3004
宮城労働局	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-292-6071
秋田労働局	〒010-0951	秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル5F	018-883-0007
山形労働局	〒990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-626-6109
福島労働局	〒960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024-529-5746
茨城労働局	〒310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6239
栃木労働局	〒320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-610-3555
群馬労働局	〒371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号群馬県公社総合ビル	027-210-5105
埼玉労働局	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビルランド・アクシス・タワー	048-600-6211
千葉労働局	〒260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号千葉第2地方合同庁舎	043-221-5500
東京労働局	〒108-0022	港区海岸3丁目9番45号	03-3452-1472
神奈川労働局	〒231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地横浜第2合同庁舎	045-650-2810
新潟労働局	〒950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3510
富山労働局	〒930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号富山労働総合庁舎	076-432-2718
石川労働局	〒920-0024	金沢市西念3丁目4番1号金沢駅西合同庁舎	076-265-4435
福井労働局	〒910-8559	福井市春山1丁目1番54号福井春山合同庁舎	0776-26-8617
山梨労働局	〒400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2857
長野労働局	〒380-8572	長野市中御所1丁目22-1	026-226-0864
岐阜労働局	〒500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地岐阜合同庁舎	058-245-1312
静岡労働局	〒420-8639	静岡市葵区追手町9番50号静岡地方合同庁舎	054-271-9980
愛知労働局	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館	052-219-5587
三重労働局	〒514-8524	津市島崎町327番2津第二地方合同庁舎	059-226-2165
滋賀労働局	〒520-0057	大津市御幸町6番6号	077-526-8609
京都労働局	〒604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3225
大阪労働局	〒540-0028	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号中央大通FNビル	06-4790-6303
兵庫労働局	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー	078-367-0831

労働局名	郵便番号	所在地	電話
奈良労働局	〒630-8570	奈良市法蓮町 387 奈良第 3 地方合同庁舎	0742-32-0208
和歌山労働局	〒640-8581	和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号和歌山労働総合庁舎	073-488-1160
鳥取労働局	〒680-8522	鳥取市富安 2 丁目 89-9	0857-29-1707
島根労働局	〒690-0841	松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 5 F	0852-20-7016
岡山労働局	〒700-8611	岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号岡山第 2 合同庁舎	086-801-5110
広島労働局	〒730-0013	広島市中区八丁堀 5 番 7 号広島 K S ビル 4 F	082-511-1066
山口労働局	〒753-8510	山口市中河原町 6 番 16 号山口地方合同庁舎 2 号館	083-995-0385
徳島労働局	〒770-0851	徳島市徳島町城内 6 番地 6 徳島地方合同庁舎	088-611-5386
香川労働局	〒760-0019	高松市サンポート 3 番 33 号高松サンポート合同庁舎 3 階	087-806-0010
愛媛労働局	〒790-8538	松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎	089-943-5833
高知労働局	〒780-8548	高知市南金田 1 番 39 号	088-885-6051
福岡労働局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号福岡合同庁舎本館 1 F	092-434-9711
佐賀労働局	〒840-0801	佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号 佐賀第 2 合同庁舎	0952-32-7219
長崎労働局	〒850-0033	長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル	095-801-0045
熊本労働局	〒860-8514	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 9 階	096-211-1731
大分労働局	〒870-0037	大分市東春日町 17 番 20 号大分第 2 ソフィアプラザビル	097-535-2095
宮崎労働局	〒880-0805	宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号宮崎合同庁舎	0985-38-8823
鹿児島労働局	〒892-0847	鹿児島市西千石町 1 番 1 号鹿児島西千石第一生命ビル	099-219-8711
沖縄労働局	〒900-0006	那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号那覇第 2 地方合同庁舎(1号館)	098-868-1655

生活困窮者の早期把握のための庁内連携について（参考）

- 自立相談支援事業の対象者を早期に把握するためには、庁内の関係部局と緊密に連携することが重要であり、例えば、税・保険料や公共料金の担当等と連携することにより、生活困窮者を適切に自立相談支援事業につないで、早期支援に結びつけることができるものと考えられる。
- 内閣府「地方公共サービス小委員会報告書」（平成26年3月）では、公金債権の回収について、生活困窮者の実情を無視した機械的・画一的な徴収は、生活困窮者の自立を妨げる危険があることや、生活困窮者に対する福祉的配慮及び自立支援の要請も存在することが指摘されている。本報告書では公金債権の回収に当たって、生活困窮者自立支援法関連部署との協働について提言されている。

第1章 地方公共団体の公金債権回収関連

6 提言

(2) 当面の課題についての提言

オ 生活困窮者自立支援法関連部署との協働

「生活困窮者自立支援法」（平成25年12月13日法律第105号）が公布された（平成27年4月1日施行）。

同法は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の各事業を行うものであり、福祉事務所を設置する地方公共団体が各事業等の実施主体となる。

生活困窮者を早期に把握し本人の状況に応じた適切な支援につなげていくため、これまで一部の地方公共団体で福祉や税等各部門が連携して支援に取り組んできたが、今後は、こうした取組を更に進め、公金債権の滞納者について、その生活状況等を踏まえ、当該滞納者への自立の支援が必要であると判断される場合には、同法に基づく各事業等に適切につなげるなど、関連部署等との連携を図ることが求められる。

自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）
（案）

目 次

○基本帳票類

【1】 相談受付・申込票	2
【2】 インテーク・アセスメントシート	3
【3】 支援経過記録シート(入力用)	8
支援経過記録シート(出力用:経過一覧)	9
【4】 支援ケース一覧	10
【5】 プラン兼事業等利用申込書	11
【6】 評価シート	14
【7】 個人情報に関する管理・取扱規程	15

○補助ツール

詳細アセスメント項目例	19
-------------------	----

○参考ツール

課題整理シート	26
振り返りシート	29

基本帳票類

相談支援プロセスの流れの中で活用する基本帳票類
(※：基本的に必ず入力求められる項目)

【1】相談受付・申込票【本人等記入→スタッフが追加聞き取り】

〈紙で使用→基本情報等はDB入力、利用申込書として紙で保管〉 ※必須

相談受付・申込票

ID		※初回相談 受付日	平成 年 月 日	受付者	
----	--	--------------	----------	-----	--

■基本情報

ふりがな		※性別	□男性 □女性 □()		
氏名		※生年月日	□大正 □昭和 □平成 年 月 日 (歳)		
住所	〒 -				
電話	自宅	() -	携帯	() -	
メール					
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名		来談者の ご本人と の関係	□家族(本人との続柄:)	
	電話	() -		□その他()	

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。					
病気や健康、障害のこと	住まいについて	収入・生活費のこと			
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について			
仕事探し、就職について	仕事上の不安やトラブル	地域との関係について			
家族との関係について	子育てのこと	介護のこと			
ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない			
その他()					
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。					

■相談申込み欄

<p>〇〇様</p> <p>上記の相談内容等について、自立・家計相談支援の利用を申し込みます。</p> <p>また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。</p> <p>平成____年____月____日 本人署名_____ 印</p>

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】
 <DB 入力(付随シート以外)>

■ 本人の主訴・状況(続き)

(1) 家族・地域関係・住まい

※同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで_____人) <input type="checkbox"/> 無	別居の家族	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
※婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他(_____)	※子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(_____人 →扶養 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
家族の状況 (子どものことを含む)			
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他(_____)	地域との関係	
特記事項			

(2) 健康・障害

※健康状態	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 良くない/通院している <input type="checkbox"/> 良くないが通院していない	通院先/ 服薬・診 断・症状等	
健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外) <input type="checkbox"/> 加入していない	障害 手帳等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 身体(_____級) <input type="checkbox"/> 知的(療育)(_____) <input type="checkbox"/> 精神(_____級) ----- 自立支援医療 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず
特記事項			

(3) 収入・公的給付・債務等

家計の 収支 状況	世帯として 月々入ってくるお金 (月額 _____ 円) 月々出ていくお金 (月額 _____ 円)	家計 状況	
課税 状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない	滞納 債務	<input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 債務あり <input type="checkbox"/> 債務なし
公的 給付 (受給中)	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 高齢年金・遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住居確保給付金 <input type="checkbox"/> その他(_____)	生活 保護	
特記 事項			

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】
 <DB 入力(付随シート以外)>

■アセスメント結果の整理と支援方針の検討

課題と背景 要因	
※課題のまとめと支援の方向性 (300 字以内で整理)	
※チェック項目	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自死企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> (多重・過重)債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む) <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他()

■スクリーニング

※スクリーニング実施日	平成 年 月 日
※対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了 <input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) (→つなぎ先の制度・専門機関:) <input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する <input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)
特記事項	

対応重要度	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D
-------	---

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】
〈DB 入力(付随シート以外)〉

【2】付随シート(紙での使用)

ID		氏名	
----	--	----	--

■家族関係図

家族関係図(□=男性、○=女性)	支援経過における変化

■エコマップ(地域や周囲との関係性)

エコマップ	支援経過における変化

【3】支援経過記録シート【スタッフ使用】
 <DB 入力→一覧で出力>

支援経過記録シート（入力用）

ID		氏名	
----	--	----	--

実施日	平成 年 月 日	担当者	
方法	<input type="checkbox"/> 電話相談・連絡 <input type="checkbox"/> 訪問・同行支援 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 所内会議 <input type="checkbox"/> 支援調整会議(プラン策定) <input type="checkbox"/> 支援調整会議(評価実施) <input type="checkbox"/> その他他機関との会議(支援調整会議以外) <input type="checkbox"/> 他機関との電話照会・協議 <input type="checkbox"/> その他(_____)		
対応相手先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族(_____) <input type="checkbox"/> 関係機関 <input type="checkbox"/> その他		
関与した関係機関・関係者等			

対応内容記録(200字以内)
詳細記録(聞き取り事項・確認した事実、対応状況等)
支援員コメント

【3】支援経過記録シート【スタッフ使用】
 <DB 入力→一覧で出力>

支援経過記録シート（出力用：経過一覧）

ID		氏名	
----	--	----	--

実施日	担当者	方法	対応相手先	関与した関係機 関・関係者等	対応内容記録
平成 年月日					

【4】支援ケース一覧【ケース概況の一覧表として出力、支援調整会議等で活用】
 <自動出力>

支援ケース一覧

- 【データ抽出条件】
- ・初回相談受付月
 - ・スクリーニング実施月
 - ・支援決定・確認実施月
 - ・次回モニタリング予定月
 - ・評価決定月
 - ・サブ区分フラグ
 - ・対応重要度
 - ・対応結果・方針(スクリーニング結果)
 - ・支援決定/確認
 - ・プラン終了予定日
 - ・担当者(支援経過記録シート最新記録から)

自立相談支援機関名	報告日	平成 年 月 日	抽出条件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月受付 ・対応重要度 A/B
-----------	-----	----------	------	---

自動判定 インテーク・アセスメントシートから プラン兼事業等利用申込書から 評価シートから

初回相談受付日	ID	氏名	性別	年齢	住所	ステイタス	プラン回数	対応重要度	対応結果・方針	基礎情報出力	課題と背景要因	課題のまとめと支援の方向性	法に基づく事業・その他の関連事業等	支援決定・確認日	モニタリング予定時期	プラン終了予定時期	プランの終了・継続に関する本人希望・スタッフ意見	評価決定月	担当者	
平成 年 月 日										<ul style="list-style-type: none"> ・同居者有無 ・子ども有無 ・婚姻状況 ・就労状況 ・本人収入有無 ・チェック項目 		<ul style="list-style-type: none"> ・法事業等 ・その他関連事業 								
平成 年 月 日																				
平成 年 月 日																				
平成 年 月 日																				

【ステイタス】
 同意前/スクリーニング前/プラン策定へ/プラン実施中/終結/中断

【対応重要度】
 A/B/C/D

【対応結果・方針(スクリーニング結果)】
 1(情報提供・相談のみ)/2(他制度・機関につなぐ)/3(同意に向け取り組む)/4(プラン策定へ)/5(中断・終了)

【5】プラン兼事業等利用申込書【本人とスタッフが協働で作成→支援調整会議で検討→自治体による支援決定】※必須 <DB 入力→出力>

■法に基づく事業等※

メニュー		利用有無	支援方針(期間・実施機関・給付額等)
1	住居確保給付金	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支給期間 ____年__月__日～____年__月__日 給付額 ____円/月 <input type="checkbox"/> 申込中 <input type="checkbox"/> 既受給 <input type="checkbox"/> 申込予定 備考()
2	一時生活支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支援期間 ____年__月__日～____年__月__日 <input type="checkbox"/> 申込中 <input type="checkbox"/> 既利用 <input type="checkbox"/> 申込予定 備考()
3	家計相談支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支援期間 ____年__月__日～____年__月__日 備考()
4	就労準備支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支援期間 ____年__月__日～____年__月__日 備考()
5	認定就労訓練事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 雇用型 <input type="checkbox"/> 非雇用型 支援期間 ____年__月__日～____年__月__日 備考()
6	自立相談支援事業による就労支援	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

■その他関連する事業等※

メニュー	利用有無	支援方針(期間・実施機関・給付額等)
生活福祉資金等による貸付	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
生活保護受給者等就労自立促進事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

※プラン期間	平成 ____年__月__日まで	次回モニタリング時期	平成 ____年__月
--------	------------------	------------	-------------

■プランに関する本人同意・申込署名欄

〇〇様
私は、 ■上記のプランに基づく支援について同意します。
法に基づく事業(上記3, 4, 5)の利用を申し込みます。
平成____年__月__日 本人署名 _____ 印

<支援調整会議・支援決定>

※支援調整会議開催日	①平成 ____年__月__日 ②平成 ____年__月__日 ③平成 ____年__月__日	※支援決定・確認	<input type="checkbox"/> 支援決定(法に基づく事業(上記3,4,5)) <input type="checkbox"/> 確認(法に基づく事業(上記3,4,5)以外) (決定・確認日:平成 ____年__月__日)
------------	---	----------	---

<備考>

<必要添付書類>

インタビュー・アセスメントシート
その他添付書類(法に基づく事業等の利用にあたって必要とする添付書類)

【5'】プラン兼事業等利用申込書追加確認項目

入力・集計支援ツールにおいて登録が必要な追加項目についてのお願い

- 事業の実施状況把握のため、帳票(プラン兼事業等利用申込書)としては記載の必要はないものの、「入力・集計支援ツール」で入力・登録いただきたい項目が2つ(SQ1,SQ2)あります。いずれも、実態把握のため必要な「月次報告」に反映される項目ですので、もれなく入力・登録をお願いいたします。
- SQ1 は、「当該プラン期間内において、一般就労を目指しているかどうか」を確認するものです。
 - SQ2 は、「このプランを実施するにあたり、関係・関与する人や機関」を選択肢のなかからすべてチェックしていただくものです。

【入力・集計支援ツールのみで登録が必要な項目】

(SQ1)一般就労達成の目標設定状況※ (いずれかにチェック)

プラン期間中の一般就労の達成を目標にしているか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
-------------------------	-----------------------------	------------------------------

(SQ2)プランの実施に係る関係機関・関係者※ (あてはまるものすべてにチェック)

<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署)	<input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター・その他子育て支援機関
<input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所)	<input type="checkbox"/> 男女共同参画センター・婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター
<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署	<input type="checkbox"/> 家計相談支援機関
<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署	<input type="checkbox"/> 小口貸付
<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署	<input type="checkbox"/> 権利擁護・成年後見
<input type="checkbox"/> 行政の税担当部署	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(小口貸付、権利擁護以外)
<input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署	<input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士(会)・司法書士会
<input type="checkbox"/> その他行政の担当部署	<input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
<input type="checkbox"/> ハローワーク	<input type="checkbox"/> 警察
<input type="checkbox"/> 職業訓練機関	<input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム
<input type="checkbox"/> 就労支援をしている各種の法人・団体(就労訓練事業を含む)	<input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> ホームレス支援機関
<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター	<input type="checkbox"/> 一時保護施設
<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員
<input type="checkbox"/> 保健所・保健センター・精神保健福祉センター	<input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体
<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター	<input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体
<input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所	<input type="checkbox"/> 農業者・農業団体
<input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	<input type="checkbox"/> 生活協同組合
<input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター	<input type="checkbox"/> 一般企業
<input type="checkbox"/> 学校・教育機関	<input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民
<input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション	<input type="checkbox"/> その他()

【6】評価シート【本人とスタッフが協働で作成→支援調整会議で確認】※必須
 <DB 入力→出力>

評価シート

ID				氏名		
※評価回	<input type="checkbox"/> 初回	<input type="checkbox"/> ()回目	担当者		評価記入日	平成 年 月 日

■目標の達成状況

※目標の達成状況	
※見られた変化	<input type="checkbox"/> 医療機関受診開始 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 障害手帳取得 <input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定 <input type="checkbox"/> 生活保護適用 <input type="checkbox"/> 家計の改善 <input type="checkbox"/> 債務の整理 <input type="checkbox"/> 就労収入増加 <input type="checkbox"/> 就労開始(一般就労) <input type="checkbox"/> 就労開始(中間的就労) <input type="checkbox"/> 職場定着 <input type="checkbox"/> 就職活動開始 <input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学 <input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善 <input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善 <input type="checkbox"/> 孤立の解消 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> その他()
現在の状況と 残された課題	

■法に基づく事業等の利用実績等

法に基づく事業等	利用有無	通算利用実績	利用の効果／継続利用の必要性等
住居確保給付金	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ヵ月	
一時生活支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	日	
家計相談支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ヵ月	
就労準備支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	日	
認定就労訓練事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	日	

■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見

本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望 <input type="checkbox"/> 継続を希望	スタッフの意見	
-------	--	---------	--

<支援調整会議における評価実施>

※支援調整 会議開催日	平成 年 月 日	※プラン評価	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プランして継続 <input type="checkbox"/> 中断 (決定日:平成 年 月 日)
終結後の対応 ／再プラン時 の留意点			

<必要添付書類>

<input type="checkbox"/> プラン兼事業等利用申込書

【7】個人情報に関する管理・取扱規程

※規程の内容については必ず自治体・事業実施団体の個人情報保護管理所管部局と協議して決定
<紙で使用> ※必須

個人情報に関する管理・取扱規程

●●市●●自立相談支援機関・家計相談支援機関では、当機関における個人情報保護に関する取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方として、個人情報に関する管理・取扱規程を制定します。

【取組方針】

当機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等、当機関が実施する業務を行うにあたっては、●●市個人情報保護条例をはじめとする関係法令等に加えて、本規程を遵守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

【個人情報の取得方法】

ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

【利用目的】

ご相談者の個人情報を、当機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

◎当機関の業務内容

- ◆ 相談支援業務
- ◆ プランの策定・評価

◎利用目的

- ◆ 相談支援業務を円滑に行うため
- ◆ 自治体に対して事業等利用申込を行うため
- ◆ 支援提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため

【個人情報の内容】

当機関では、以下の情報を個人情報として取り扱います。

- ◆ 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ◆ 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ◆ 就労・通学・通所状況に関する情報
- ◆ 収入、資産、債務等経済的状況
- ◆ 福祉制度利用状況
- ◆ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

【第三者への提供の制限】

ご相談者(又は代理人)の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則としてご相談者(又は代理人)の同意を得た上で、ご相談者の個人

【7】個人情報に関する管理・取扱規程

※規程の内容については必ず自治体・事業実施団体の個人情報保護管理所管部局と協議して決定
<紙で使用> ※必須

情報を関係機関・者等(別表で例示した機関)に対して提供することがあります。

また、例外として、**●●市個人情報保護条例第●条第●項に従って、同意を得ずに関係機関・者等に対して情報提供する場合があります。**

◎同意の上で第三者に提供する場合

- ◆ 他機関・者との間で、支援の実施、各種事業等の利用申込やプラン策定に関する調整を行うため
- ◆ 他機関・者が実施する支援を受けるため
- ◆ プランが終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- ◆ 各種福祉制度申込時に、当機関から自治体へ事前に本人が特定される形で相談する場合
- ◆ 病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

◎同意を得ずに第三者に提供する場合(●●市個人情報保護条例第●条第●項の定めによる)

- ◆ 法令に基づく場合
- ◆ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ◆ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ◆ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

【保存期間】

ご相談者の情報の保存は、利用申込日より開始します。保存期間は、支援終了日より●年間とします。その後は、適切な方法(溶解処理等)により廃棄します。

【安全管理措置】

ご相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施します。

【継続的改善】

情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本規程を適宜見直し、ご相談者の個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

以上

【7】個人情報に関する管理・取扱規程

※規程の内容については必ず自治体・事業実施団体の個人情報保護管理所管部局と協議して決定
〈紙で使用〉 ※必須

【別表】関係機関・関係者等の例示

- 〇〇市子ども家庭課
- 〇〇市高齢福祉課
- 〇〇市障害福祉課
- 〇〇市家庭児童相談室
- 〇〇地域福祉事務所
- 〇〇市税務課
- 〇〇市保険年金課
- ハローワーク〇〇
- 〇〇職業能力開発センター(職業訓練機関)
- 〇〇就労支援センター
- 〇〇地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所
- 〇〇保健所
- 〇〇精神保健福祉センター
- 〇〇障害者就業・生活支援センター
- 〇〇障害者就労支援事業所
- 〇〇児童相談所
- 〇〇小学校
- 〇〇中学校
- 〇〇高等学校
- 〇〇地域若者サポートステーション
- 〇〇地域子育て支援センター
- 〇〇男女共同参画センター
- 〇〇家計相談センター(家計相談支援機関)
- 〇〇権利擁護センター
- 〇〇社会福祉協議会
- 法テラス
- 〇〇弁護士会
- 多重債務者等相談窓口〇〇
- 〇〇消費生活センター
- 〇〇地域生活定着支援センター
- 〇〇ホームレス支援機関
- 〇〇一時保護施設
- 民生委員・児童委員
- NPO〇〇
- 〇〇商店街組合
- 農協
- 生活協同組合
- 〇〇株式会社
- 〇〇町内会

補助ツール

必要に応じて活用が考えられる補助ツール

詳細アセスメント項目例

※使用にあたって

- 「インテーク・アセスメントシート」と共に、各課題領域についてアセスメントを深める必要がある場合に使用する。
- すべての領域・項目についてチェックする必要はなく、本人の訴えや状況から課題として重要と考えられる領域・項目からチェックしてアセスメントを深める。

※注意点

- すべての領域・項目についてチェックする必要はない。
- 項目を埋めることが目的化してはならない。
- 不必要な情報はとらない。
- 本人が言いたくない、知られたくないと考える情報は無理強いまでしてとらない。

ID		氏名	
----	--	----	--

■健康面について

疾病・傷病、健康上の課題の具体的な内容	
通院先	病院名：_____ 診療科：_____ 主治医：_____
服薬状況	<input type="checkbox"/> 服薬していない <input type="checkbox"/> 服薬している(服薬内容：_____)
健康保険納付状況	<input type="checkbox"/> 納付中 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 滞納あり(分納中) <input type="checkbox"/> 滞納あり(未対応)
障害の状況・程度	障害支援区分： <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当(区分_____) <具体的な障害の状況・程度等>
介護保険	<input type="checkbox"/> 要介護認定を受けている → <input type="checkbox"/> 要介護(_____) <input type="checkbox"/> 要支援(_____) <input type="checkbox"/> 要介護認定を受けていない
利用している福祉・介護サービス	
備考	

【補助】詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■住まいについて

住民票	<input type="checkbox"/> 有(市・区・町・村) <input type="checkbox"/> 無
電気・ガス・水道の状況	<input type="checkbox"/> 供給停止 → < <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 →停止時期: _____から> <input type="checkbox"/> 未納有だが供給中(<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道) <input type="checkbox"/> 供給中
家賃・地代の支払(賃貸の場合)	<input type="checkbox"/> 滞納(____年____月から) → <家主等からの立ち退き要請 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有> <input type="checkbox"/> 滞納なし
備考	

■収入や経済状態について

世帯収入	毎月 _____ 円 手段: <input type="checkbox"/> 就労収入(_____円) <input type="checkbox"/> 家賃・地代・利子(_____円) <input type="checkbox"/> 年金(_____円) <input type="checkbox"/> 手当(_____円) <input type="checkbox"/> 家族等の援助(_____円) <input type="checkbox"/> その他(_____ (_____円))
本人と家族の収入	<input type="checkbox"/> 本人収入(_____円) 手段: <input type="checkbox"/> 就労収入(_____円) <input type="checkbox"/> 家賃・地代・利子(_____円) <input type="checkbox"/> 年金(_____円) <input type="checkbox"/> 手当(_____円) <input type="checkbox"/> 家族等の援助(_____円) <input type="checkbox"/> その他(_____ (_____円)) <input type="checkbox"/> 本人以外の家族の収入1→続柄(_____) (_____円) <input type="checkbox"/> 本人以外の家族の収入2→続柄(_____) (_____円) <input type="checkbox"/> 本人以外の家族の収入3→続柄(_____) (_____円)
世帯の毎月の生活費と内訳	総金額: _____ 円 内訳: 家賃 _____ 円、食費 _____ 円、光熱水費 _____ 円、医療費 _____ 円 嗜好品費 _____ 円、遊行費 _____ 円、その他 _____ 円
本人の年金加入状況及び年金種類	<input type="checkbox"/> 受給中(<input type="checkbox"/> 老齢基礎年金 <input type="checkbox"/> 厚生・共済年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金) <input type="checkbox"/> 加入(<input type="checkbox"/> 支払中 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 納付猶予 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 滞納) →年金種類< <input type="checkbox"/> 国民年金1号 <input type="checkbox"/> 国民年金3号 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 共済組合> <input type="checkbox"/> 非加入 <input type="checkbox"/> 不明
貸付・債務(世帯)	<input type="checkbox"/> 有(_____円, 種類: _____) <input type="checkbox"/> 無 返済状況: <input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題はあるが緊急性はなし <input type="checkbox"/> 緊急性あり <借り手や金額等>
滞納	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 →滞納種類< <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> その他(_____)>

【補助】詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

その他資産 (世帯)	(例:不動産、家屋、貯蓄、保険、自動車等)
備考	

■仕事について

現在の求職 活動状況	
職業訓練や中 間的就労の経 験状況	<input type="checkbox"/> 現在、職業訓練もしくは中間的就労を利用している(利用先: _____) <input type="checkbox"/> 以前に、職業訓練もしくは中間的就労を利用した経験がある(利用先: _____) <input type="checkbox"/> 利用していない/利用経験はない
雇用保険	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 非加入
雇用保険の 失業等給付	<input type="checkbox"/> 受給中(期間: _____ ~ _____) <input type="checkbox"/> 受給済み(期間満了) <input type="checkbox"/> 受給資格なし(理由: _____) <input type="checkbox"/> 受給不要
備考	

■生活管理

1日のタイムス ケジュール	
1週間のタイム スケジュール	
生活管理能力 について	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 特に課題なし <気になる点>
備考	

【補助】詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■地域との関係・社会参加について（ひきこもりを含む）

外出頻度 ・行先等	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週の半分程度 <input type="checkbox"/> ほとんど外出しない <input type="checkbox"/> その他(_____) →よく行くところ: _____
ひきこもり等社会参加に係る課題	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 →具体的に: _____ ひきこもり等の期間: _____
交友関係(つきあいのある人・頼りにしている人等)	
備考	

■生活歴（ライフヒストリー）

過去の課題	<input type="checkbox"/> 虐待(<input type="checkbox"/> 加害 <input type="checkbox"/> 被害) <input type="checkbox"/> DV <input type="checkbox"/> 貧困 <input type="checkbox"/> 借金 <input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> ひきこもり <input type="checkbox"/> 進路 <input type="checkbox"/> 身体疾患 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 刑務所・拘置所 <input type="checkbox"/> 執行猶予 <input type="checkbox"/> 薬物 <input type="checkbox"/> その他(_____)
生活歴で留意すべきこと	
備考	

■家族のこと

家族関係で気になること	
家族が抱える課題	
備考	

【補助】詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■DV・虐待について

DV・虐待の恐れの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → < <input type="checkbox"/> DV <input type="checkbox"/> 児童虐待 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待 <input type="checkbox"/> 障害者虐待 <input type="checkbox"/> その他(_____)>
被害者の属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他(_____)
加害者の属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他(_____)
DV・虐待の状況	いつ頃から(_____) どのくらい続いているか(____年____ヵ月くらい) <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 精神的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
これまで関わりがあった機関	<input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 配偶者暴力防止・相談支援センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 障害者虐待防止センター <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他(_____)
保護・措置	<input type="checkbox"/> 一時保護あり <input type="checkbox"/> 施設入所措置あり <input type="checkbox"/> 保護・措置の経験はない
保護命令	<input type="checkbox"/> 発令中 <input type="checkbox"/> かつて発令されていた <input type="checkbox"/> なし
備考	

■子どもの状況／子どもが抱える課題（※子どもに関する相談の場合に使用）

就学・就園段階	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 特別支援学校(学級を含む) <input type="checkbox"/> 専門学校・専修学校・各種学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学・大学院 <input type="checkbox"/> その他 →< <input type="checkbox"/> 在学中 <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 中退 学校名:_____>
子どもが抱える課題	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 貧困 <input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> ひきこもり <input type="checkbox"/> 友人ができない <input type="checkbox"/> 進学先 <input type="checkbox"/> 就職先 <input type="checkbox"/> 身体疾患 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 薬物 <input type="checkbox"/> その他(_____)
子どもが抱える課題の背景要因等	
備考	

■国籍・言語について

国籍	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> その他 → 国籍:_____
言語	<input type="checkbox"/> 通訳不要 <input type="checkbox"/> 通訳必要 → 言語:_____

【補助】詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■本人の能力

話を聞いて理解する力	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし	言語能力	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし
書く力(識字力)	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし	人とのコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし
本人が得意なこと			
本人が苦手を感じていること			
担当者としての印象や 気になる点等			

参考ツール

本人が課題の整理や振り返りを行う際に
活用できる参考ツール

【参考1】課題整理シート【必要に応じて、本人使用。タイミングは随時】

課題整理シート

ID		氏名	
----	--	----	--

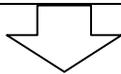
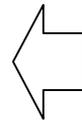
- このシートは、あなた(本人)がスタッフと一緒に、課題を整理して対応策と一緒に考えていくためのシートです。
- ご回答は、お答えいただけることだけで構いません。

解決したいこと1 [

]

今の状況 (困っていること、変えたいこと)

その原因や背景は何でしょう？



今後どのようにしていきたいですか？



自分としてやっていきたいこと



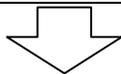
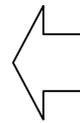
支援を求めたいこと

解決したいこと2〔

〕

今の状況（困っていること、変えたいこと）

その原因や背景は何でしょう？



今後どのようにしていきたいですか？



自分としてやっていきたいこと

支援を求めたいこと

●自分のこと

これまでにあった主な出来事（よかったこと、つらかったことなど）	
(いつ頃)	(どんなこと／どう思ったか)

周囲の支え・助けになるかかわり（かかわりの状況など）		
	家族・友人・知人等個人的なつながり	公的機関・事業など
現在持っている		
今後持ちたい		

自分の強み・得意なこと

苦手なこと

【参考2】振り返りシート【必要に応じて、本人使用。タイミングは随時】

振り返りシート

ID		氏名	
----	--	----	--

1回目	振り返り実施日	平成	年	月	日
これまでの取り組みの振り返り					
自分の取り組み			周囲の取り組み		
当初目標（短期目標）の達成度			現在の幸せ度（満足度）		
今後どのように取り組んでいきたいか					
自分としてやっていきたいこと			支援を求めたいこと		

2回目	振り返り実施日	平成	年	月	日
これまでの取り組みの振り返り					
自分の取り組み			周囲の取り組み		
当初目標（短期目標）の達成度			現在の幸せ度（満足度）		
今後どのように取り組んでいきたいか					
自分としてやっていきたいこと			支援を求めたいこと		

【参考2】振り返りシート【必要に応じて、本人使用。タイミングは随時】

3回目	振り返り実施日	平成	年	月	日
これまでの取り組みの振り返り					
自分の取り組み			周囲の取り組み		
当初目標（短期目標）の達成度			現在の幸せ度（満足度）		
今後どのように取り組んでいきたいか					
自分としてやっていきたいこと			支援を求めたいこと		

4回目	振り返り実施日	平成	年	月	日
これまでの取り組みの振り返り					
自分の取り組み			周囲の取り組み		
当初目標（短期目標）の達成度			現在の幸せ度（満足度）		
今後どのように取り組んでいきたいか					
自分としてやっていきたいこと			支援を求めたいこと		

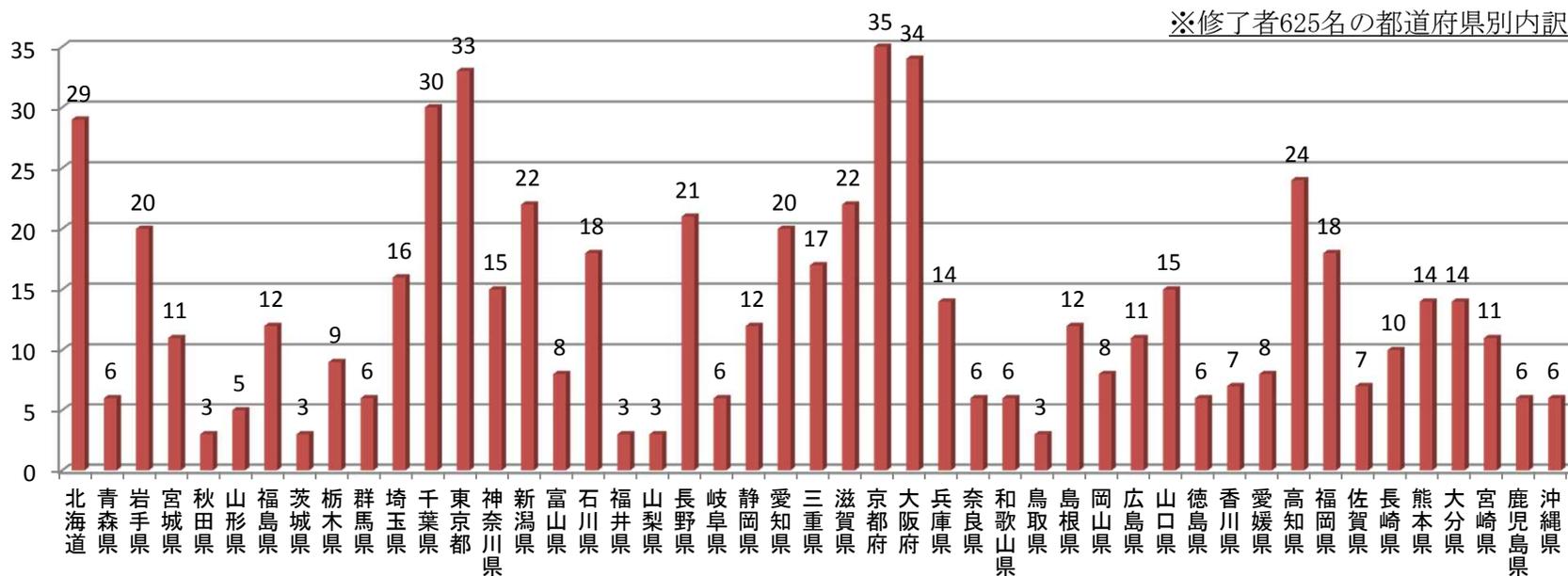
平成26年度における自立相談支援事業従事者養成研修の実施状況

- 平成26年度における自立相談支援事業従事者養成研修の修了者数及び受講者数は、以下のとおり。（都道府県別の内訳はグラフのとおり。）

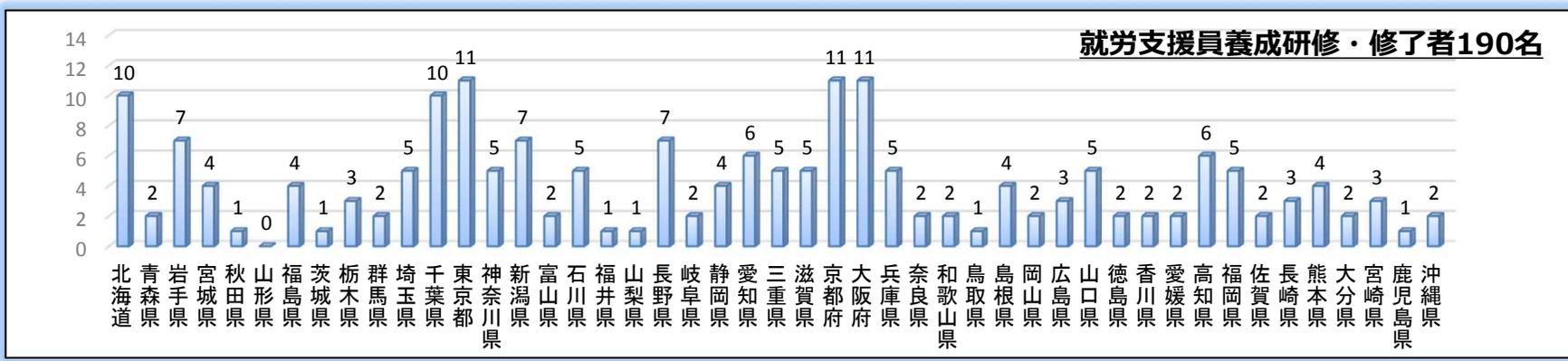
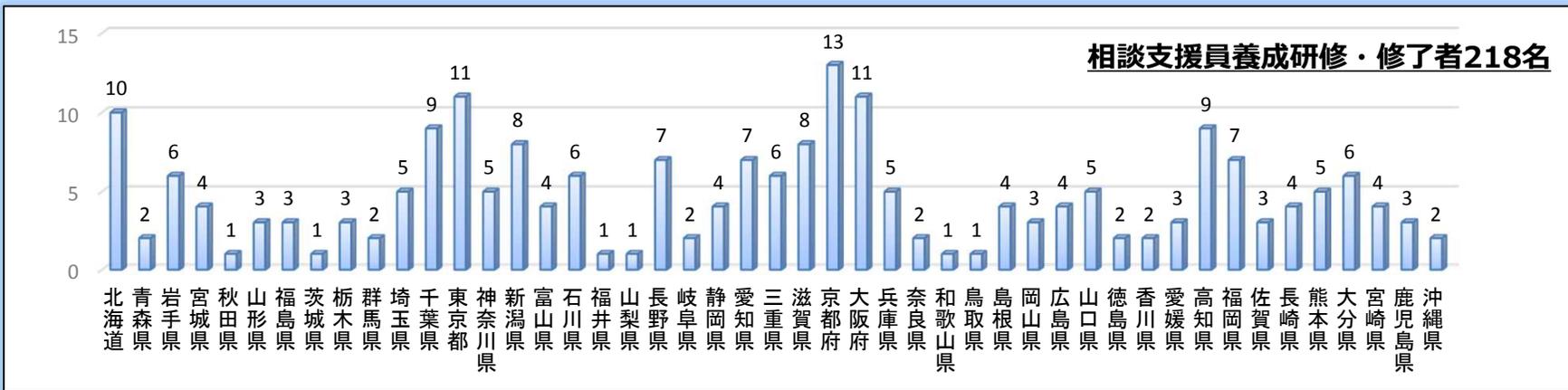
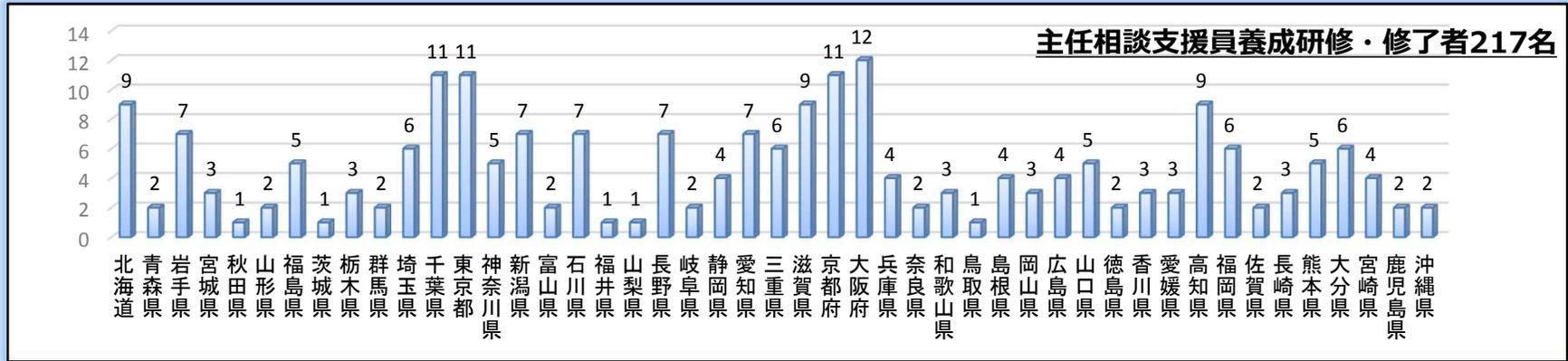
	【修了者数（受講者数）】
①主任相談支援員養成研修	217名（222名）
②相談支援員養成研修	218名（237名）
③就労支援員養成研修	190名（224名）
計	625名（683名）

- 各自治体は研修を企画・実施するに当たっては、国研修の修了者に企画段階から参画いただくこと等について検討いただきたい。

■ 平成26年度における主任相談支援員、相談支援員、就労支援員養成研修の修了者数（合計）



平成26年度における各都道府県別・各支援員の修了者数



(案)

生活困窮者自立支援制度人材養成研修実施要綱 (案)

1. 自立相談支援事業従事者養成研修事業

(1) 目的

生活困窮者の自立を促進するため、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題の評価・分析、自立支援計画（以下「プラン」という。）の策定、プランに基づく各支援の提供をはじめ、地域の関係機関とのネットワーク構築、社会資源の活用・開発等を行うため、相談及び就労等の支援技術を習得することにより、自立相談支援事業に従事する者の資質の確保・向上を図ることを目的とする。

(2) 実施内容

ア 主任相談支援員養成研修

(ア) 研修対象者

自立相談支援事業において主任相談支援員として配置されている者。

なお、対象者の選定に当たっては、以下の①から③までのいずれかに該当する者であることを考慮の上、検討すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者② 生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者③ 相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である地方自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者 |
|---|

(イ) 研修内容

別添1「自立相談支援事業従事者養成研修共通カリキュラム」及び「主任相談支援員養成研修カリキュラム」に基づき養成研修を受講するものとする。

イ 相談支援員養成研修

(ア) 研修対象者

自立相談支援事業において相談支援員として配置されている者。

なお、対象者の選定に当たっては、相談支援業務に従事している者（これまで従事していた者も含む。）など、生活困窮者への相談支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

(案)

(イ) 研修内容

別添1「自立相談支援事業従事者養成研修共通カリキュラム」及び「相談支援員養成研修カリキュラム」に基づき養成研修を受講するものとする。

ウ 就労支援員養成研修

(ア) 研修対象者

自立相談支援事業において就労支援員として配置されている者。

なお、対象者の選定に当たっては、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者（これまで従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

(イ) 研修内容

別添1「自立相談支援事業従事者養成研修共通カリキュラム」及び「就労支援員養成研修カリキュラム」に基づき養成研修を受講するものとする。

(3) 実施時間数

各研修について、それぞれ6日間（42時間）とする。

2. 就労準備支援事業従事者養成研修事業

(1) 目的

複合的な課題を抱え、直ちに就労が困難な者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するため、就労準備支援事業に従事する者に必要とされる姿勢・知識・能力を習得することにより、資質の確保・向上を図ることを目的とする。

(2) 実施内容

ア 研修対象者

就労準備支援事業において就労準備支援担当者として配置されている者。

なお、対象者の選定にあたっては、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者（これまで従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材が望ましい。

イ 研修内容

別添2「就労準備支援事業従事者養成研修カリキュラム」に基づき養成研修を

(案)

受講するものとする。

(3) 実施時間数

3日間(21時間)とする。

3. 家計相談支援事業従事者養成研修事業

(1) 目的

生活困窮の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、相談者自身が主体的に「家計を管理しよう」という意欲を引き出すための、支援姿勢や方法等を学ぶことを目的とする。加えて、相談者が再び生活困窮状態になることを予防する観点からも、家計相談支援のねらいや基本的な考え方を十分に理解したうえで、効率的かつ確実に支援を行うための技術を習得し、家計相談支援事業に従事する者の資質の確保・向上を図ることを目的とする。

(2) 実施内容

ア 研修対象者

家計相談支援事業において家計相談支援員として配置されている者。

なお、対象者の選定にあたっては、相談支援に関わる知識・技術、家計管理に関わる知識・技術、社会保障制度や金融に関わる知識等を有していることが必要であり、以下の①から⑤のような人材が考えられる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者② 社会福祉士の資格を有する者③ 社会保険労務士の資格を有する者④ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者⑤ 上記①～④に掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者 |
|--|

イ 研修内容

別添3「家計相談支援事業従事者養成研修カリキュラム」に基づき養成研修を受講するものとする。

(3) 実施時間数

3日間(21時間)とする。

4. 共通事項

1から3の各研修事業の実施に当たり、以下のとおり共通事項を定める。

(案)

(1) 実施主体

実施主体は、国とする。なお、研修事業は公募手続きを経た上で適切な団体に委託して実施する。

(2) 修了証書の交付

研修事業受託団体は、研修修了者に対して修了証書を交付するものとする。

(3) 修了者名簿の管理

研修事業を受託する団体は、研修事業実施期間中、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、所属等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するものとする。

なお、研修事業終了後は、研修受講履歴の確認や、研修受講者本人からの研修修了に関する問い合わせ等に速やかに対応することが必要であることから、研修受講者を推薦した各地方自治体において修了者名簿を管理することとする。

(4) 費用負担

自立相談支援事業従事者養成研修、就労準備支援事業従事者養成研修又は家計相談支援事業従事者養成研修の参加に必要な費用のうち旅費及び宿泊費については、それぞれ自立相談支援事業、就労準備支援事業又は家計相談支援事業の対象経費として支出することができるものとする。

なお、各研修に必要な教材費等は受講者の負担とする。

(5) 実施上の留意点

ア 研修日程、研修受講者の対象人数等については別途お示しすることとする。

イ 各研修の修了者は、研修で学んだ知識や技能等について、積極的に関係者に伝達する機会を設けること。具体的には、自治体が生活困窮者自立支援制度に関して独自に研修を開催する場合、国が行う研修の修了者に企画段階から参画していただくことや、研修の講師として協力いただくことが考えられる。

(案)

(別添 1)

自立相談支援事業従事者養成研修共通カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
生活困窮者支援の基本的な考え方について	生活困窮者自立支援制度創設の背景及び制度の概要、生活困窮者支援の理念について理解する。	講義：1.5 時間
生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の重要性について	自立相談支援事業の目的、機能、支援の流れ、各支援員の役割について理解する。	講義：2 時間
	各支援員に求められる倫理や基本姿勢について理解する。	講義：1.5 時間 演習：2 時間
生活困窮者支援に必要と考えられる視点について	対象者の特性を踏まえた支援のあり方や、健康・保健、権利擁護、個人情報保護など支援に必要と考えられる視点について理解する。	講義：1.5 時間 演習：2 時間
生活困窮者支援における社会資源の活用と連携・協働について	生活困窮者支援に関係する各制度・施策やその他の社会資源の活用、それらとの連携・協働の目的とその方法について理解する。	講義：1.5 時間 演習：2 時間
相談支援の展開について	生活困窮者の自立支援計画について、基本的な考え方等について理解する。	講義：1.5 時間 演習：2 時間
就労支援の実施方法について	生活困窮者の就労支援について、基本的な考え方等について理解する。	講義：1.5 時間 演習：2 時間

※計 21 時間（講義 11 時間、演習 10 時間）

(案)

主任相談支援員養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
職員の資質向上と職場（組織）づくりについて	職員の育成・教育について学習するとともに、スーパービジョンの手法等、主任相談支援員に求められる役割について十分に理解する。	講義：3時間 演習：4時間
	高度な相談支援（支援困難ケースへの対応）について、具体的な支援の考え方やその手法について理解する。	講義：1時間 演習：2時間
生活困窮者支援を通じた地域づくりについて	生活困窮者支援を通じた地域づくりの考え方を学習するとともに、地域の関係機関・関係者との協働・連携のあり方について理解する。	講義：2時間 演習：2時間
	地域の社会資源の状況把握、地域に不足する社会資源の開発等の考え方やその手法について理解する。	講義：3時間 演習：4時間

※21時間（講義9時間、演習12時間）

(案)

相談支援員養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
相談支援の展開について	生活困窮者への一連の相談支援プロセス（対象者の把握・アウトリーチ、相談受付（利用申込）、アセスメント、自立支援計画の策定、支援調整会議の開催、支援サービスの提供、モニタリング、自立支援計画の評価、支援の終結等）についての考え方やその手法について理解を深めるとともに、プロセスの各段階における基礎的な援助技術を習得する。	講義：6時間 演習：8時間
	上記の講義や演習を踏まえ、事例を通じて、具体的な相談支援の考え方や手法についてより理解を深める。	演習：7時間 ※演習のまとめに係る講義の時間も含む。

※21時間（講義6時間、演習15時間）

就労支援員養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
就労支援の実施方法について	生活困窮者に対する就労支援の意義や重要性、就労支援に必要とされる基本的な知識等について学習するとともに、生活困窮者の就労支援に係る相談の進め方や、ハローワーク・協力企業等との連携について理解する。	講義：6時間 演習：8時間
	上記の講義や演習を踏まえ、事例を通じて、具体的な就労支援の考え方や手法についてより理解を深める。	演習：7時間 ※演習のまとめに係る講義の時間も含む。

※21時間（講義6時間、演習15時間）

(案)

(別添2)

就労準備支援従事者養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
就労準備支援の基本的な考え方について	生活困窮者自立支援制度及び就労準備支援事業の目的と必要性を理解する。	講義：3時間 演習：4時間
	就労準備支援担当者に求められる基本理念や責務、役割について理解するとともに、多様な課題や社会的背景を抱える就労準備支援事業の対象者像を理解する。	
就労準備支援の展開について	援助関係の構築、アセスメントの手法、就労準備支援プログラムの作成、支援方法、評価の視点を学ぶ。	講義：4.5時間 演習：9.5時間
	自立相談支援機関やハローワーク等関係機関との連携、社会資源の開発等、就労準備支援を進めていくために必要な体制づくりについて学ぶ。	

※21時間（講義7.5時間、演習13.5時間）

(案)

(別添3)

家計相談支援員養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
家計相談支援の基本的な考え方について	生活困窮者の状況の理解と、家計相談支援員に求められる倫理・責務・役割を理解する。	講義：2.5時間
	多重・過重債務問題の理解と、債務整理の方法やヤミ金対策について理解する。その他、利用できる制度や法律について理解するとともに、相談者の抱える課題や社会的背景を理解し、家計相談支援事業の対象となる相談者像を理解する。	講義：2.5時間 演習：0.5時間
家計相談支援の展開について	初回面接から終結に至るまでの一連の流れを学ぶとともに、家計相談支援における基本的対応方法や面接姿勢の心得、相談時の心構えや対応方法などについて理解する。	講義：4時間 演習：3.5時間
家計表、キャッシュフロー表等を用いた支援について	家計表等の作成において求められる、情報収集の方法や分析視点を理解する。加えて、キャッシュフロー表に基づき家計の推移を分析し、家計再生プランの立案について理解する。	講義：2時間 演習：6時間

※21時間（講義11時間、演習10時間）

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 9 日

都道府県
各 指定都市 「生活困窮者自立促進支援モデル事業」担当部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

平成 27 年度家計相談支援事業従事者養成研修に係る特例措置について

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成 26 年度から国においては自立相談支援事業従事者養成研修を実施しているところですが、平成 27 年度からは家計相談支援事業従事者養成研修（以下、「家計相談の国研修」という。）も実施することとなりました。なお、家計相談支援員として業務に従事する者は、原則として家計相談の国研修を受講する必要がありますが、当該研修を受講していない場合であっても当面の間は業務に従事することができるよう経過措置を講じております。

平成 25 年度と平成 26 年度は、グリーンコープ連合主催による家計相談支援員実践研修（厚生労働省社会福祉推進事業）を実施してきたところですが、当該研修の受講者の中で一定の要件等を満たした方においては、平成 27 年度からの家計相談の国研修を免除する特例措置を講じることとしました。つきましては、今後、グリーンコープ連合より、平成 25 年度と平成 26 年度の家計相談支援員実践研修（厚生労働省社会福祉推進事業）の受講者を対象に、受講状況および受講証の発行希望に関するアンケート調査を実施しますので、各自治体においても御承知くださいますようお願い申し上げます。

なお、特例免除措置の要件については、下記の通りと致しますが、指定課題と具体的な手続き方法等については、平成 27 年度にお示し致します。

各都道府県担当者におかれましては、対象となる管内市区町村に御周知いただきますようお願いいたします。

記

【平成 27 年度家計相談支援事業従事者養成研修の免除に係る特例措置の要件】

○ 以下、4 点全てに該当すること。

- (1) 平成 25 年度もしくは平成 26 年度のグリーンコープ連合主催による家計相談支援員実践研修を受講しており、2 日間にわたる研修のうち遅刻欠席時間が 1 時間以内である者。

- (2) グリーンコープ連合が発行する受講証を有している者*。
- (3) 平成 26 年度生活困窮者自立促進支援モデル事業において、家計相談支援事業の支援員として業務に従事した者。もしくは、平成 27 年度以降、家計相談支援事業の支援員として業務に従事する者。
- (4) 厚生労働省が示す指定課題を提出し、提出された内容が審査のうえ認められた者。

※ 今後、グリーンコープ連合より受講証を発行する予定。

【注意事項】

- 家計相談の国研修を免除する特例措置は、平成 27 年度のみ実施します。平成 28 年度以降は実施いたしません。

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

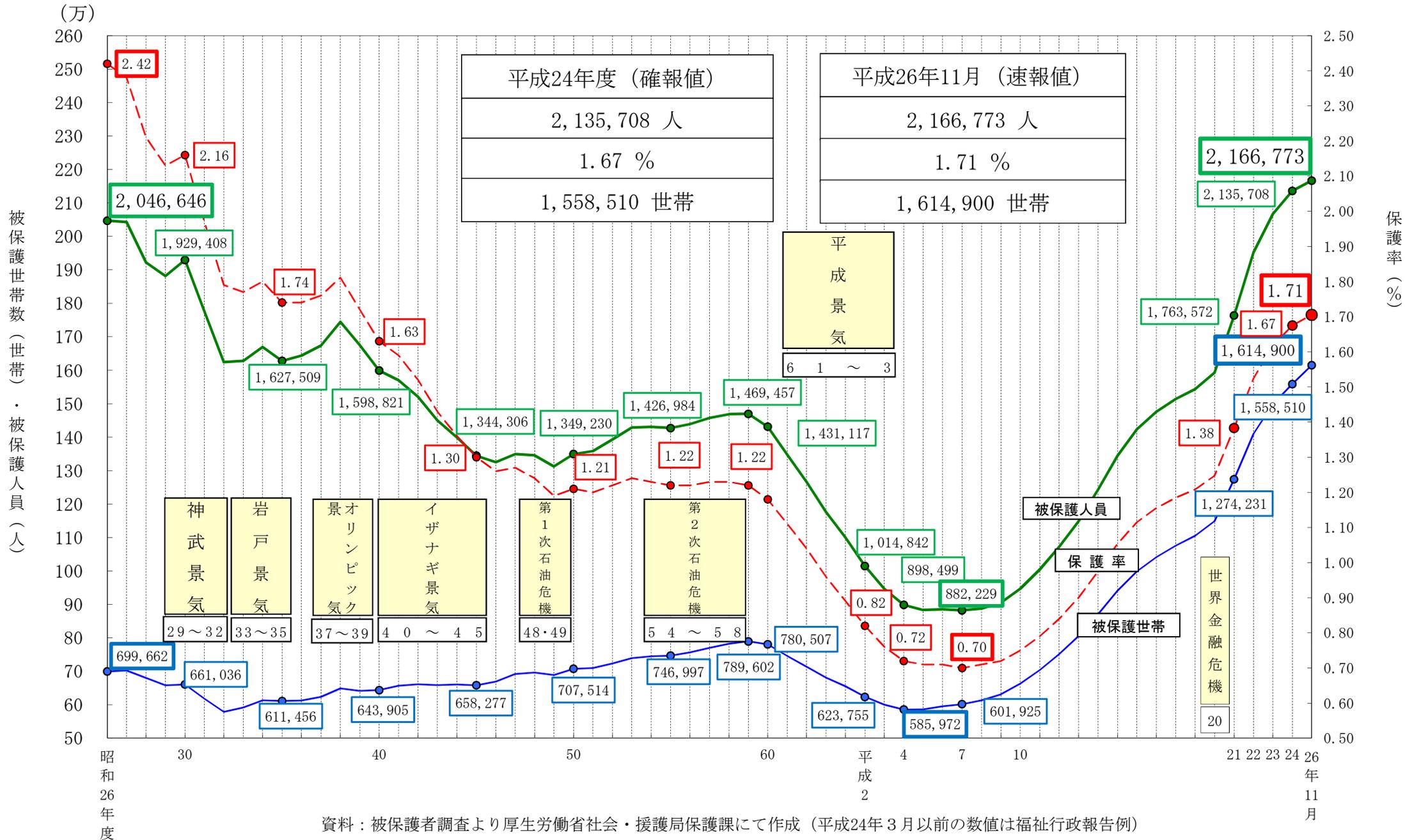
電話 03-5253-1111 (内線 2893 楠木)

夜間 03-3595-2615

F A X 03-3592-1459

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は約216.7万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

リーマンショック後、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加したが、近年、景気回復等の影響により、「高齢者世帯」が増加傾向であり、「その他の世帯」は減少傾向

◆平成16年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	997,149	465,680	87,478	349,844	94,148
構成割合 (%)	100.0	46.7	8.8	35.1	9.4

資料：平成16年度福祉行政報告例

◆平成26年11月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,606,510	762,678	108,971	455,457	279,404
構成割合 (%)	100.0	47.5	6.8	28.4	17.4

約3倍増

資料：被保護者調査（平成26年11月概数）（保護停止中の世帯は含まない。）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯人員の構成割合

- ・20～29歳：5.3%
- ・50歳以上：54.0%

(平成24年)

新たな生活困窮者自立支援制度の主な対象者

- 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。

【主な対象者】

現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

- ・ 福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人(平成23年度推計値)

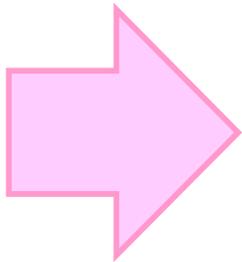
(参考：その他生活困窮者の増加等)

- ・ 非正規雇用労働者 平成12年：26.0% →平成25年：36.7%
- ・ 年収200万円以下の給与所得者 平成12年：18.4% →平成25年：24.1%
- ・ 高校中退者：約6.0万人(平成25年度)、中高不登校：約15.1万人(平成25年度)
- ・ ニート：約60万人(平成25年度)、引きこもり：約26万世帯(平成18年度厚労科研調査の推計値)
- ・ 生活保護受給世帯のうち、約25% (母子世帯においては、約41%)の世帯主が出身世帯も生活保護を受給。(関西国際大学道中隆教授による某市での平成19年度の調査研究結果)
- ・ 大卒者の貧困率が7.7%であるのに対し、高卒者では14.7%、高校中退者を含む中卒者では28.2%

生活困窮者支援の現状

【これまでの支援】

- 自治体とハローワークが一体となった就労支援（平成17年度から実施）
 - ・ 「福祉から就労」支援事業 【実績】就職率54.5%（平成23年度）
- 自治体独自の多様な就労支援
 - ・ 生活保護受給者に対し、民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を一体的に実施（横浜市）
【実績】就労率 60.4%（平成23年10月～平成24年3月）
- 居住の確保
 - ・ 住宅支援給付（平成26年度までの時限措置）の支給（平成21年度第1次補正予算等において措置、緊急雇用創出事業臨時特例基金として実施） 【実績】常用就職率 75.4%（平成25年度）
- 貸付・家計相談
 - ・ グリーンコープ生協においては、きめの細かい生活相談に併せて貸付を実施
【実績】平成23年度末までの貸倒率 0.97%
- 子ども・若者への学習支援、養育支援、居場所づくり、就労支援
 - ・ 被保護世帯の中学生及びその保護者等を対象に進学の助言等を行うとともに、学生ボランティアによる学習支援を実施（埼玉県）
【実績】参加者の高校進学率 97.0%（平成23年度）（参考）被保護世帯全体:89.5%
 - ・ 地域若者サポートステーションによる就労支援（平成18年度から実施）
【実績】就職等進路決定者数 1万2千人（平成23年度）



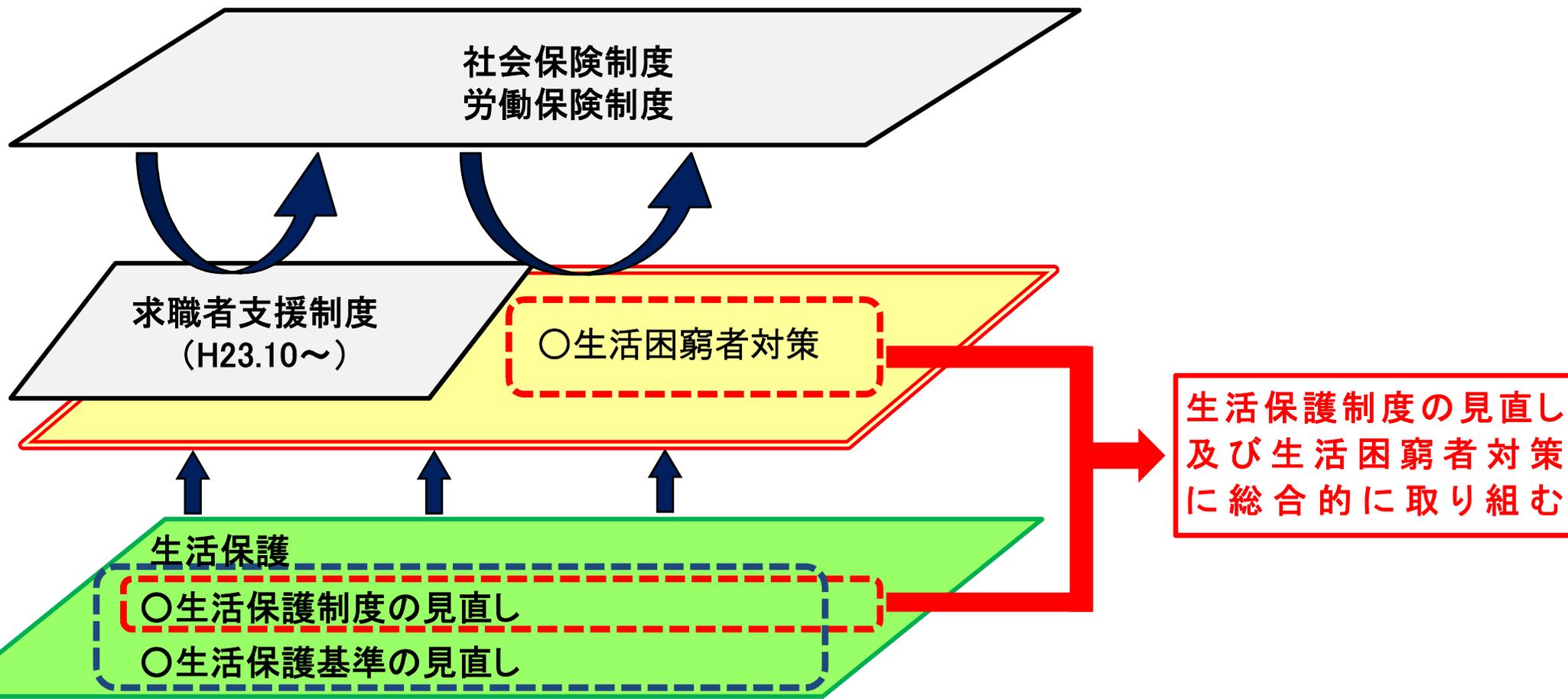
【指摘されている課題】

- 一部の自治体のみの実施
- 各分野をバラバラに実施
- 早期に支援につなぐ仕組みが欠如

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

- 生活保護法は、現に保護を受けている者(法第6条第1項)、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者(法第6条第2項)が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(法第2条第1項)が対象(要保護者以外の生活困窮者)。
- ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	被保護者就労支援事業(第55条の6)
生活困窮者就労準備支援事業	被保護者就労準備支援事業(第27条の2に基づく予算事業)
生活困窮者家計相談支援事業	(個々の状況に応じケースワーカーが支援)
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、 新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

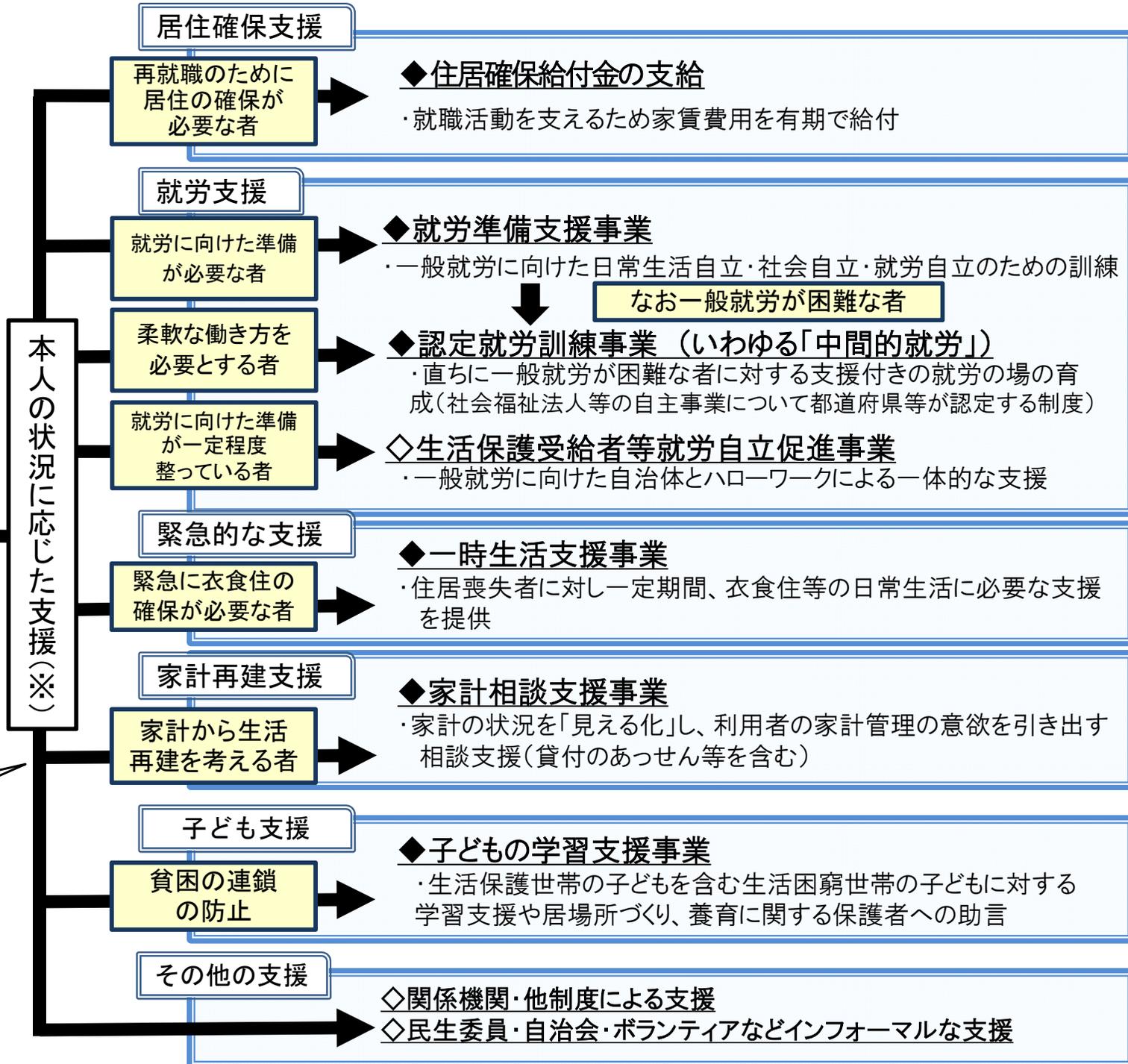
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

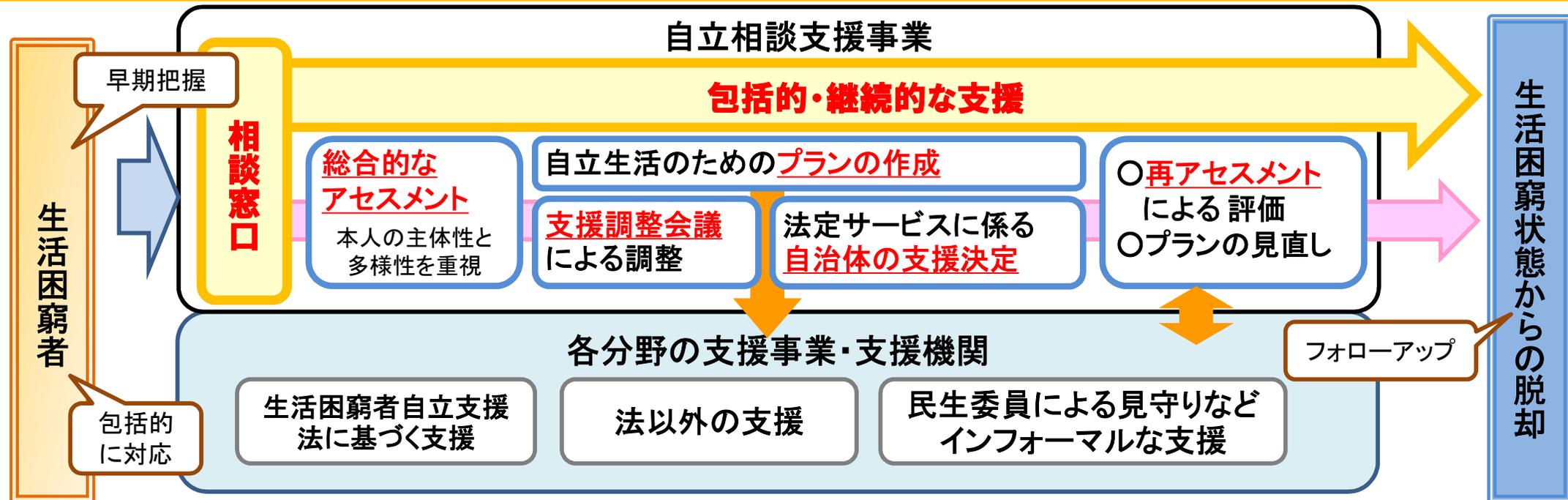
※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

自立相談支援事業の体制について（案）

- 自立相談支援事業については、以下の3職種を配置することを基本とすることを考えている。
- ※ 各職種には主に以下のような役割が求められるが、自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども考えられ、配置のあり方について、今後更に検討する予定。自立相談支援機関においても、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することも重要である。

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none">○ 相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成○ 困難ケースへの対応など高度な相談支援○ 社会資源の開拓・連携 など
相談支援員	<ul style="list-style-type: none">○ 生活困窮者への相談支援<ul style="list-style-type: none">・ アセスメント、プラン作成・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施・ 相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ など
就労支援員	<ul style="list-style-type: none">○ 生活困窮者への就労支援<ul style="list-style-type: none">・ ハローワークや協力企業などとの連携・ 能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓 など

住居確保給付金について

目的

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。
- ※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）の制度化を図る。

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割の非課税限度額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。

（東京都1級地の場合）単身世帯：13.4万円、2人世帯：20.0万円、3人世帯：24.1万円

- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。

（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円

- ③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：69,800円）

- 支給期間 原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

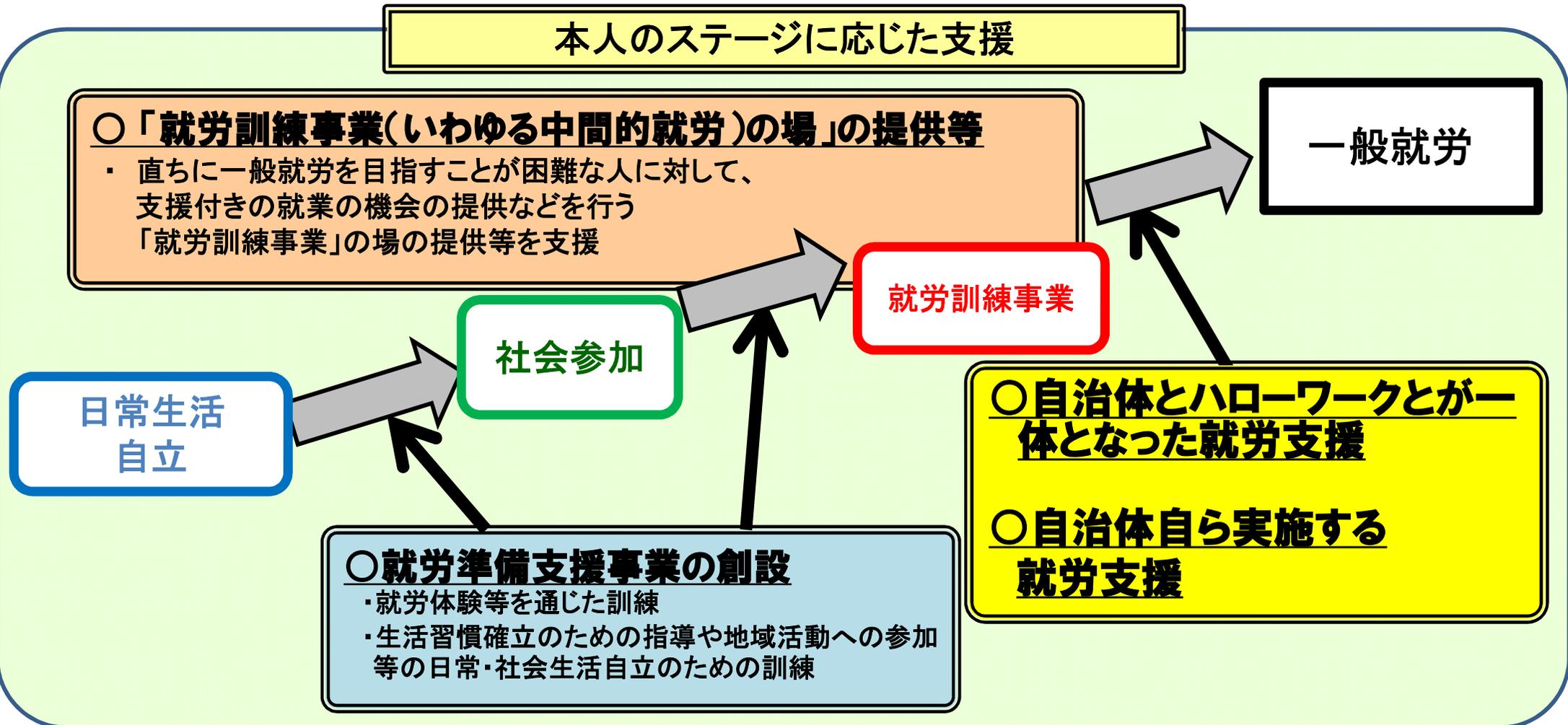
期待される効果



- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

就労に向けた支援の充実・強化

◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊心や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

生活困窮者の状態に応じた就労支援(案)

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者	ハローワークの一般職業紹介	一般的な職業相談・職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援	(ハローワーク) 担当者制によるキャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等 (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者	自立相談支援事業の就労支援員	就労意欲の喚起を含む福祉面での支援とともに、担当者制によるハローワークへの同行訪問、キャリア・コンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等
4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る (就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施
5. 就労への移行のため柔軟な働き方をする必要のある者	就労訓練事業 (中間的就労)	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

就労準備支援事業について

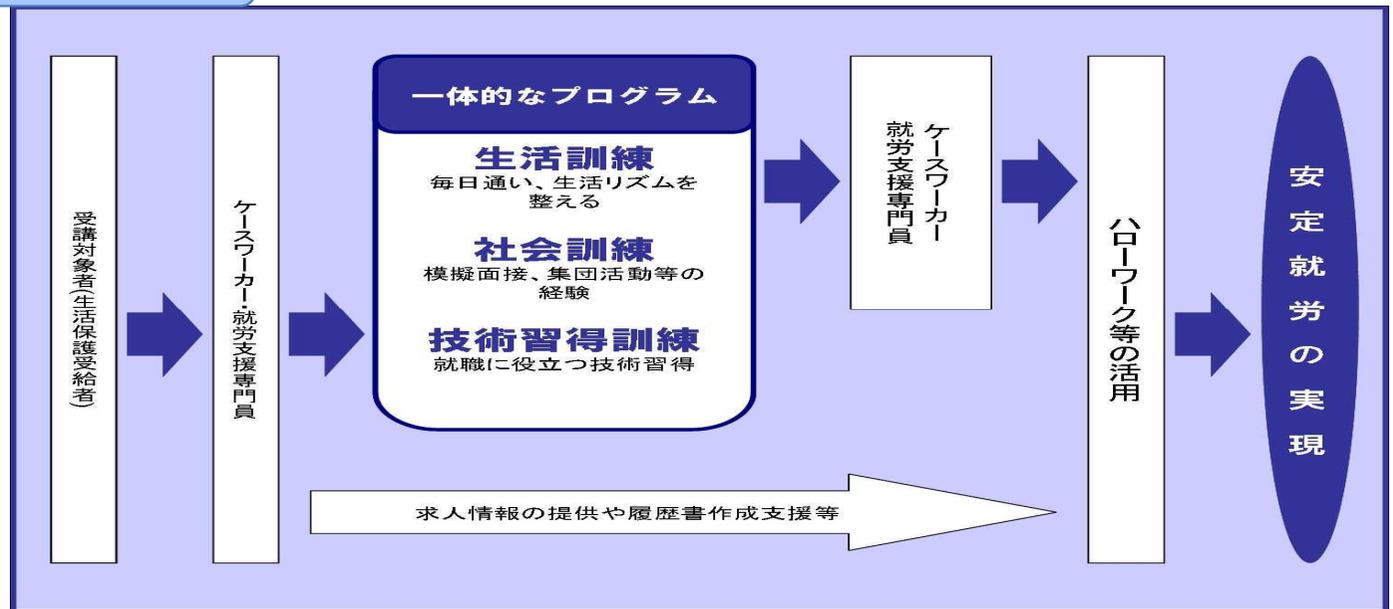
事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。最長で1年の有期の支援を想定。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(生活自立段階)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会自立段階)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立段階)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

支援のイメージ(現行の取組例)【横浜市】

横浜市における就労意欲喚起事業 (就労準備のための訓練)

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始。
- 平成24年9月現在、56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職。



期待される効果

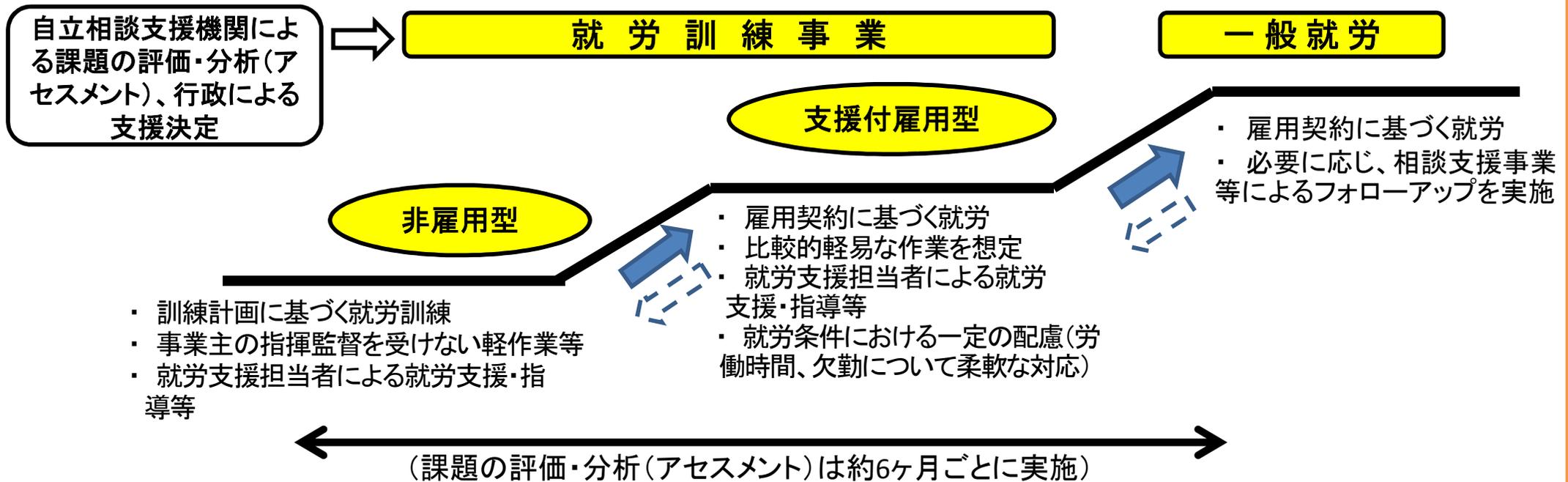
- 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

支援のイメージ



期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会の開催について

1 開催趣旨

- 一昨年12月に改正・制定された生活保護法及び生活困窮者自立支援法により、今後、様々な形で生活保護受給者や生活困窮者に対する就労支援が強化されるが、これらが実効性を上げるためには、地域において、民間事業者の協力を欠かすことはできない。
- また、就労訓練事業、いわゆる中間的就労については、今後、その担い手を確保することが急務である。
- そこで、各自治体で来年度の制度施行に向けた準備が今後更に本格化する中で、民間事業者に制度への積極的な協力を要請するため、今般の協議会を開催した(8月21日に厚生労働省にて開催)。

2 参加者

【事業者団体(参加者)】

- ・全国社会福祉協議会(高井副会長)
 - ・全国社会福祉法人経営者協議会(武居副会長)
 - ・全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会(小田切副委員長)
 - ・全国社会就労センター協議会(阿由葉会長)
 - ・全国就労移行支援事業所連絡協議会(石原会長)
 - ・全国救護施設協議会(大西会長)
 - ・全国老人福祉施設協議会(石川会長)
 - ・日本生活協同組合連合会(和田専務理事)
 - ・ソーシャル・ビジネスネットワーク(町野専務理事・事務局長)
- ※当日参加していない団体とも今後、積極的に連携を図る。

【厚生労働省】※開催当時

- ・佐藤厚生労働副大臣
- ・社会・援護局長
- ・保護課長
- ・地域福祉課長
- ・生活困窮者自立支援室長
- ・消費生活協同組合業務室長
- ・福祉基盤課長
- ・職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
就労支援室長
- ・職業能力開発局能力開発課長

【オブザーバー(参加者)】

- ・全国知事会
- ・指定都市市長会
- ・全国市長会 ※全国町村会は、所用により欠席。

3 議事

- (1) 佐藤茂樹厚生労働副大臣挨拶(要請)
- (2) 生活困窮者自立支援制度及び被保護者就労支援事業の創設等について(行政説明)
- (3) 就労訓練事業の事例発表(社会福祉法人生活クラブ風の村、社会福祉法人一麦会)
- (4) 制度への参画についての各団体からのご発言

4 副大臣挨拶のポイント

- 労働力人口が減少する中、生活保護受給者や生活困窮者の方々に対する就労支援を強化し、社会の担い手になっていただくことは、地域社会のためにも、大変重要。
- 新しい制度は、それぞれの地域において官民協働により生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援するもので、真に効果的な就労支援を行うためには、民間事業者の協力を欠かすことはできない。就労訓練事業、いわゆる「中間的就労」の場を広げることを含め、今後の積極的な参画をお願いしたい。
- そして、各地方団体などにも本日の会議の内容や生活困窮者・生活保護受給者に対する就労支援の重要性をお伝えいただき、全国的な取組につなげていただきたい。

5 事例発表のポイント

(1) 社会福祉法人 生活クラブ風の村(千葉県)

- 障害の有無に関わらず「様々な理由で働きづらい状態にある方」を包括的に受け入れ、「業務分解」を行うことなどにより、その方の個性や事情に合った「多様な働き方(ユニバーサル就労)」を展開。
- ユニバーサル就労は、特別な支援を必要とする人を支援する仕組みだけではなく、職場の一人ひとりの抱えている事情に配慮することにより生産性を上げるものでもあり、これからの人口減社会における人材確保や育成にとっては大事な働き方である。
- また、就労訓練事業を進めていくためには、全国レベル、都道府県レベルでの中間支援団体が重要だと考え、各団体が集まって「ユニバーサル就労ネットワークちば」を立ち上げ、支援スタッフの養成や広報、啓発、小さなNPO法人への支援を行うとともに、就労訓練事業の受け入れ企業の拡大を図っている。また、就労準備支援事業の受託も行う予定である。
- 行政からの補助に頼るのではなく、社会福祉法人としての非課税相当額を事業運営に充てることによって、「地域福祉への貢献」を目指している。

(2) 社会福祉法人 一麦会(和歌山県)

- 障害者支援の延長線上として、地域の引きこもり、ニート、高校中退者の相談支援を実施し、法人内での雇用や企業等への就労移行支援を行うことから取組を始めた。
- 農家の高齢化や後継者不在による人手不足という地域農業に課題に着目し、農業分野で就労訓練事業を実施することで、生活困窮者支援を通じて地域農業の支援と活性化を目指している。
- 地域社会は必要としている事で、採算が合わず企業が参入しない事業については、社会福祉法人が実施すべきである。
- 生活困窮者自立支援制度を活かして、地方においては地域経済を底上げし、日本再興の一翼を担うものにしていきたい。

6 各団体の発言要旨

《全国社会福祉協議会》

福祉で培ったソーシャルワークによる対応が重要な事業であり、これまですすめてきた、社会福祉協議会や社会福祉法人・施設の取組を土台にして、全国的なネットワークを最大限生かして就労支援事業をすすめていきたい。

《全国社会福祉法人経営者協議会》

全国の会員組織に対して、引き続き制度の普及、啓発に取り組むとともに、社会福祉法人は、就労支援事業についての経験やノウハウを有しているので、中間的就労、就労体験としての受入や一般就労につながる支援をしていきたい。

《全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会》

就労自立に向けた支援に関しては、就労準備支援での就労体験の場やボランティア体験の場、中間的就労の場の確保が不可欠であり、社会福祉協議会自体が体験の場となり得るし、各施設種別の団体、個別の施設・事業所と連携して場の確保、提供を行っていきたい。

《全国社会就労センター協議会》

障害者就労支援施設・事業所は、これまで就労移行支援事業をはじめ中間的就労にもつながる事業を実施してきたことから、施設・事業所での受入や、生保・社会事業授産施設での支援実績もふまえてこれらの事業を実施しようとする関係団体・施設等に対するノウハウ等の提供を行っていきたい。

《全国就労移行支援事業所連絡協議会》

就労支援は本人に対する支援とその方を受け入れる企業に対する支援が両輪として機能することが重要であり、障害者の就労支援に関して会員事業所が持つノウハウの情報提供やアドバイスをしていきたい。

《全国救護施設協議会》

生活保護受給者・生活困窮者の就労支援に関して、中間的就労の場を提供し、就労支援を通じて経済的自立、社会的孤立防止に取り組むことを、行動指針の1項目として掲げており、今後もさまざまな事業に取り組んでいきたい。

《全国老人福祉施設協議会》

本日の協議会の内容をしっかりと受け止め、介護保険制度の利用者のみならず、生活保護受給者を含めた生活困窮者に対する支援や地域づくりについて、公益法人として積極的に取り組んでまいりたい。

《日本生活協同組合連合会》

高齢者の見守りや生活相談等、地域課題の解決に向けた取組を進めてきたが、就労訓練事業についても、全国の会員の中でどのような実践があるのか、どのような実践ができるのかを研究し、取組を進めていきたい。

《ソーシャル・ビジネスネットワーク》

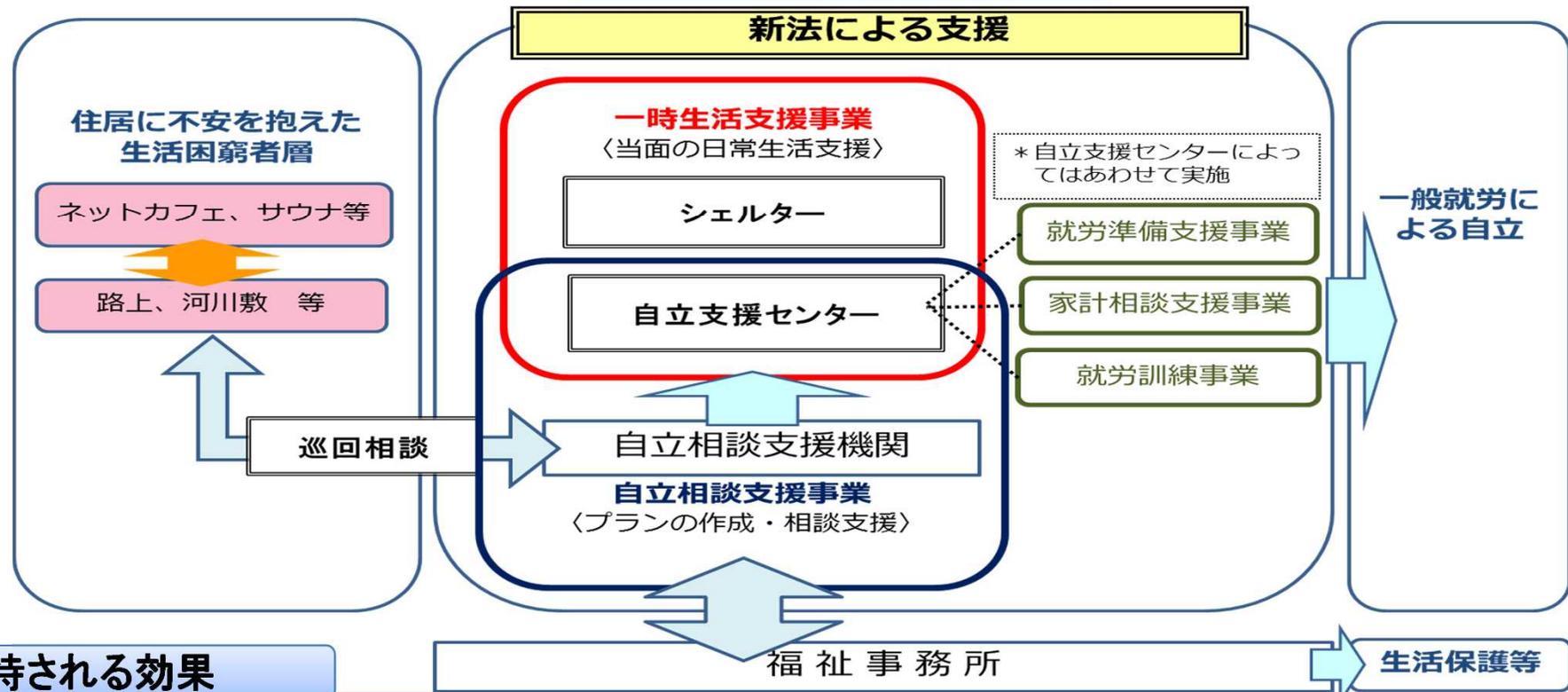
ビジネスの手法を用いて、様々な社会的課題を解決していく社会的企業(営利企業やNPO法人等)が増えており、この分野で成果をあげている事業者を成功モデルとして掲げながら、汎用性のあるソーシャルビジネスモデルとして全国に展開していきたい。

一時生活支援事業について

事業の概要

- 一時生活支援事業は、現在、各自治体においてホームレス対策事業として実施しているホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター）及びホームレス自立支援センターの運用を踏まえ、これを制度化するものである。
 - 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- ※ 職員配置に係る費用については、一時生活支援事業には含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施（自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置）。

新法施行後のホームレス支援フロー



期待される効果

- 自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析（アセスメント）を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。
- 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供するとともに、状況によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立。

家計相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、家計表等を活用し、家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援プランを作成。具体的な支援業務として、
 - ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④ 貸付のあっせん 等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。

支援の視点

相談者自身が課題が見えるようになる支援

- ①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

- ②家計支援計画の作成と必要な支援の調整

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

- ③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

支援の具体的効果

自分の家計の状況に対する気づきと理解

家計を再生しようとする意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援の見通しの作成

・相談者が自ら家計を管理できるようになる
・家計が安定化する

再び困窮状態になることの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

子どもの学習支援事業について

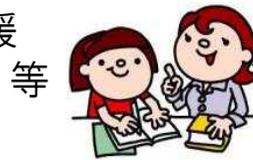
事業の概要

- 貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施ができるものとする。

支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

平成26年度においては、184自治体において生活保護受給世帯等の子ども及びその保護者に対し、以下の取組を実施。

- 進路相談、中退防止のための支援を含む学習支援
 - ・学習教室においてボランティアによるマンツーマンの学習支援
 - ・家庭訪問による進学への助言、養育支援
- 居場所の提供
 - ・日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援



高知市 の学習支援事業の取組例

【高知チャレンジ塾】

福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。

市が雇用した就学促進員が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行うとともに、民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。

【実績】平成25年度は生活保護受給世帯の中学生271人が参加。中学3年生55人のうちすべてが高校へ進学。

相模原市 の学習支援事業の取組例

【若者すだち支援事業】(学習教室の例)

生活保護受給世帯等の主に中学生を対象に、学習教室を開催。元中学校教員をコーディネータとして配置し、大学生ボランティアがマンツーマンで支援。毎回担当ケースワーカーも参加。

教室と併せ、夏合宿、クリスマス会、いも掘りなどのイベントも開催。

【実績】平成25年度は市内5カ所で開催。生活保護受給世帯の中学生中学3年生の対象者162人のうち、46人が参加。うち44人(96%)が高校へ進学。



【若者自立サポート】(居場所づくりの例)

生活保護受給世帯等の高校生、高校中退者等を対象に、居場所を確保。相談支援、学習支援や学びなおし、商店街等との協働によるボランティアが活動などへの参加により、幅広い生活自立支援を行う。

【実績】平成26年度は市内4カ所で居場所(拠点)を確保。



居場所piece



商店街での清掃ボランティア

平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体

(H26.9.9現在)

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
1	北海道	北海道	4月	○	○	-	-	-	-
2		札幌市	4月	○	○	○	○	-	-
3		小樽市	11月	○	-	-	-	-	-
4		旭川市	4月	○	○	○	-	○	-
5		室蘭市	10月	○	-	-	-	-	-
6		釧路市	4月	○	○	○	-	-	-
7		帯広市	7月	○	-	-	-	-	-
8		北見市	10月	○	○	-	-	-	-
9		岩見沢市	4月	○	○	○	-	○	-
10		網走市	10月	○	-	-	-	-	-
11		稚内市	4月	○	-	-	-	-	-
12		富良野市	10月	○	-	-	-	-	-
13		北広島市	10月	○	-	-	-	-	-
14	青森県	青森県	4月	○	○	-	-	-	-
15		五所川原市	7月	○	-	-	-	-	-
16	岩手県	岩手県	4月	○	○	○	○	-	-
17		大船渡市	10月	○	-	-	-	-	-
18		花巻市	4月	○	○	-	○	-	-
19		北上市	10月	○	○	-	○	-	-
20		遠野市	10月	○	-	-	○	-	-
21		一関市	10月	○	-	-	○	-	-
22	二戸市	4月	○	-	-	-	-	-	
23	宮城県	宮城県	4月	○	○	○	-	-	-
24		仙台市	4月	○	○	-	-	-	-
25		岩沼市	4月	○	-	-	-	○	-
26		東松島市	4月	○	-	-	-	-	-
27	秋田県	湯沢市	4月	○	○	○	-	○	-
28	山形県	山形県	6月	○	-	-	-	-	-
29		山形市	4月	○	-	-	-	-	-
30		米沢市	4月	○	○	-	-	-	-

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
31	福島県	福島県	4月	○	-	-	-	-	-
32		福島市	10月	○	-	-	-	-	-
33		会津若松市	4月	○	○	-	-	-	-
34		郡山市	10月	○	-	-	-	-	-
35		須賀川市	10月	○	-	-	-	-	-
36	茨城県	茨城県	6月	○	-	-	-	-	-
37	栃木県	栃木県	4月	○	○	○	○	○	-
38		宇都宮市	6月	○	-	-	-	○	-
39		栃木市	4月	○	-	-	-	○	-
40	日光市	4月	○	-	-	-	○	-	
41	群馬県	群馬県	5月	○	-	-	-	-	-
42		前橋市	4月	○	-	-	-	○	-
43	埼玉県	埼玉県	11月	○	○	○	○	○	○
44		さいたま市	5月	○	○	-	○	-	-
45		川越市	4月	○	-	-	○	-	-
46		越谷市	6月	○	-	-	-	-	-
47		所沢市	10月	○	-	-	-	-	-
48	戸田市	10月	○	-	-	○	-	-	
49	和光市	7月	○	○	-	○	-	-	
50	千葉県	千葉県	10月	○	-	-	-	-	-
51		千葉市	4月	○	○	-	○	-	-
52		船橋市	4月	○	-	-	-	-	-
53		野田市	4月	○	-	-	○	○	-
54		佐倉市	4月	○	○	-	○	-	-
55		柏市	4月	○	○	-	○	-	-
56		鴨川市	4月	○	-	-	-	-	-
57		富津市	4月	○	-	-	-	-	-
58		浦安市	5月	○	-	-	-	-	-
59		香取市	4月	○	○	-	○	-	-
60	八街市	10月	○	-	-	-	-	-	

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
61	東京都	港区	1月	○	○	-	○	-	-
62		新宿区	9月	○	-	-	-	-	-
63		世田谷区	4月	○	○	-	○	-	-
64		豊島区	6月	○	-	-	-	-	-
65		北区	10月	○	○	-	○	-	-
66		練馬区	4月	○	-	-	○	-	-
67		足立区	4月	○	○	○	○	-	○
68		葛飾区	4月	○	-	-	-	-	-
69		国分寺市	4月	○	-	-	-	○	-
70		国立市	4月	○	-	-	○	-	-
71		狛江市	10月	○	○	-	-	-	-
72		東大和市	6月	○	○	-	○	-	-
73		清瀬市	6月	○	-	-	-	-	-
74	神奈川県	神奈川県	4月	○	-	-	-	-	-
75		横浜市	4月	○	○	○	○	-	-
76		川崎市	4月	○	-	-	○	-	-
77		相模原市	4月	○	○	○	-	-	-
78	藤沢市	11月	○	○	-	○	○	-	
79	新潟県	新潟県	4月	○	○	-	○	-	-
80		新潟市	5月	○	○	-	○	-	-
81		長岡市	6月	○	○	-	○	-	-
82		柏崎市	4月	○	○	-	○	-	-
83		燕市	4月	○	○	-	-	-	-
84		妙高市	4月	○	-	-	-	-	-
85		上越市	4月	○	○	-	○	-	-
86		魚沼市	4月	○	-	-	-	-	-

 = H25～モデル事業実施

※ 事業開始時期は、自立相談支援事業の開始時期を記載している。

※ 任意事業については、本モデル事業以外の事業により、類似の取組を行っている自治体もある。

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
87	富山県	富山県	4月	○	○	○	-	-	-
88		高岡市	10月	○	-	-	-	-	-
89		氷見市	4月	○	-	-	○	-	-
90		砺波市	10月	○	-	-	○	-	-
91		小矢部市	11月	○	-	-	-	-	-
92		射水市	10月	○	-	-	-	-	-
93	石川県	石川県	10月	○	-	-	-	-	-
94		金沢市	10月	○	-	-	-	-	-
95		七尾市	10月	○	-	-	-	-	-
96		小松市	4月	○	○	-	-	○	-
97		加賀市	10月	○	-	-	-	-	-
98		かほく市	10月	○	-	-	-	-	-
99		白山市	4月	○	-	-	○	-	-
100		能美市	10月	○	-	-	-	-	-
101		野々市市	1月	○	-	-	-	-	-
102	福井県	福井県	4月	○	○	-	-	○	-
103	山梨県	山梨市	4月	○	-	-	-	-	-
104	長野県	長野県	4月	○	-	-	-	-	-
105		長野市	4月	○	-	-	-	-	-
106		松本市	4月	○	-	-	-	-	-
107		上田市	4月	○	-	-	-	-	-
108		飯田市	4月	○	-	-	-	-	-
109		伊那市	4月	○	-	-	-	-	-
110	大町市	4月	○	-	-	-	-	-	
111	岐阜県	岐阜県	4月	○	○	○	○	○	○
112		各務原市	4月	○	-	-	-	-	-

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
113	静岡県	静岡県	10月	○	-	-	-	-	-
114		静岡市	6月	○	○	-	-	○	-
115		浜松市	4月	○	○	-	○	-	-
116		富士宮市	4月	○	○	-	○	-	-
117		御殿場市	6月	○	-	-	○	-	-
118		掛川市	7月	○	-	-	○	-	-
119	愛知県	愛知県	4月	○	-	-	-	-	-
120		名古屋市	6月	○	○	○	○	-	-
121		岡崎市	4月	○	-	-	-	○	-
122		安城市	4月	○	○	○	-	○	-
123		高浜市	4月	○	-	-	-	-	○
124		みよし市	4月	○	-	-	○	-	-
125	長久手市	4月	○	-	○	-	-	-	
126	三重県	三重県	7月	○	-	-	-	-	-
127		四日市市	4月	○	○	-	-	-	-
128		伊勢市	4月	○	○	○	-	○	-
129		桑名市	1月	○	-	-	-	-	-
130		名張市	4月	○	○	○	○	○	-
131		志摩市	6月	○	○	○	○	-	-
132	伊賀市	4月	○	○	○	○	○	-	
133	滋賀県	滋賀県	4月	○	○	○	-	○	○
134		大津市	4月	○	-	-	○	○	-
135		彦根市	4月	○	○	-	-	-	-
136		近江八幡市	4月	○	○	-	○	-	-
137		草津市	4月	○	○	-	○	○	○
138		栗東市	10月	○	-	-	○	○	-
139		甲賀市	4月	○	-	-	-	-	-
140		野洲市	4月	○	-	-	○	○	○
141		高島市	10月	○	-	-	○	-	○
142		東近江市	4月	○	-	-	○	○	-

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業					
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他	
143	京都府	京都府	4月	○	○	-	-	-	-	
144		京都市	5月	○	-	-	-	-	-	
145		福知山市	10月	○	○	-	-	-	-	
146		舞鶴市	10月	○	-	-	-	-	-	
147		綾部市	4月	○	-	-	-	-	-	
148		宇治市	10月	○	-	-	-	-	-	
149		宮津市	4月	○	-	-	-	-	-	
150		亀岡市	4月	○	-	-	-	-	-	
151		城陽市	10月	○	-	-	-	-	-	
152		向日市	10月	○	-	-	-	-	-	
153		長岡京市	4月	○	-	-	-	○	-	
154		八幡市	10月	○	○	-	-	-	-	
155		京田辺市	6月	○	-	-	-	○	-	
156		京丹後市	4月	○	○	○	○	○	○	
157		南丹市	6月	○	-	-	-	-	-	
158		木津川市	10月	○	-	-	-	-	-	
159		大阪府	大阪府	4月	○	○	○	○	-	-
160			大阪市	4月	○	○	-	○	○	-
161	堺市		4月	○	-	-	○	-	-	
162	豊中市		4月	○	○	○	○	-	-	
163	泉大津市		10月	○	-	-	-	○	-	
164	高槻市		7月	○	○	-	-	-	-	
165	茨木市		4月	○	○	-	-	-	-	
166	八尾市		6月	○	-	-	-	-	-	
167	箕面市		4月	○	○	-	○	○	-	
168	柏原市		4月	○	○	-	○	-	-	
169	羽曳野市		12月	○	-	-	-	-	-	
170	門真市		4月	○	-	-	-	-	-	
171	藤井寺市		4月	○	-	-	-	-	-	
172	交野市		10月	○	-	-	-	-	-	
173	大阪狭山市	10月	○	-	-	-	-	-		

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
174	兵庫県	兵庫県	6月	○	○	○	-	-	-
175		神戸市	4月	○	○	-	-	-	-
176		姫路市	4月	○	○	-	-	○	-
177		明石市	4月	○	-	-	○	-	-
178		豊岡市	4月	○	-	-	-	-	-
179	奈良県	奈良県	4月	○	-	-	-	-	-
180		奈良市	4月	○	○	-	-	-	-
181	和歌山県	和歌山県	6月	○	○	○	-	-	-
182		海南市	10月	○	-	-	-	-	-
183		橋本市	10月	○	-	-	-	-	-
184		田辺市	7月	○	○	○	-	-	-
185	鳥取県	鳥取県	4月	○	○	-	-	○	○
186	島根県	島根県	4月	○	○	○	○	-	○
187		浜田市	8月	○	-	-	-	-	-
188		出雲市	8月	○	-	-	-	-	-
189		美郷町	4月	○	-	-	-	-	-
190	岡山県	岡山市	4月	○	-	○	○	○	-
191		倉敷市	10月	○	-	-	-	-	-
192		総社市	4月	○	-	-	○	○	-
193	広島県	広島市	6月	○	-	-	-	-	-
194		福山市	11月	○	-	-	-	-	-
195		廿日市市	10月	○	-	-	-	-	-
196	山口県	山口県	4月	○	-	-	-	-	-
197		下関市	6月	○	○	-	○	○	-
198		山口市	4月	○	○	○	○	-	○
199		長門市	4月	○	○	-	○	-	-
200		周南市	4月	○	○	-	-	-	○
201	徳島県	徳島県	4月	○	○	○	○	-	-
202		美馬市	7月	○	○	○	○	-	-
203	香川県	高松市	6月	○	○	-	-	-	-
204		丸亀市	4月	○	○	○	○	○	-

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
205	愛媛県	今治市	4月	○	-	-	-	-	-
206		八幡浜市	4月	○	-	-	○	-	-
207		宇和島市	7月	○	-	-	-	-	-
208	高知県	高知県	4月	○	○	-	○	○	-
209		高知市	4月	○	-	-	-	○	-
210		室戸市	4月	○	○	-	-	○	-
211		安芸市	4月	○	-	-	-	-	-
212		南国市	4月	○	-	-	-	-	-
213		土佐市	4月	○	-	-	-	-	-
214		須崎市	4月	○	-	-	-	-	-
215		土佐清水市	4月	○	-	-	-	-	-
216		香南市	4月	○	-	-	-	○	-
217	福岡県	福岡県	4月	○	-	○	-	-	-
218		北九州市	6月	○	○	-	○	-	-
219		福岡市	4月	○	-	-	-	-	-
220		小郡市	10月	○	-	-	-	-	-
221		筑紫野市	4月	○	○	-	-	-	-
222		うきは市	7月	○	○	-	○	○	-
223		糸島市	11月	○	-	-	-	-	-
224	佐賀県	佐賀県	8月	○	○	-	○	○	-
225		佐賀市	4月	○	○	○	-	○	-
226	長崎県	長崎県	6月	○	-	-	-	○	-
227		長崎市	4月	○	-	-	○	-	-
228		佐世保市	4月	○	-	-	-	-	-
229	壱岐市	10月	○	-	-	-	-	-	
230	熊本県	熊本県	4月	○	-	-	-	-	-
231		熊本市	4月	○	○	-	-	○	-
232		水俣市	4月	○	-	-	-	-	-
233		菊池市	4月	○	○	-	○	-	-
234		宇土市	6月	○	-	-	-	-	-

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
235	大分県	大分県	4月	○	○	-	○	-	-
236		大分市	6月	○	○	-	○	-	-
237		中津市	6月	○	-	-	-	-	-
238		日田市	10月	○	○	○	-	-	-
239		臼杵市	4月	○	○	○	○	-	○
240		津久見市	4月	○	-	-	-	-	-
241		竹田市	7月	○	○	-	○	○	-
242		杵築市	10月	○	-	-	-	-	-
243		宇佐市	10月	○	-	-	-	-	-
244		宮崎県	宮崎県	5月	○	-	-	-	-
245	宮崎市		6月	○	-	-	-	-	-
246	都城市		7月	○	-	-	-	-	-
247	延岡市		10月	○	-	-	-	-	-
248	日南市		12月	○	-	-	-	-	-
249	日向市	12月	○	-	-	-	-	-	
250	鹿児島県	鹿児島県	6月	○	-	-	-	-	-
251		鹿児島市	10月	○	-	-	-	-	-
252		日置市	4月	○	○	-	-	-	○
253	沖縄県	沖縄県	4月	○	○	-	-	-	-
254		うるま市	4月	○	○	-	-	-	-
計				254	100	38	80	50	15

計 254団体

- ・道府県 40
- ・指定都市 20
- ・中核市 24
- ・一般市、区 169
- ・町 1

検討課題 1 : 法の趣旨の理解

- ① 新制度の意義は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護手前の生活困窮者の自立支援を強化すること。
- ② 制度運営における目標は、ア) 生活困窮者の自立と尊厳の確保、イ) 生活困窮者支援を通じた地域づくり。
- ③ その具体的なすがた（特徴）は、ア) 包括的な支援、イ) 個別的な支援、ウ) 早期的な支援、エ) 継続的な支援、オ) 分権的・創造的な支援。
- ④ 対象者は、
 - ・ 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（学習支援事業を除き生活保護受給者以外の生活困窮者）
 - ・ その上で、上記理念に照らし、複合的な課題を抱える困窮者を幅広く受け止める。
- ⑤ また、制度についての理解を深めるため、各事業の手引きや「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」等（※）の内容を確認する。

- | | | |
|---|---|--|
| (※) <input type="checkbox"/> 自立相談支援事業の手引き | <input type="checkbox"/> 一時生活支援事業の運営の手引き | <input type="checkbox"/> 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト |
| <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業の運営に関する手引き | <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン | <input type="checkbox"/> 帳票 |
| <input type="checkbox"/> 家計相談支援事業の運営の手引き | <input type="checkbox"/> 就労訓練事業のモデル事業実施に関するガイドライン | <input type="checkbox"/> 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集 |

検討課題2：庁内体制の構築

- ① 主管部局においては、関係部局（※）と緊密に連携することが必要であり、部局横断的な体制を設定。このため、自治体の長など幹部への制度説明を行うことが重要。また、庁内連携のため具体的な依頼をする前に、検討課題1に掲げた理念の共有なども有用。
（※）連携が必要となる関係部局の例：福祉関係課（保護担当、地域福祉担当のほか、高齢福祉、障害福祉、児童福祉）、保健医療関係課、住宅関係課、商工関係課、教育委員会・教育関係課、税務課、保険・年金関係課、水道課、市民生活関係課、人権担当課
- ② 庁内連携には「発見」のための連携と「支援」のための連携が存在。対象者の早期把握のため、税・保険料や公共料金の担当等と連携し、気になる生活困窮者が自立相談支援事業につながるよう、ア) 対象者像とともに、新制度により各担当の取組も円滑化することを説明し、イ) 具体的な紹介ルールを設定。その際、個人情報取り扱いには留意する。
- ③ また、「支援」のための連携により、対象者の状態に合った包括的な支援を実現する。雇用や住宅、教育の担当など、まずは担当と支援メニューのリスト化、続いて手続や要件などの確認を行う。
- ④ 自立相談支援事業を委託方式で実施する場合には、民間の受託団体と庁内の各担当が連携できるよう、特に配慮。

【都道府県】

- （広域行政として）市町村の庁内連携が円滑に進むよう、都道府県内の好事例の提供などを行うことが望ましい。
- （実施主体として）早期発見等には、町村との連携が不可欠。こうした点について理解を得るため、幹部を含め町村に説明し、町村内での連携も確保いただく。

【町村】

- 対象者の早期発見や支援のためには、町村の役割も重要。庁内において、国民健康保険や年金の担当等と連携体制を構築するとともに、各町村における高齢者や障害者などに係る独自施策との連携も図る。

検討課題3：実施方法の検討

- ① まず、施行までのスケジュールと準備事項を確認。
- ② 各事業は、直営方式も委託方式も可能。地域の実情や当該自治体の体制整備に関する長期構想に応じて戦略的に検討。
- ③ 自立相談支援事業については、新しい相談窓口を創設することも可能なほか、福祉事務所、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、消費者相談窓口等の機能拡大によることも考えられる。
※ 既存相談窓口の機能拡大は、サービスの集約化により利用者の利便性に寄与。
- ④ 自立相談支援事業を委託する場合は、包括的な支援が可能であるか、就労に向けた支援が期待できるか（逆に支援内容が就労支援に偏らないか）、などに特に留意。
- ⑤ 本制度においては、ア) 適切なアセスメントに基づく支援プランの作成、イ) 支援調整会議による調整、ウ) 自治体による支援決定、が行われる。こうした、いわゆる支援プロセスを確認し、支援調整会議のあり方についても検討。
- ⑥ 対象者の状態に合わせた包括的・効果的な支援を行うためには、就労の場づくりなどの出口づくりが重要。例えば、モデル事業実施自治体の先行的な取組も参照し、地域の実情に合わせ、就労準備支援事業、家計相談支援事業等の任意事業の実施を積極的に検討。
- ⑦ 委託の場合であっても、いわゆる「丸投げ」とならないようにする。行政には支援決定や支援調整会議への参画が求められる点や、不足する社会資源の強化・開発には行政が主導的な役割を担う必要があることに留意。

検討課題4：関係機関との連携体制の確保

- ① 自立相談支援事業は、就労準備支援事業や家計相談支援事業などの法定事業のほか、法外のさまざまな制度・機関を上手に活用して、包括的な支援を展開。
(自立相談支援事業がすべて抱え込むのではない。行政においては、生活困窮者自立支援制度と他の福祉雇用分野のさまざまな取組と政策協調を図ることが重要。)
 - ② 自立相談支援事業の運営機関、福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密に連携する体制を構築。
 - ③ このほか、例えば、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、引きこもり地域支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、消費生活相談窓口、更生保護施設、商工会議所等、多岐にわたる関係機関との連携体制を構築。
まずは、関係機関をリスト化し、加えて当該リストを一つひとつ着実に充実していく。
 - ④ この場合も、ア) 対象者の早期発見のための連携、イ) 対象者の状態に合った包括的な支援のための連携、という2つの視点から検討。
 - ⑤ 民生委員のほか、自治会、ボランティアといったインフォーマル部門やライフライン事業者なども、生活困窮者の発見や見守りには重要であり、ネットワークを構築。
 - ⑥ 住民説明のほか、関係機関とのネットワークを広げていくため、チラシやパンフレットなどの広報資料を作成し、関係機関に配布・説明する。
- ※ 以上の取組を進めるため、関係者が集まる協議の場を設定。その際、既存の協議会の活用も検討。このような「協議の場」が制度実施後には、支援調整会議として機能することも考えられる。

自治体における就労支援体制の整備について

1 基本的な考え方

- 法の制定により、今後、ハローワーク等との連携の下で、自治体が生活困窮者・生活保護受給者に対する就労支援を実施。
- 自治体においては、これまで必ずしも就労支援のノウハウを蓄積しているとは言いがたく、新たな就労支援体制を創造的に構築する必要がある。
- 今後、準備に当たっては、就労や自治体による就労支援の意義を十分理解した上で、4に掲げる支援体制の整備に向けたポイントを参考に取組を着実に進めることが重要。

2 就労の意義

- 就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会を意味するものであり、ひいては地域社会の基盤強化にも寄与する。
- このことを踏まえれば、本人の自立を達成するため、就労が可能な者については、適切な就労支援を行うことが重要。

3 自治体による就労支援の意義

(1) 福祉的な配慮とあわせて実施する就労支援

- 生活困窮者は、就労に関する意欲や能力の有無だけではなく、生活面や社会面に関する複合的な課題を抱えている。
- これまで、就労支援は、国(ハローワーク)が中心となって実施し、近年、福祉的配慮が必要な生活保護受給者等に対する就労支援についても一定の役割を果たしてきたが、新制度の施行に伴い、就労に向けた準備が整っていないなど、より福祉的配慮が必要な方々に対する支援を本格的に実施していくこととなったところ。これを踏まえれば、福祉制度において中心的な役割を担っている自治体の取組が不可欠。
- また、これにより、就労の準備段階から一貫した就労支援が可能となる。

(2) きめ細やかな支援と出口の創出

- 地域の状況やニーズを把握し、地域ネットワークを有する自治体が就労支援を行うことにより、きめ細やかな支援を行うことができる。
- さらに、新制度の創設により「入口」となる相談窓口が整備されるが、支援に当たっては「出口」を意識することが重要であり、就労支援の強化が新制度が機能するカギとなる。同時に、就労の場の開拓は、「地域づくり」の一助となる。

4 支援体制の整備に向けたポイント

(1) 包括的な支援体制の整備

- 生活困窮者はそれぞれに異なる複合的な課題を抱えているため、その状況に応じた包括的な支援をきめ細かく実施していく必要がある。
- そのための体制整備として、自立相談支援事業における就労支援体制の整備を行いつつ、就労準備支援事業に関する検討(※)や就労訓練事業者の開拓等を進める。※地域に同様の事業がない場合は、積極的に実施を検討。なお、生活保護受給者との一体的実施が基本。

(2) チームアプローチ体制の構築

- 生活困窮者支援においては、①共感的な姿勢で臨み自尊心の回復に努めること、②状況に応じたステップアップを意識すること、③本人の強みに着目した支援を行うことなどが重要。
- 自立相談支援事業においては、これらの点を十分に意識しながら、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員によるチームアプローチを行う。

(3) ハローワーク等との連携

- 生活保護受給者等自立促進事業の十分な活用を図るとともに、当該事業を通じて構築されたハローワークとの連携体制の更なる強化を図る。これと併せ、地域若者サポートステーション、障害者就業・生活支援センター等のハローワーク以外の関係機関とも積極的に連携。例) 新制度に関する共通理解の促進、役割分担の確認、それぞれが有する知識・経験・ノウハウの共有など。

(4) 地域の企業等との関係づくり

- 生活困窮者に対する就労支援を進める上では、地域の雇用環境を把握しつつ、企業にアプローチし、一般就労、就労訓練事業、就労体験先を開拓することが不可欠。
- 例えば、自治体自らが無料職業紹介に取り組むことを通じて、企業との信頼関係を構築しつつ、これらの開拓に努める。
- 就労支援においては、定着支援も重要となる。その意味でも、企業との継続的な信頼関係を築くことが重要。
※ なお、法においては、就労訓練事業の利用についてのあっせんが自立相談支援事業の業務として位置づけられており、職業安定法に基づく職業紹介の手続きを行うことが必要。
- すなわち、重要なことは、「企業支援」の観点を持つこと。例えば、単に社会貢献として企業に生活困窮者の受入を要請するのではなく、自治体が地域企業の雇用状況を把握し、生活困窮者支援を通じて人材不足や雇用管理の改善等に関する企業のニーズに対応していくことが望まれる。
※ 生活困窮者の中には、収入面の事情から、直ちに就労することを希望する者がいるが、取組を通じて信頼関係が構築された事業所の中で、こうした生活困窮者を緊急的に受け入れることが可能なところを複数確保しておくことは有益。
- これらと併せ、公園の清掃や商店街のイベントの準備など生活困窮者の就労・参加の場として活用したり、ボランティア団体との連携を図るなど、地域密着型の取組を進める。こうした取組は、地域の実情に応じ、様々なものが考えられる。

生活困窮者自立支援法案に対する衆議院厚生労働委員会附帯決議 (平成25年12月4日)

○ 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。

二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れの無い支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

生活困窮者自立支援法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (平成25年11月12日)

○ 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。

二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れの無い支援を行うこと。また、そのために支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査について

1 調査概要

【対象】 全国の福祉事務所設置自治体(市町村、都道府県) 901自治体

【目的】 法の施行準備状況を把握し、その結果を各福祉事務所設置自治体へ提供することにより、施行に向けた取組の推進に資することを目的とする。

【方法】 平成26年度の偶数月(4、6、8、10、12、2月に実施)。(市町村分の回答については、都道府県が取りまとめ)

【内容】 「生活困窮者自立支援制度の構築に向けたポイント」(ver.1)で示した、5つの検討課題(法の趣旨の理解、庁内体制の構築、実施方法の検討、関係機関との連携体制の確保、協議の場の設定)に関する項目(都道府県に対しては、加えて、市区町村を対象とした会議の開催等の項目)を設定。

2 調査結果のポイント【第4回 平成26年10月分】

回答自治体数 901【回答率 100パーセント】

【福祉事務所設置自治体】

- 全体として、自立相談支援事業の実施形態(直営・委託)を決定した市区町村が8割を超える(市町村82% 都道府県は89%)など、形式的には体制整備が進みつつある。
- 一方で、関係部署への説明会等を実施した市町村は45%(都道府県62%)、庁内の関係部署との連絡会等を設けている市町村は27%(都道府県42%)であり、また、各事業の手引きや自立相談支援事業で使用する帳票等の確認をした市区町村は6割前後に留まっている。
- このため、庁内会議の開催や各事業の手引きの確認等、更に実質的な取組を並行的に進める必要がある。

【都道府県】

- 市区町村担当者会議を複数回開催した都道府県は9割を超えており、モデル事業の経過報告を行うなど、事例の共有を図っている都道府県は87%であった。
- 今後とも、こうした取組を続けることが重要である。また、就労準備支援事業、一時生活支援事業等の任意事業については、単独自治体では取り組みにくいとの声もあり、この面における都道府県のリーダーシップが求められている。このため共同実施についても必要な調整が行われるよう検討をお願いしたい。

平成26年10月度施行準備進捗状況調査結果（都道府県版）

都道府県福祉事務所設置自治体数		45	
		達成自治体	達成割合
1 法の趣旨の理解			
(1) 庁内での制度理解			
① 庁内で法についての勉強会等は開催されたか	32	71%	
② 庁内の関係部署への説明会等を実施したか	28	62%	
③ ②の際に、法の理念(意義、目標、支援の具体的すがた)の共有を図ったか	28	62%	
④ ②の際に、法の対象者像について共有したか	27	60%	
⑤ ②の際に、支援決定や支援調整会議への参画、地域づくりなど行政の役割について確認したか	24	53%	
(2) 首長等への制度説明			
① 首長に制度を説明したか	32	71%	
② ①に準ずる自治体幹部に制度を説明したか	43	96%	
2 庁内体制の構築等			
(1) 庁内体制の構築			
① 新制度の担当部署は決定したか。	45	100%	
② ①の決定に当たっては福祉部局のみならず、全庁的に検討されたか	17	38%	
③ 庁内の関係部署との連絡会等が設けられているか	19	42%	
④ 対象者把握のための庁内情報の共有方策、自立相談支援事業に紹介するルールが設定されているか	7	16%	
3 実施方法の検討			
(1) 施行準備スケジュール作成			
① 法施行に必要な準備事項について検討したか	43	96%	
② 法施行に向けてのスケジュールを作成したか	39	87%	

(2) 自立相談支援事業の実施			
① 直営か委託かは決まったか	40	89%	
② (委託の場合)委託先の候補として念頭に置いているものがあるか	34	76%	
③ (委託先がある程度決められている場合)行政と委託先との役割分担について調整は行われているか	16	36%	
④ 設置する場所は決まったか(庁舎内、委託先法人内など)	24	53%	
⑤ 自立相談支援機関の運営の手引きは確認したか	43	96%	
⑥ 全国統一で使用する帳票は確認したか	43	96%	
⑦ 支援調整会議のメンバーは検討されたか	31	69%	
⑧ 「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」は確認したか	41	91%	
(3) 任意事業			
① 就労準備支援事業のガイドラインは確認したか	45	100%	
② 家計相談支援事業の運営の手引きは確認したか	43	96%	
(4) 予算編成			
① 地域の実情を踏まえた制度の全体計画を作成したか	18	40%	
② 事業費の積算を行ったか	45	100%	
(5) 各事業の実施準備			
① 各事業の実施要綱を策定したか	8	18%	
② 各事業の契約準備を行ったか	7	16%	
③ 支援調整会議の実施要綱等を策定したか	9	20%	
④ パンフレット、チラシ等の広報資料を作成したか	12	27%	
⑤ その他事業に必要な様式(関係機関との情報共有のための連絡票など)を作成したか	6	13%	

4 関係機関との連携体制の確保			
(1) 庁外の関係機関等への説明			
① 庁外の関係機関への説明会等を実施したか	35	78%	
② 住民に対する説明会を実施したか	6	13%	
(2) 関係機関との連携体制の確保			
① 連携が必要と考えられる関係機関の名簿を作成したか	20	44%	
② 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みはあるか	10	22%	
③ ハローワーク、福祉事務所との連絡会等は設けられているか	19	42%	
④ 就労訓練事業(中間的就労)の場はあるか	9	20%	
⑤ 就労準備支援事業の運営や一般就労への支援に協力する企業・法人は開拓されているか	9	20%	
5 協議の場の設定			
(1) 協議の場の設定			
① 関係機関等で構成する協議会等の設立の準備を行っているか	20	44%	
② 関係機関等で構成する協議会等を開催したか	12	27%	
6 市区町村担当者会議等の開催(全都道府県回答項目:回答数=47)			
① 市区町村を対象とした担当者会議等を実施したか	46	98%	
② ①について複数回実施したか	44	94%	
③ 国の全国会議及び研修の開催後に会議を開催したか	44	94%	
④ 会議においては、モデル事業の経過報告を行うなど、事例の共有を図っているか	41	87%	
7 福祉事務所管内の町村への制度周知・啓発			
① 町村の担当部署に対して制度を説明したか	40	89%	
② 町村長等の首長や幹部に対して制度を説明したか	20	44%	
③ 町村の庁内体制及び庁内情報の共有の仕組みは確認しているか。	19	42%	

平成26年10月度施行準備進捗状況調査結果（市区町村版）

市町村福祉事務所設置自治体回答		856	
		達成自治体	達成割合
1 法の趣旨の理解			
(1) 庁内での制度理解			
① 庁内で法についての勉強会等は開催されたか	391	46%	
② 庁内の関係部署への説明会等を実施したか	386	45%	
③ ②の際に、法の理念(意義、目標、支援の具体的すがた)の共有を図ったか	351	41%	
④ ②の際に、法の対象者像について共有したか	341	40%	
⑤ ②の際に、支援決定や支援調整会議への参画、地域づくりなど行政の役割について確認したか	245	29%	
(2) 首長等への制度説明			
① 首長に制度を説明したか	585	68%	
② ①に準ずる自治体幹部に制度を説明したか	649	76%	
2 庁内体制の構築等			
(1) 庁内体制の構築			
① 新制度の担当部署は決定したか。	791	92%	
② ①の決定に当たっては福祉部局のみならず、全庁的に検討されたか	358	42%	
③ 庁内の関係部署との連絡会等が設けられているか	230	27%	
④ 対象者把握のための庁内情報の共有方策、自立相談支援事業に紹介するルールが設定されているか	98	11%	
3 実施方法の検討			
(1) 施行準備スケジュール作成			
① 法施行に必要な準備事項について検討したか	561	66%	
② 法施行に向けてのスケジュールを作成したか	327	38%	
(2) 自立相談支援事業の実施			
① 直営か委託かは決まったか	702	82%	
② (委託の場合)委託先の候補として念頭に置いているものがあるか	479	56%	
③ (委託先がある程度決められている場合)行政と委託先との役割分担について調整	267	31%	
④ 設置する場所は決まったか(庁舎内、委託先法人内など)	536	63%	
⑤ 自立相談支援機関の運営の手引きは確認したか	554	65%	

⑥ 全国統一で使用する帳票は確認したか	494	58%	
⑦ 支援調整会議のメンバーは検討されたか	291	34%	
⑧ 「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」は確認したか	394	46%	
(3) 任意事業			
① 就労準備支援事業のガイドラインは確認したか	471	55%	
② 家計相談支援事業の運営の手引きは確認したか	485	57%	
(4) 予算編成			
① 地域の実情を踏まえた制度の全体計画を作成したか	169	20%	
② 事業費の積算を行ったか	488	57%	
(5) 各事業の実施準備			
① 各事業の実施要綱を策定したか	55	6%	
② 各事業の契約準備を行ったか	121	14%	
③ 支援調整会議の実施要綱等を策定したか	74	9%	
④ パンフレット、チラシ等の広報資料を作成したか	119	14%	
⑤ その他事業に必要な様式(関係機関との情報共有のための連絡票など)を作成したか	64	7%	
4 関係機関との連携体制の確保			
(1) 庁外の関係機関等への説明			
① 庁外の関係機関への説明会等を実施したか	191	22%	
② 住民に対する説明会を実施したか	40	5%	
(2) 関係機関との連携体制の確保			
① 連携が必要と考えられる関係機関の名簿を作成したか	191	22%	
② 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みはあるか	124	14%	
③ ハローワーク、福祉事務所との連絡会等は設けられているか	271	32%	
④ 就労訓練事業(中間的就労)の場はあるか	65	8%	
⑤ 就労準備支援事業の運営や一般就労への支援に協力する企業・法人は開拓されているか	85	10%	
5 協議の場の設定			
(1) 協議の場の設定			
① 関係機関等で構成する協議会等の設立の準備を行っているか	156	18%	
② 関係機関等で構成する協議会等を開催したか	64	7%	

モデル事業実施状況調査集計結果（抜粋）について

調査の概要

- 平成26年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置・運営の手引き完成と支援調整会議等の事例調査研究）において、自立相談支援機関の設置・運営に関する手引きを作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（254箇所）を対象に、モデル事業実施状況の調査を実施。

【実施機関】 一般社団法人北海道総合研究調査会

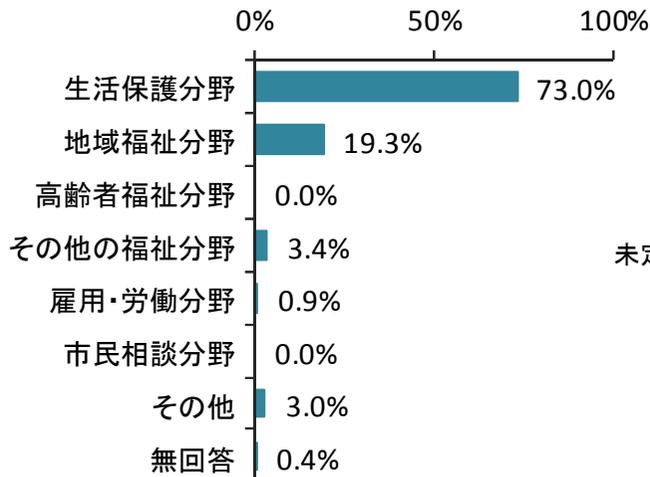
【調査期間】 平成26年5月20日～6月23日、8月12日～9月5日（2回に分けて実施）

【回収状況】 233箇所（277圏域）／254箇所（回収率91.7%）

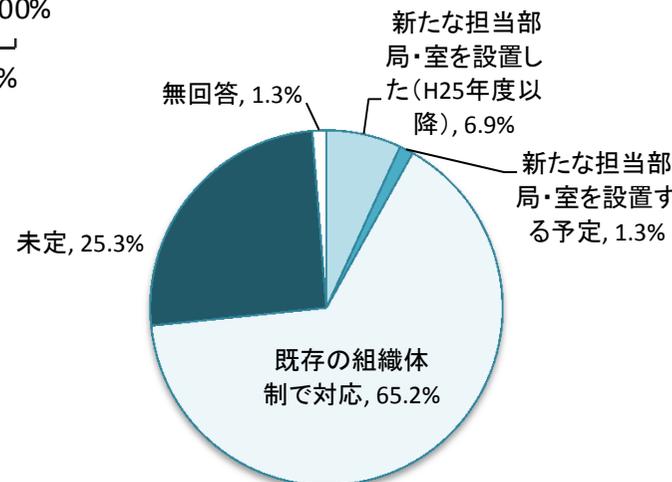
1 主管部局

- モデル事業を実施している主管部局の分野については、生活保護分野が7割を超え、地域福祉分野が2割であった。
- 新たな担当部局等の設置については、既存の組織で対応する自治体が6割を超えるが、新たな担当部局を設置または設置する予定の自治体も1割弱みられた。しかし、まだ未定と回答した自治体が2割を超えている。
- モデル事業で実施する事業は、自立相談支援事業以外では就労準備支援事業が4割弱、家計相談支援事業が3割弱であった。

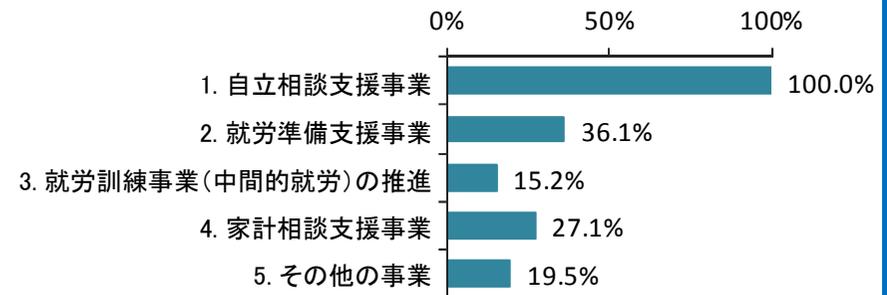
(1) 主管部局の分野



(2) 新たな担当部局・室等の設置



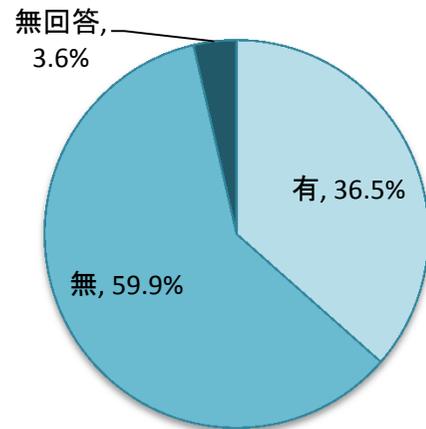
(3) モデル事業で実施する事業



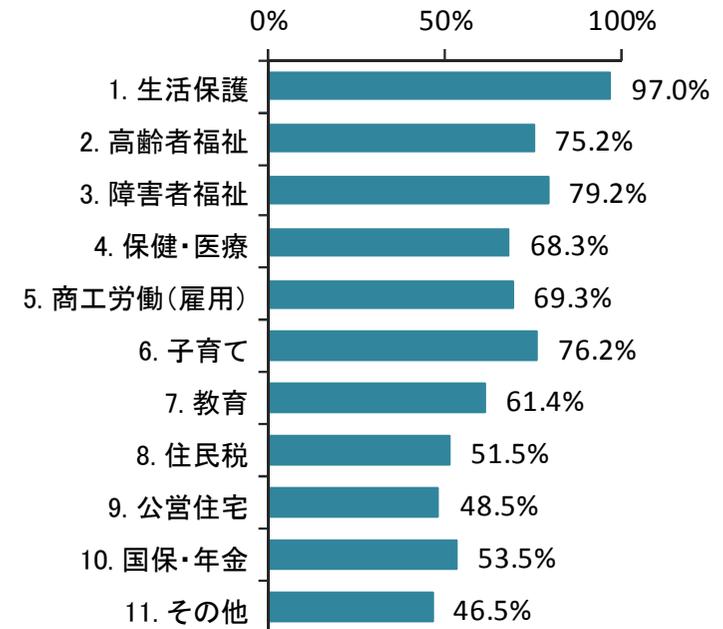
2 庁内体制の整備

- 庁内関係部署との協議の場を設置している自治体は4割弱であり、6割が協議の場を設置していない状況にある。
- 庁内の協議の場に参加している部署・課は、福祉分野のみならず、雇用、子育て、税、住宅、産業など、様々な分野との連携が図られている。
- 具体的な協議内容では、制度に関する周知・理解のほか、他部署からの紹介体制の構築、他制度と連携した支援方法についての協議が行われている。

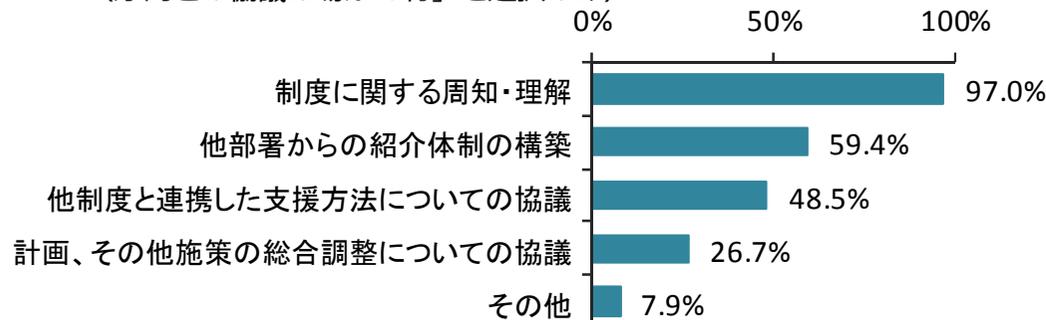
(1) 庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況



(2) 協議の場の参加部署・課 (複数回答)
(庁内との協議の場が「有」を選択のみ)



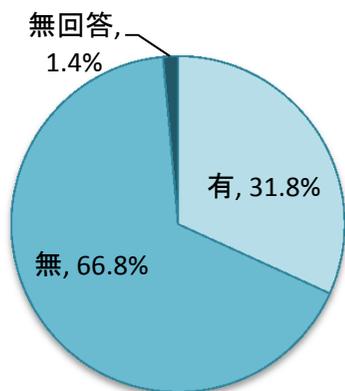
(3) 協議の場での具体的な協議内容 (複数回答)
(庁内との協議の場が「有」を選択のみ)



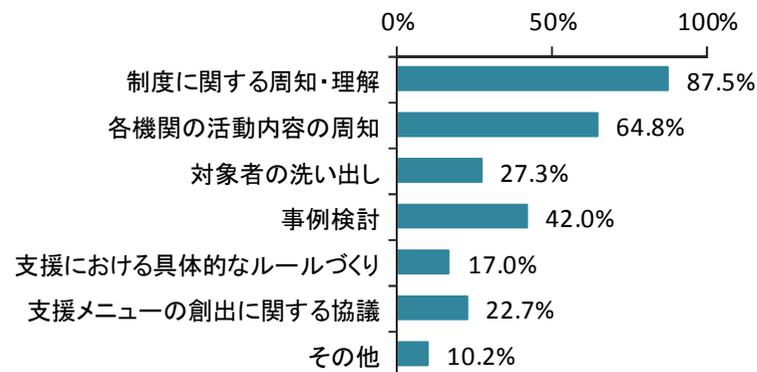
3 関係機関との連携体制

- 約3割の自治体で庁外の関係機関等との協議の場が設置されており、福祉事務所、ハローワークだけでなく、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保健所・保健センターなど様々な分野との連携が進められている。

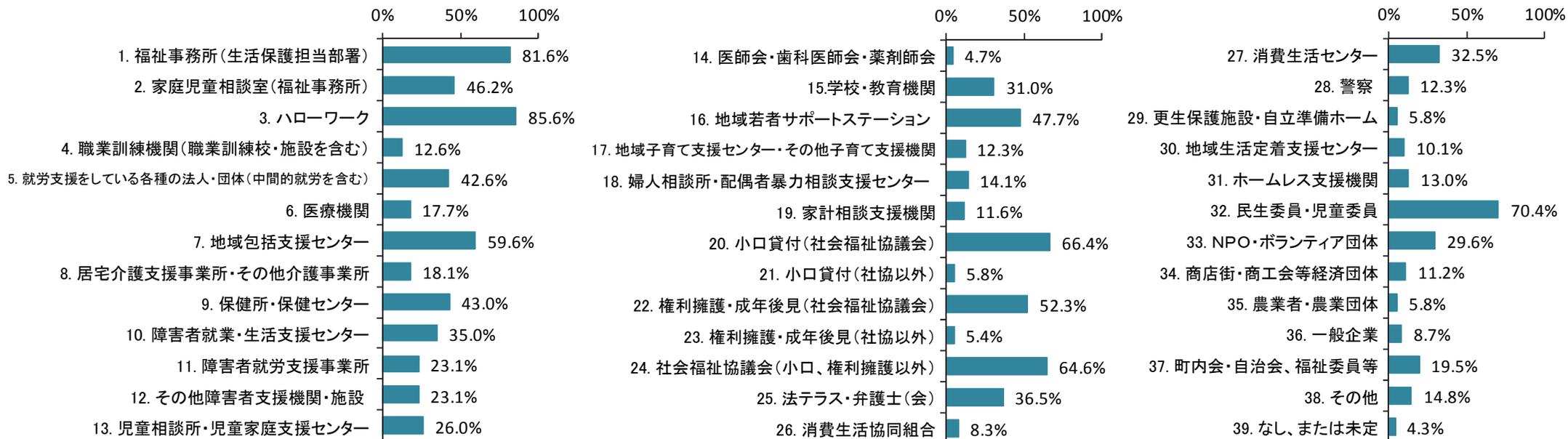
(1) 庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況



(2) 協議の場での協議内容（複数回答）（庁外との協議の場が「有」を選択のみ）



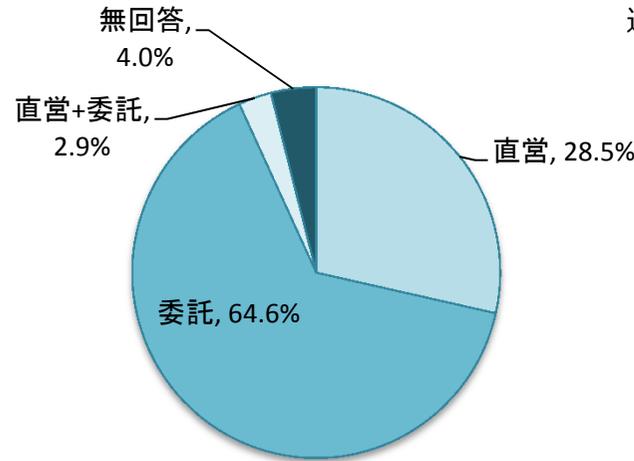
(3) 地域の生活困窮者支援体制構築にあたり連携を呼びかける機関（複数回答）



4 実施形態

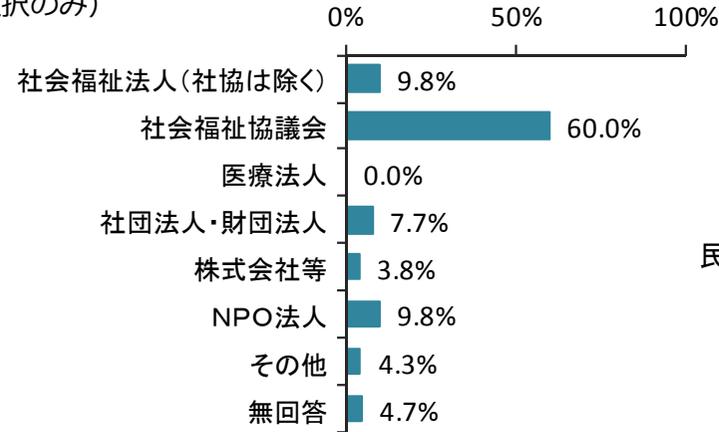
- 自立相談支援機関の設置について、委託が6割を超えており、委託先は多岐にわたるが、社会福祉協議会が6割と多く、社会福祉法人、NPO法人が約1割となっている。また、自立相談支援機関の設置場所については、役所・役場内が4割、受託した法人施設内が3割となっており、そのほか民間事務所ビルに借用、公的施設内が1割を超えている。
- 委託先の決定方法は、随意契約が6割強と最も多く、委託先選定の決め手となった要因としては、これまでの類似事業の実績が8割弱と最も多く、次いで専門的な人材が確保されている、地域でのネットワークが豊富と続いている。

(1) 自立相談支援機関の設置形態



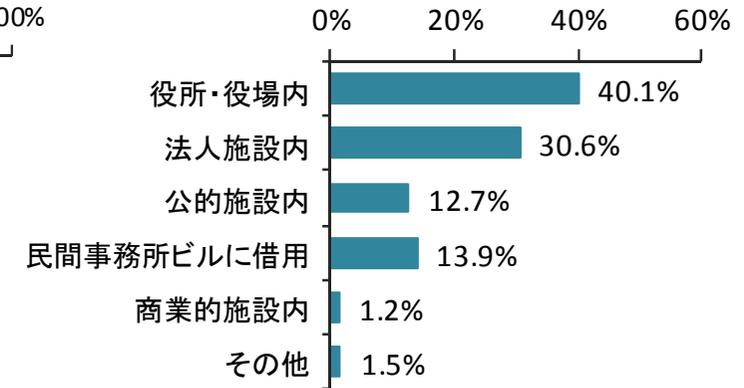
(2) 委託先

(記載のあった自立相談支援機関(324件)の中で「委託」を選択のみ)

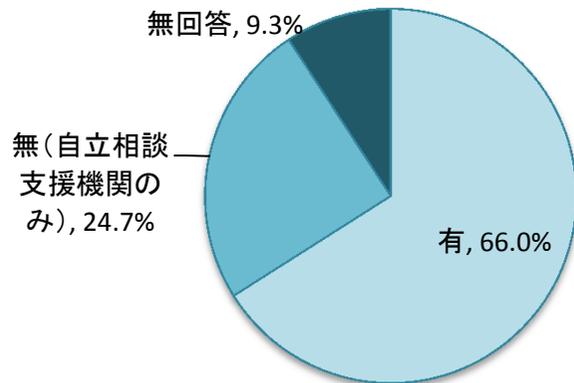


(3) 自立相談支援機関の設置場所

(記載のあった自立相談支援機関324件)

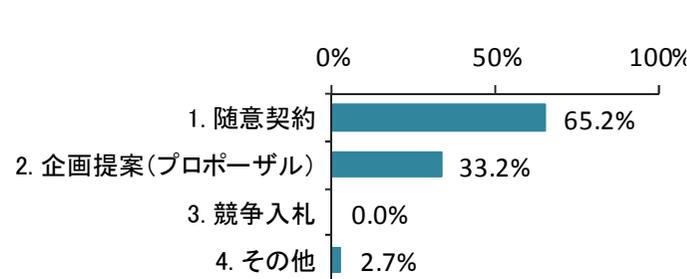


(4) 他の併設施設・相談窓口等の有無
(記載のあった自立相談支援機関324件)



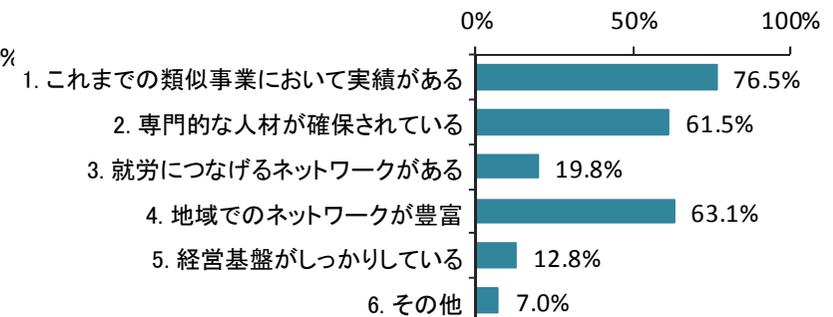
(5) 委託先の決定方法

(設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



(6) 委託先選定の決め手となった要因

(設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



5 職員体制

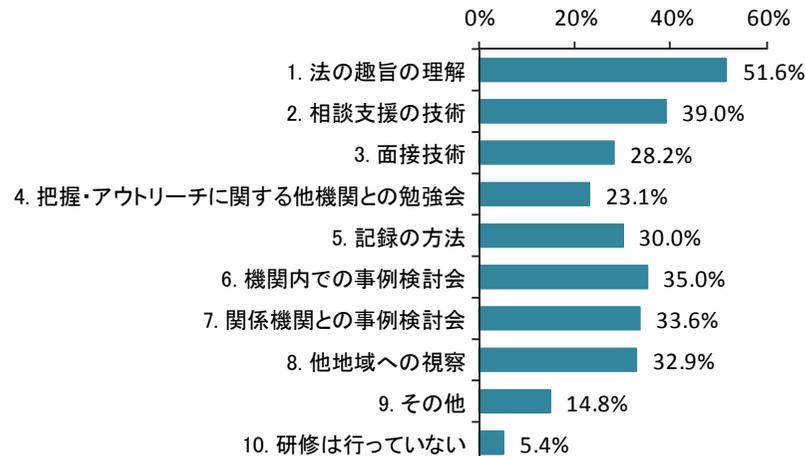
- 自立相談支援機関の職員は、概ね人口に比例して配置職員数が増えている。
- 相談支援員の経験年数は、1年以上3年未満が最も多く2割強、次いで1年未満が2割弱となっている。
- 相談員が保有する資格は、社会福祉士や社会福祉主事が多くなっている。「特になし」の2割は特徴的といえる。
- 職員研修で実施したこととしては、法の趣旨の理解が最も多く5割を超え、それ以外は概ね3割程度となっている。
- 自立相談支援機関に従事する職員の他事業との兼務の状況については、就労準備支援事業、家計相談支援事業が2割弱のほか、その他の生活困窮者自立支援制度に関する事業との兼務も1割弱となっている。また、それ以外の事業との兼務も2割弱となっている。

(1) 自立相談支援機関の職員体制（人口規模別）

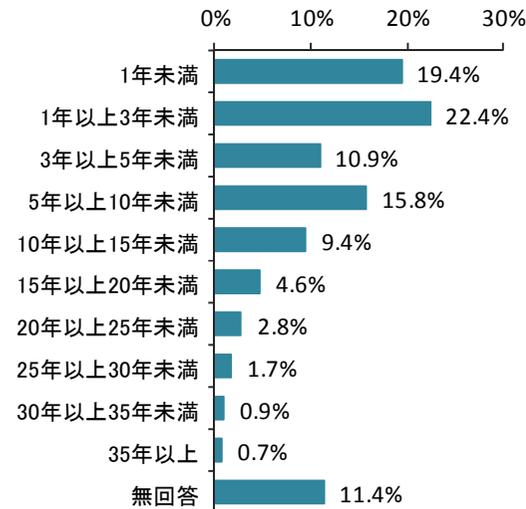
1 圏域あたり平均職員数 ※職員記載のあった213機関について

	全職員数(兼務含む)	うち			
		正職員数の人数	主任相談支援員の人数	相談支援員の人数	就労支援員の人数
5万人未満 (53圏域)	2.98	0.60	0.76	1.66	0.64
5万人以上10万人未満 (52圏域)	3.14	0.48	0.87	1.79	0.75
10万人以上30万人未満 (60圏域)	4.05	0.37	0.83	2.28	0.63
30万人以上50万人未満 (20圏域)	6.35	0.70	1.00	4.40	2.15
50万人以上100万人未満 (18圏域)	7.72	0.44	1.44	5.33	2.72
100万人以上 (10圏域)	7.50	0.00	1.40	3.00	1.70
全体 (213圏域)	4.25	0.47	0.92	2.50	1.03

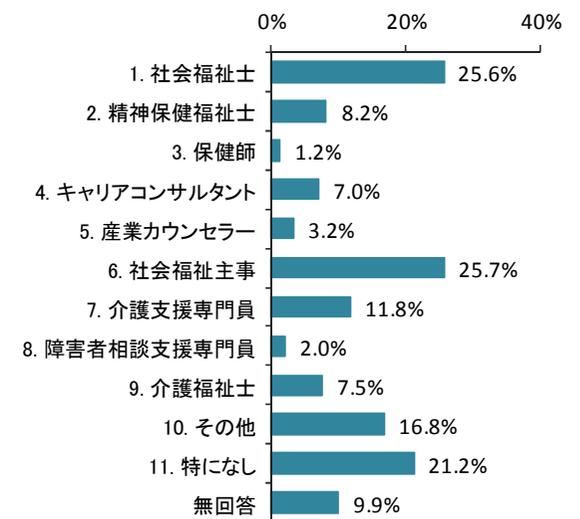
(4) 職員研修において実施したこと



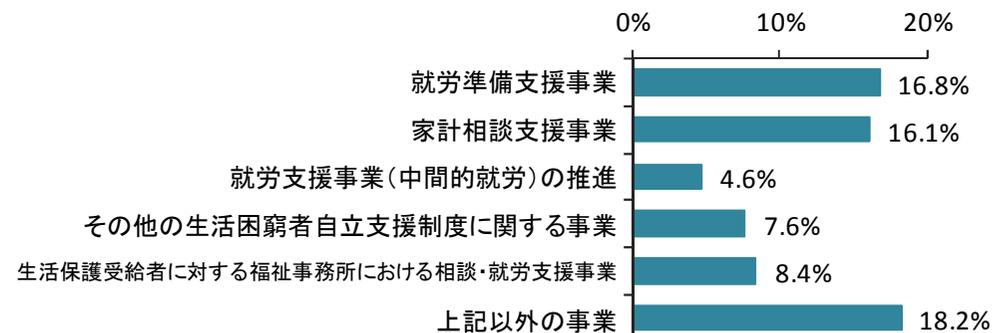
(2) 相談支援員の経験年数



(3) 職員が保有する資格（複数回答）



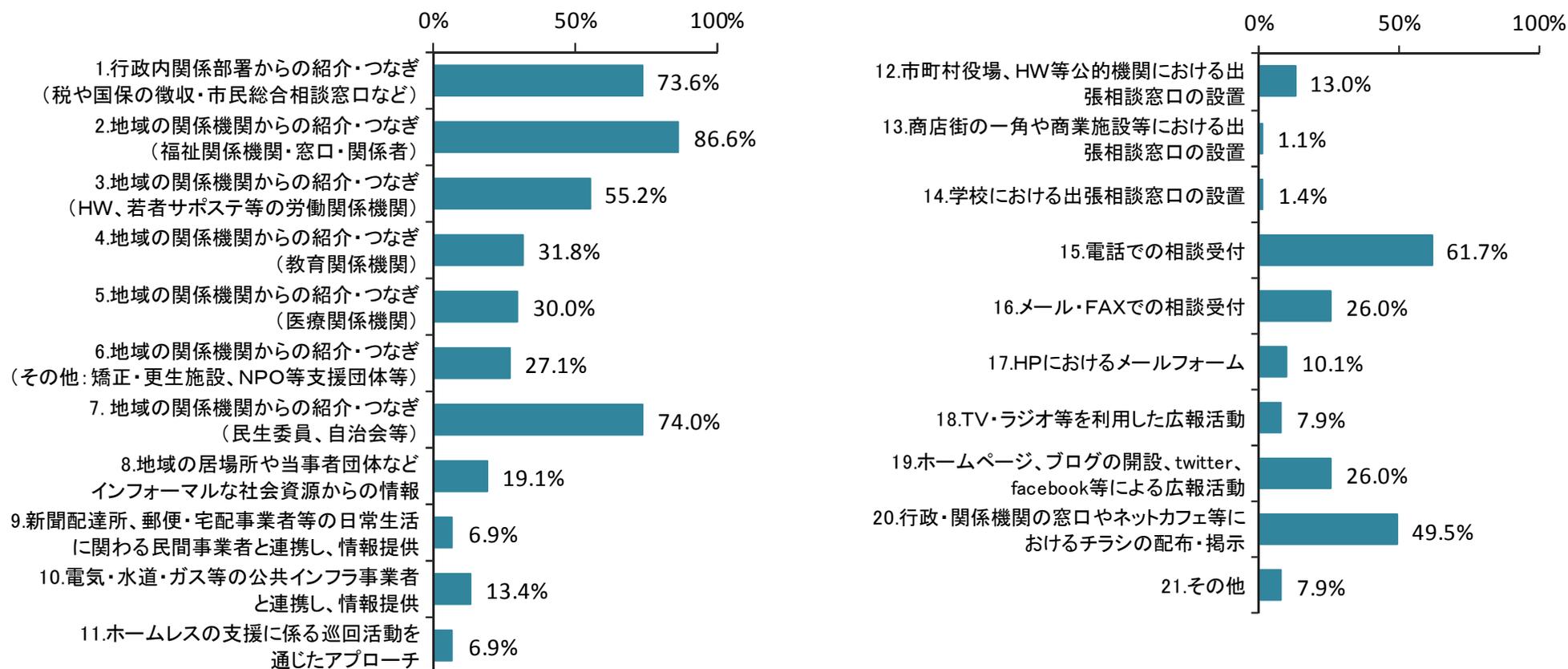
(5) 他事業との兼務の状況（複数回答）



6 把握・アウトリーチの方法

- 対象者の把握については、地域の民生委員や福祉・労働の関係機関から紹介・つなぎや、行政内部からの紹介つなぎが多く、電話による相談やチラシの配布・掲示も半数程度の自治体で取り組んでいる。
- また、単に窓口で相談を待つだけではなく、出張相談や窓口の開設などにより、積極的に生活困窮者を発見する取組を行っている自治体もある。

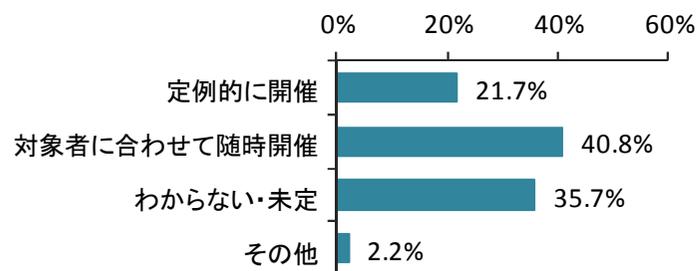
支援対象者の把握・アウトリーチの方法（複数回答）



7 支援調整会議の実施

- 支援調整会議は、日程を決めて定期的を開催する場合と対象者に合わせて随時開催する場合があるが、随時開催が4割を占めており、3割以上がまだ開催していないなど未定である。また、随時開催よりも定期的に開催されている会議の方が1回あたりの取扱いケース件数が多くなっている。
- 構成メンバーの決定方法については、委託先の機関が決定、関係機関と協議のうえ決定がともに3割を超えており、行政が決定する場合は2割である。
- 支援調整会議への本人の同席については、必要に応じて求めるが4割強、同席を求めないが4割となっている。

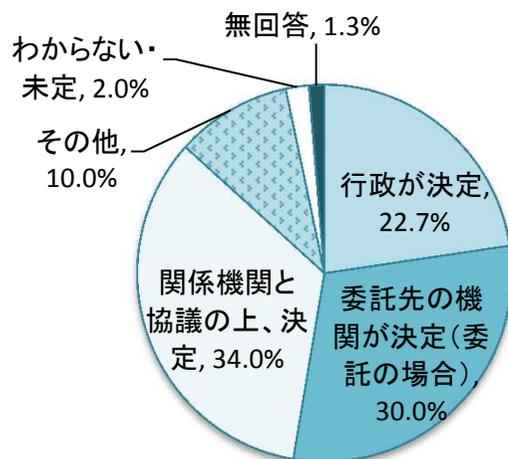
(1) 開催時期 (複数回答)



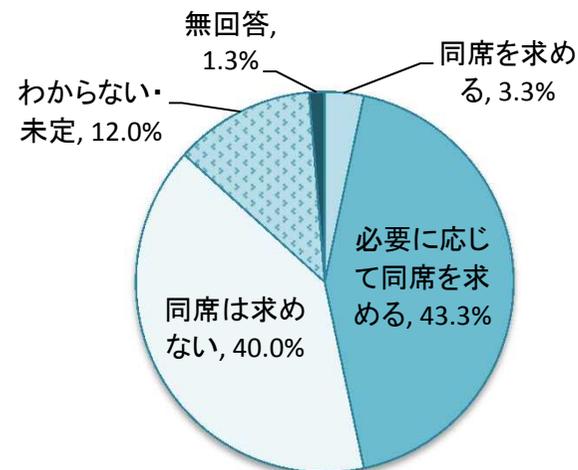
(2) 1回あたり取扱いケース件数

定期的開催	平均	5.4件
随時開催	平均	2.5件

(3) 構成メンバーの決定方法 (定期開催、随時開催を選択のみ)



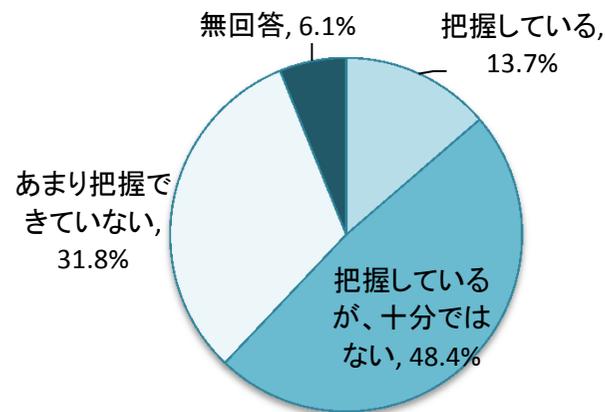
(4) 本人の同席 (定期開催、随時開催を選択のみ)



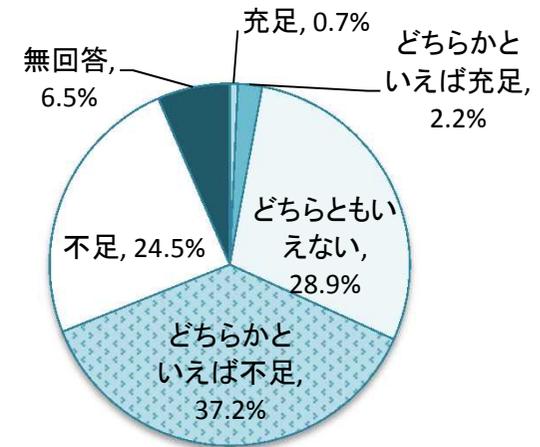
8 地域づくり

- 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源については、「把握しているが十分ではない」が約5割、「あまり把握できていない」は約3割となっており、自治体の把握に向けた取り組みも必要である。
- 生活困窮者支援を行うための社会資源については、「どちらかといえば不足」「不足」としている自治体が6割を超えており、その中でも特に就労先（一般就労、中間的就労）が不足していると捉えている地域が多い。また、NPO等の支援団体が不足している地域もあり、公的な資源だけでなく、インフォーマルな資源も含めた資源の開発が必要である。
- 生活困窮者支援を通じた地域づくりについては、就労先や就労訓練の場の開拓に向けて取組を行っている割合が3割強となっている。

(1) 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源の把握状況

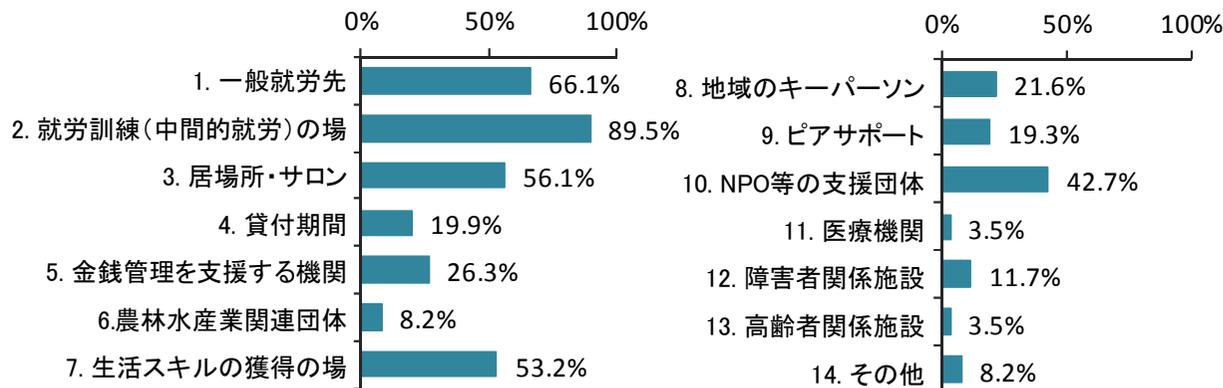


(2) 地域における生活困窮者支援を行うための社会資源の状況



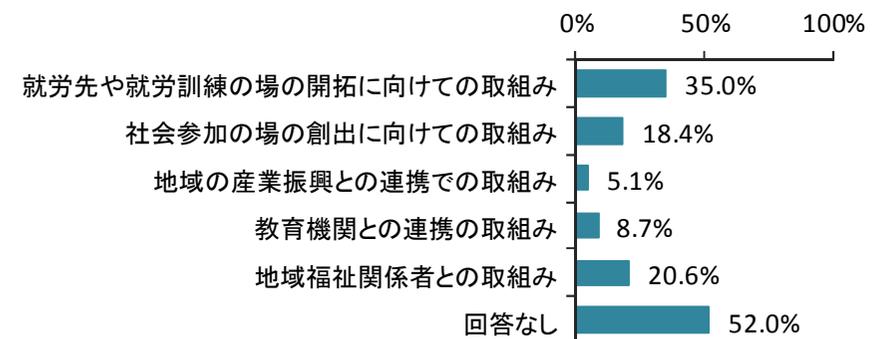
(3) 不足している社会資源（複数回答）

（社会資源の状況が「どちらかといえば不足」「不足」を選択のみ）



(4) 生活困窮者支援事業を通じた「地域づくり」

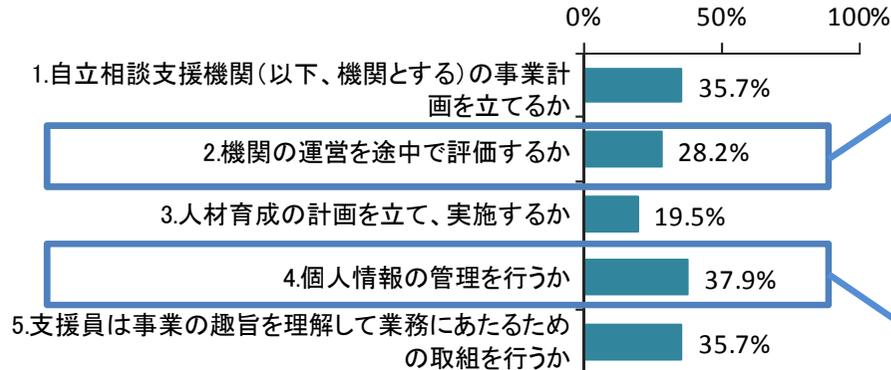
について現在行っていること（複数回答）



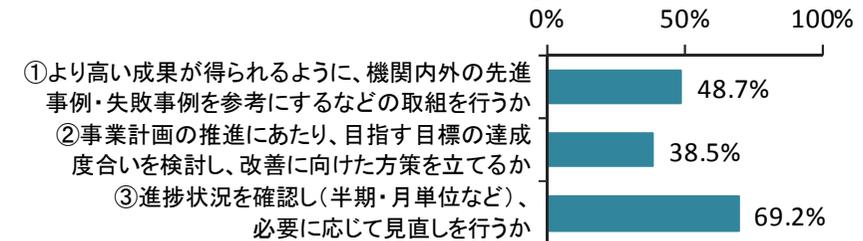
9 事業評価

- 事業評価に関して、「体制整備・運営計画」については、4割弱が個人情報の管理や事業計画に着目している。また、3割弱が運営途中で評価するとしており、その中では、進捗状況を確認し、必要に応じて見直すとしているところが7割となっている。また、個人情報の管理に着目した場合、8割強で職員が意識するよう指導しているとしており、管理者を定める点については3割程度となっている。
- 相談支援業務については、事業の運営自体を評価するとしているのが6割程度であり、その中では、約8割が相談受付件数・申し込み件数となっており、次いでプラン達成状況が6割、就労・増収者とプラン作成者数がともに5割程度となっている。

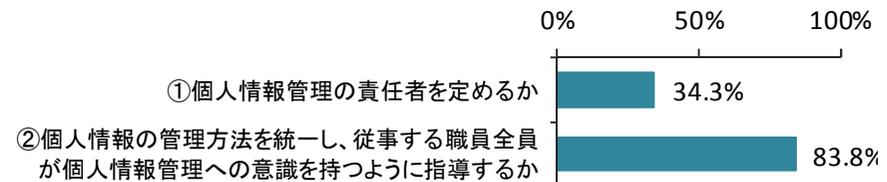
(1) 体制整備・運営計画について



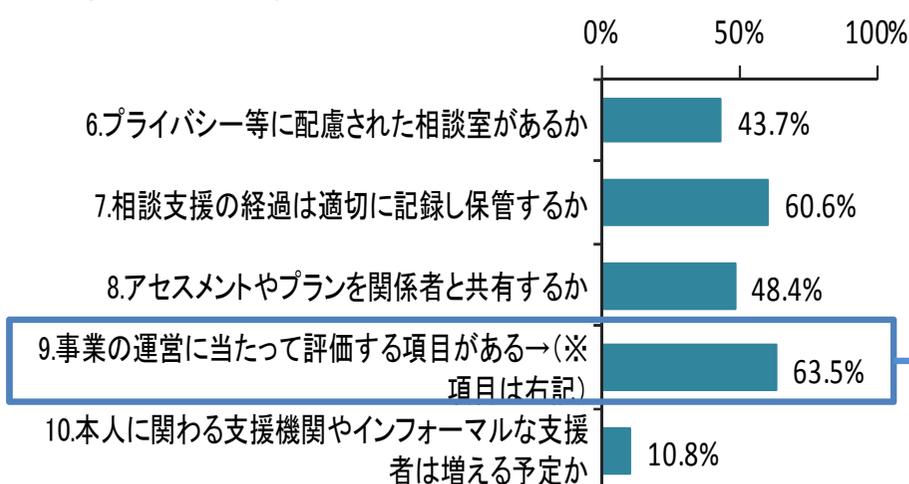
(2) 「2.機関の運営を途中で評価するか」を選択した場合



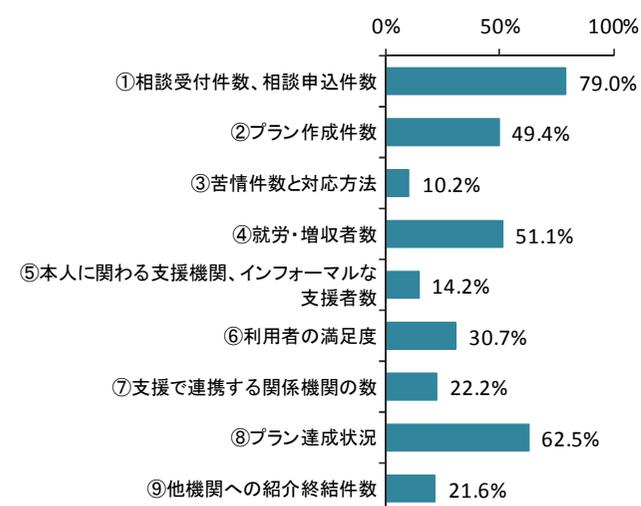
(3) 「4.個人情報の管理」を選択した場合



(4) 相談支援業務について



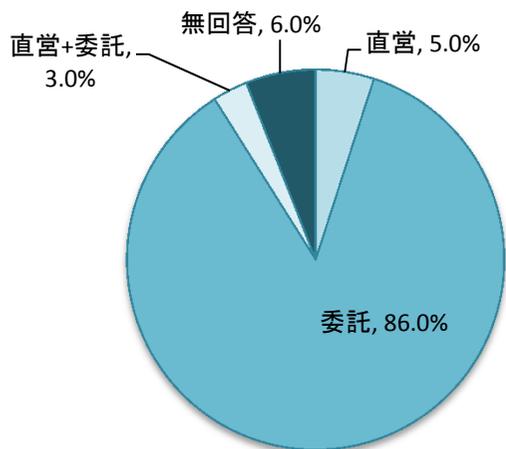
(5) 「9.事業の運営に当たって評価する項目がある」を選択した場合



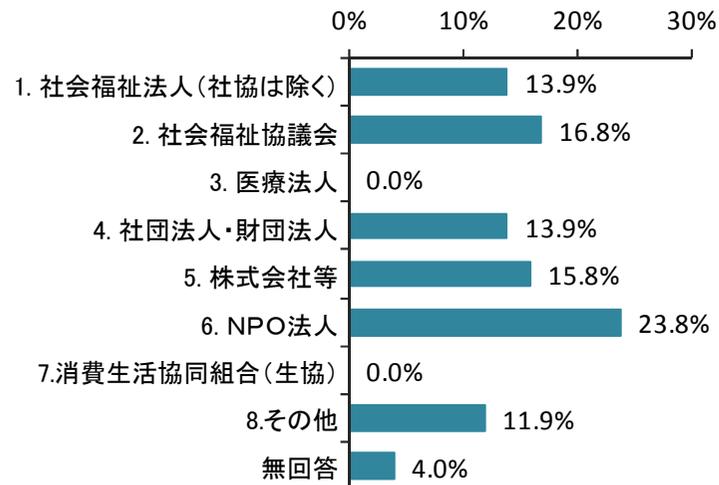
10 就労準備支援事業

- 就労準備支援事業を行っている100圏域のうち、9割弱が委託となっている。その中で、約2割がNPO法人、次いで社会福祉協議会、株式会社等と続いている。
- 就労準備支援事業の職員体制は、1機関あたりの平均人数では、委託で多くなっている。また、就労準備支援担当者の経験年数は1年以上3年未満が最も多く3割を超えており、次いで3年以上5年未満と続いている。

(1) 就労準備支援事業の設置形態



(2) 委託先 (※委託しているとの記載があった101件)

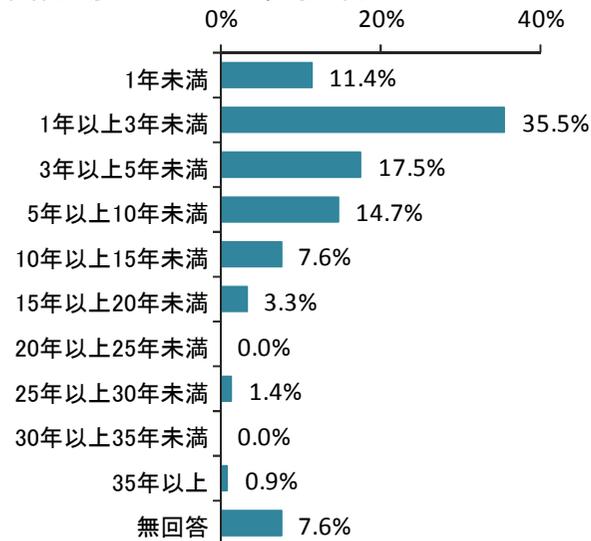


(3) 就労準備支援事業の職員体制

※職員記載のあった70機関について

	全体	1機関あたり平均
全職員数 (70機関)	211人	3.0人
直営 (3機関)	4人	1.3人
委託 (62機関)	187人	3.0人
直営+委託 (2機関)	13人	6.5人
無回答 (3機関)	7人	2.3人

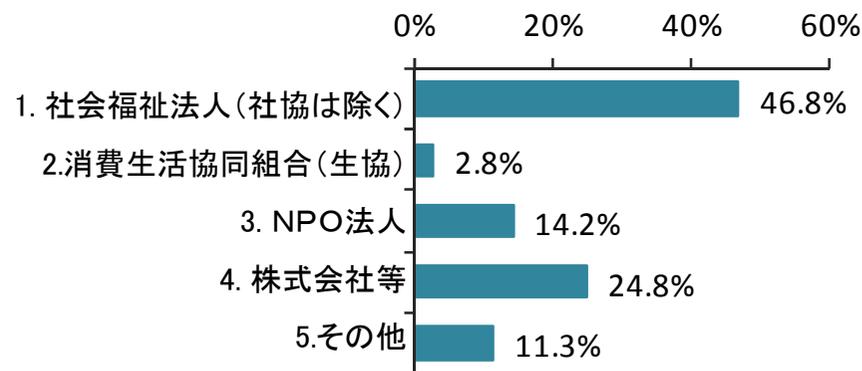
(4) 就労準備支援担当者の経験年数



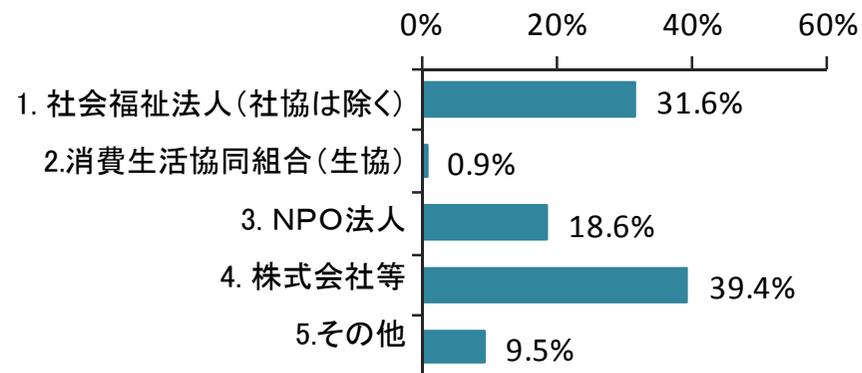
11 就労訓練事業

- 就労訓練事業者については、すでに実施している圏域は141あり、事業者は社会福祉法人がもっとも多く5割弱、次いで株式会社等、NPO法人と続いている。
- なお、今後実施予定も含めた231の圏域のうち、今後実施予定の事業者は、株式会社が4割弱となっており、今後は社会福祉法人だけではなく民間企業の巻き込みも予想される。

(1) 就労訓練事業者（すでに実施している事業者）



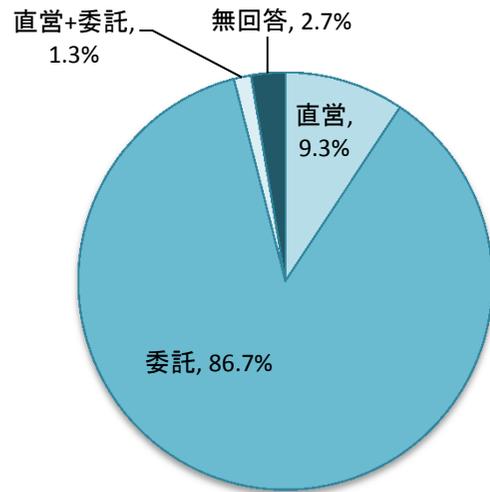
(2) 就労訓練事業者（今後実施予定の事業者）



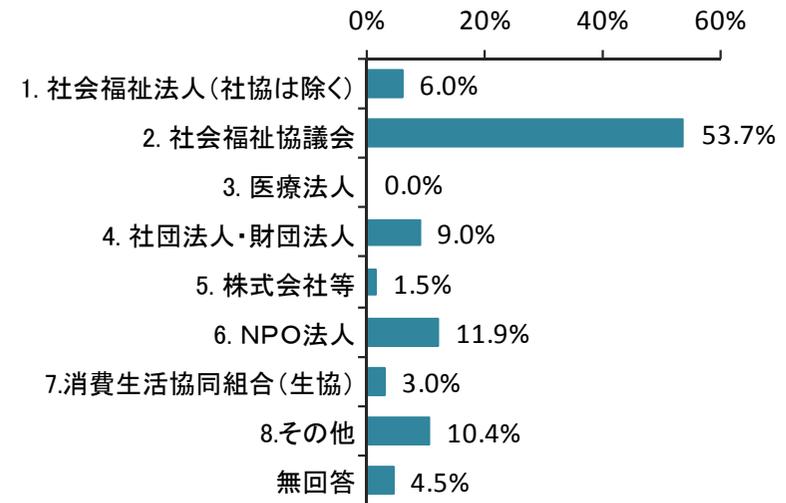
12 家計相談支援事業

- 家計相談支援事業を行っている75圏域のうち、9割弱が委託となっている。その中で、約半数が社会福祉協議会、次いでNPO法人となっている。
- 家計相談支援事業の職員体制は、1機関あたりの平均人数では、直営で多くなっている。また、家計相談支援員の経験年数は1年以上3年未満が最も多く3割弱となっており、次いで3年以上5年未満と続いている。

(1) 家計相談支援事業の設置形態



(2) 委託先（記載のあった委託先67件について集計）

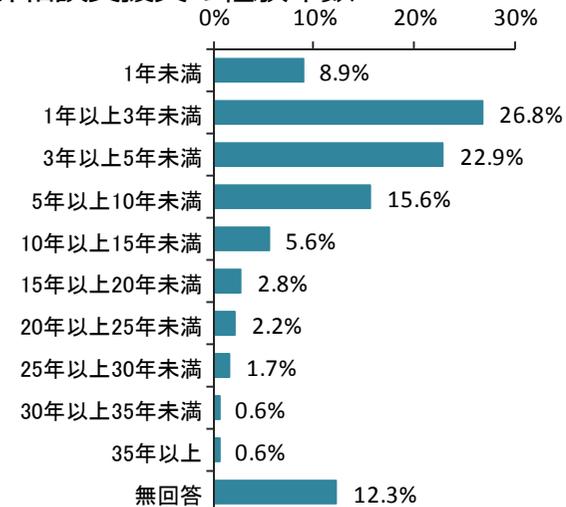


(3) 家計相談支援事業の職員体制

※職員記載のあった58機関について

	全体	1機関あたり平均
全職員数 (58機関)	179人	3.1人
直営 (6機関)	26人	4.3人
委託 (51機関)	147人	2.9人
直営+委託 (1機関)	6人	6.0人

(4) 家計相談支援員の経験年数



モデル事業実施自治体における支援実績（抜粋）について

調査の概要

- 平成26年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置使用標準様式研究事業）において、自立相談支援機関が使用する標準様式を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（121自治体）を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成25年8月～平成26年12月新規受付ケース

【回収状況】 115自治体から新規相談受付21745ケース、支援決定4654ケース

1 新規相談受付状況

- 自治体によって、モデル事業の開始時期や自立相談支援機関の設置状況などが異なるため、一概に人口規模で比較はできないが、月間平均で1～100件超の新規相談受付があり、相談者は男性が多く、相談者は30～50歳代が多くなっている。
- 相談経路については本人自ら連絡が5割弱となっており、次いで関係機関・関係者による紹介が約35%と多くなっている。

(1) 新規相談受付状況（自治体別月間平均件数）

※総合計は平成25年度8月以降開所月～平成26年12月までの合計

自治体名	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	総合計	うちH26年度	H26年度 月間平均
						(H26.4-12計)	
北海道	9	10	6	11	125	122	13.6
札幌市	35	27	22	8	299	216	23.9
旭川市	26	20	15	11	200	193	21.4
釧路市	9	12	9	7	184	115	12.8
岩見沢市	5	15	9	10	125	82	9.1
青森県	11	11	5	8	56	54	6.0
岩手県	17	28	7	14	325	197	21.6
花巻市	3	2	3	7	88	63	6.6
宮城県	43	32	24	21	174	176	24.9
仙台市	28	85	36	27	283	292	31.4
湯沢市	6	1	9	10	76	43	4.8
山形県	7	5	1	1	39	39	5.6
山形市	56	47	39	33	528	405	44.3
福島県	9	4	13	4	74	69	7.6
会津若松市	9	17	12	14	73	73	8.1
茨城県	5	1	0	0	15	15	2.1
栃木県	12	17	25	13	123	125	13.7

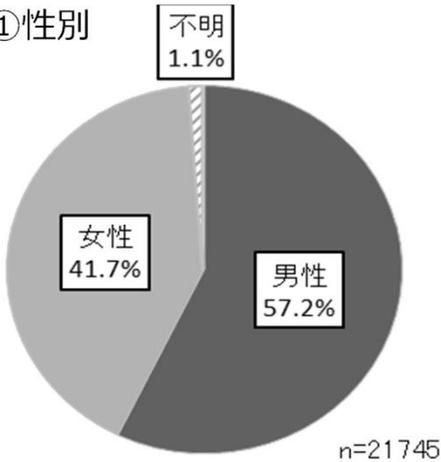
自治体名	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	総合計	うちH26年度	H26年度 月間平均
						(H26.4-12計)	
宇都宮市	16	18	14	17	106	106	15.1
群馬県	9	1	3	7	36	38	5.1
前橋市	-	19	14	22	55	57	18.3
さいたま市	3	4	4	5	41	41	5.1
川越市	4	7	8	5	45	45	6.4
千葉市	29	29	14	19	451	328	36.1
船橋市	7	8	4	5	119	83	9.1
野田市	12	6	6	5	181	80	8.6
佐倉市	46	50	36	35	881	404	43.9
柏市	17	21	12	8	182	132	14.7
香取市	6	2	4	5	51	34	3.8
世田谷区	15	25	19	31	227	228	25.2
豊島区	16	6	4	5	60	62	10.0
練馬区	22	19	19	10	113	114	14.1
葛飾区	23	25	18	14	207	208	22.9
国分寺市	13	6	9	4	102	65	7.2
神奈川県	8	10	7	10	173	130	14.4

自治体名	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	総合計	H26年度	
						うちH26年度 (H26.4-12計)	月間平均
横浜市	39	37	32	26	387	264	29.3
川崎市	106	94	70	75	1063	808	89.7
相模原市	27	20	15	19	211	154	16.8
新潟県	17	17	14	7	129	111	12.3
新潟市	9	13	17	12	217	115	12.3
長岡市	13	7	17	10	155	109	11.9
上越市	15	16	4	10	154	115	12.8
富山県	11	10	5	7	55	56	9.2
氷見市	3	8	1	4	58	57	6.3
小松市	2	3	0	1	98	18	2.0
福井県	13	13	9	8	236	117	13.0
長野県	13	19	17	6	158	159	17.6
長野市	11	13	7	9	100	101	11.1
松本市	11	5	4	5	78	78	8.7
上田市	12	10	5	9	116	116	12.9
飯田市	10	12	8	12	96	97	10.7
岐阜県	37	37	26	16	579	318	34.9
各務原市	40	44	30	30	363	370	40.1
静岡市	97	89	70	73	582	582	64.6
浜松市	13	4	2	1	90	90	10.0
富士宮市	3	6	2	1	78	73	8.1
愛知県	4	6	4	2	46	37	4.1
名古屋市	52	35	32	22	187	197	31.2
岡崎市	60	44	52	41	566	566	62.9
長久手市	10	14	8	13	89	77	8.6
名張市	0	3	2	2	73	40	4.4
伊賀市	14	6	11	6	84	68	7.6
滋賀県	1	2	2	1	13	14	1.6
大津市	34	23	21	17	227	225	24.8
野洲市	13	17	15	10	288	117	13.0
東近江市	12	11	10	4	162	129	14.3
京都府	34	52	40	22	464	350	38.8
京都市	5	6	3	4	41	41	5.1
長岡京市	3	2	3	4	39	33	3.7
京丹後市	5	7	3	5	138	83	9.1
大阪市	124	205	177	173	1413	1212	133.2
堺市	21	30	13	10	154	157	22.0
豊中市	98	111	94	84	892	868	94.7
箕面市	7	8	6	8	160	74	8.2
柏原市	10	10	12	5	126	86	9.6
藤井寺市	1	2	3	0	25	23	2.6

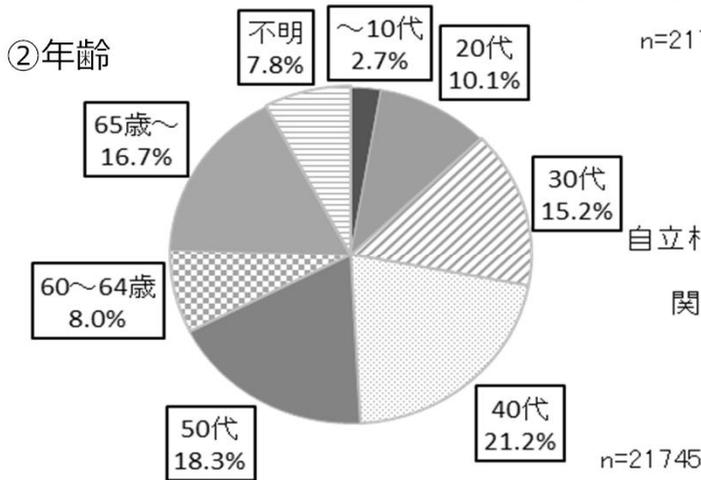
自治体名	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	総合計	H26年度	
						うちH26年度 (H26.4-12計)	月間平均
兵庫県	2	5	1	2	10	10	2.5
神戸市	13	6	2	1	66	39	4.3
姫路市	1	5	2	7	54	54	6.0
奈良県	10	10	6	10	78	78	11.1
奈良市	24	20	15	15	429	200	22.1
田辺市	4	0	1	3	12	12	1.7
鳥取県	7	3	5	10	99	73	8.1
島根県	8	4	3	5	57	47	5.0
美郷町	1	1	2	2	24	24	2.7
岡山市	21	29	16	21	286	163	18.1
総社市	2	1	2	3	26	26	2.9
広島市	59	21	19	14	113	113	28.3
山口県	3	2	3	3	17	17	2.1
下関市	19	16	7	5	74	74	10.6
徳島県	9	13	4	3	154	53	5.9
高松市	5	6	2	1	40	40	5.7
丸亀市	15	11	9	6	184	103	11.3
今治市	2	4	2	1	35	35	3.9
八幡浜市	3	2	0	1	9	9	1.1
高知県	70	43	37	45	469	410	45.6
高知市	17	8	5	6	324	83	9.2
須崎市	3	3	0	4	33	29	3.2
土佐清水市	1	1	0	1	19	19	2.1
福岡県	36	42	40	30	357	280	31.1
北九州市	1	44	15	9	69	72	17.3
福岡市	22	32	19	15	351	219	24.2
佐賀市	28	14	10	23	298	157	17.3
長崎市	18	28	14	15	180	180	20.0
熊本県	39	29	22	18	295	204	22.7
熊本市	16	11	17	8	138	141	14.9
菊池市	3	5	1	0	154	43	4.8
大分県	16	4	0	3	149	94	10.4
大分市	35	9	9	6	153	157	19.1
臼杵市	7	9	4	5	161	77	8.6
宮崎県	3	4	4	6	37	37	4.6
宮崎市	10	4	5	3	73	73	9.1
鹿児島県	0	0	4	2	13	13	1.9
日置市	5	4	5	6	56	56	6.2
沖縄県	50	54	49	51	562	435	47.8
うるま市	15	14	11	8	80	81	8.9
合計	2149	2182	1668	1557	21745	16769	-

(2) 新規相談受付状況

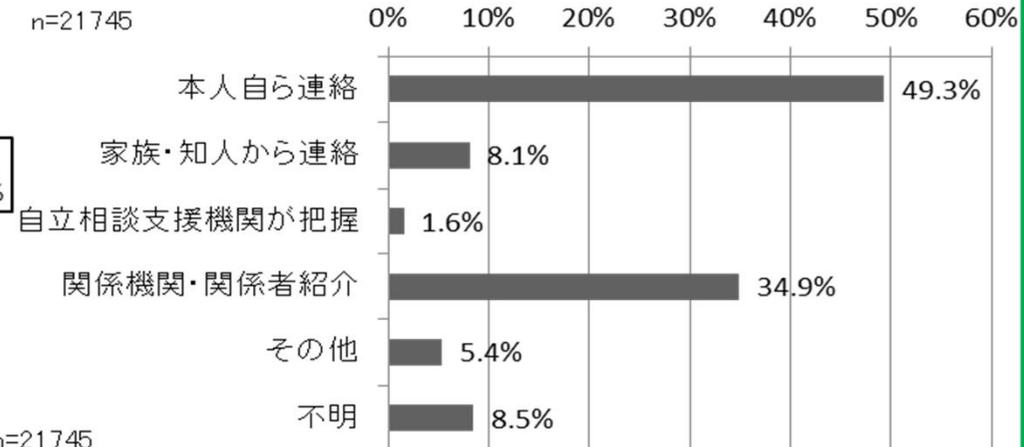
①性別



②年齢



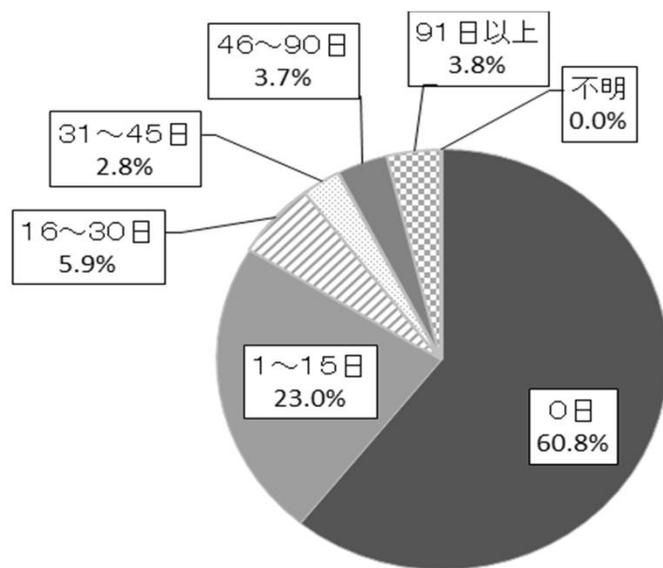
③相談経路 (複数回答)



2 スクリーニング実施状況

- 相談受付からスクリーニングまでの期間については、「0日」が60.8%、「1～15日」が23.0%などとなっている。
- スクリーニング結果（同意なしを含めた場合）については、「相談支援センターが継続支援し、プラン策定する」が37.4%、「他の制度や専門機関につなぐ」が32.4%、「情報提供や相談対応のみで終了」が24.1%となっている。

(1) 相談受付からスクリーニングまでの期間分布

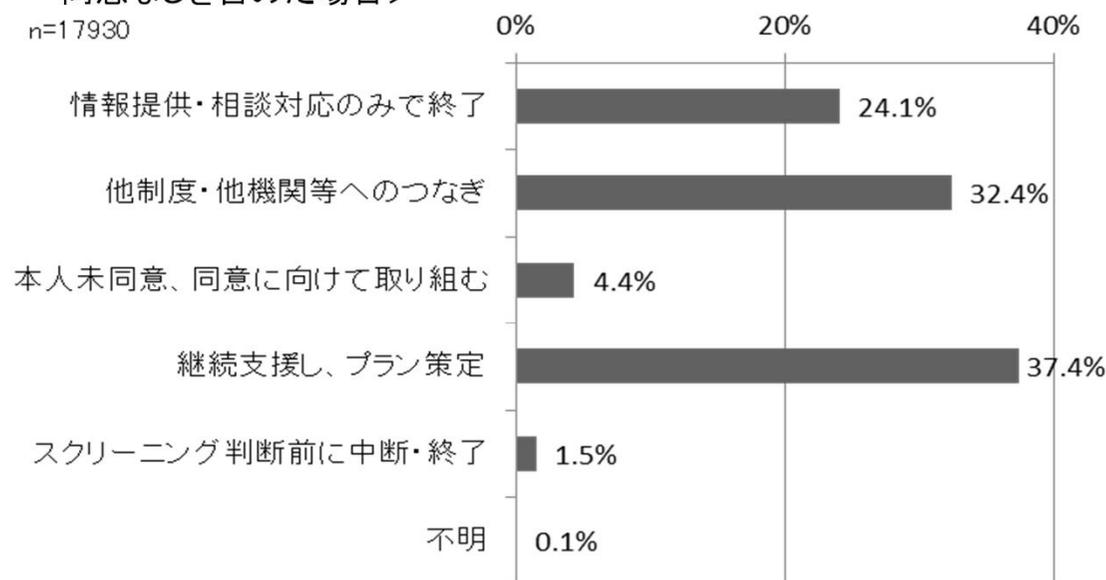


n=17930

(2) スクリーニング結果

<自立相談支援機関の利用申込みの際の情報共有について
同意なしを含めた場合>

n=17930

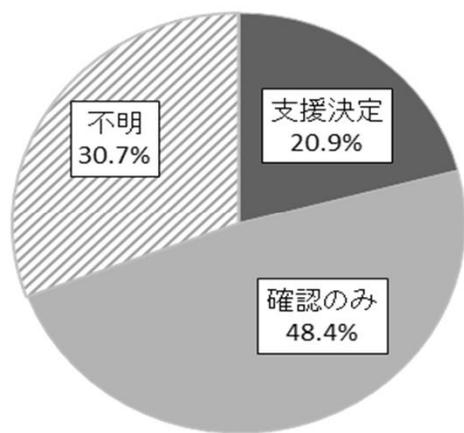


※新規相談受付の21475件のうち、スクリーニングに至らなかったケース等を除いた、スクリーニング実施17930件についての内訳。

3 支援決定の状況

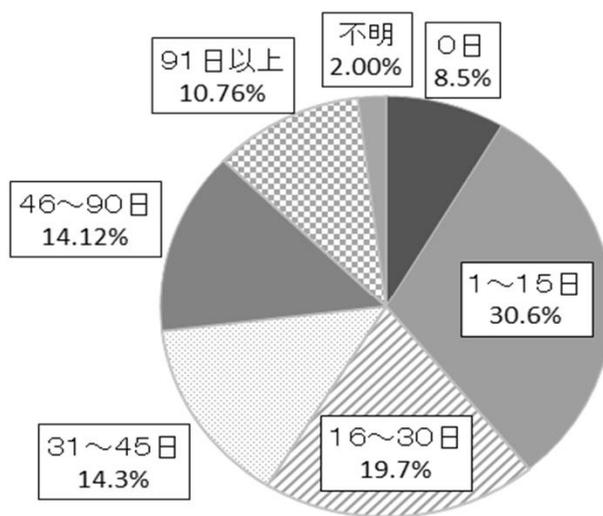
- スクリーニング後支援継続者に占める支援決定・確認ケースの割合は、「支援決定」が20.9%、「確認のみ」が48.4%となっている。
- 初回相談受付から初回支援調整会議開催日までの期間分布は、「1～15日」が30.6%、「16～30日」が19.7%などとなっている。また、初回相談受付から初回プラン支援決定・確認日までの期間分布は「1～15日」が28.9%、「16～30日」が20.0%などとなっている。
- 本人の状況としては、30～50代が多く、同居者がいない者が約4割、未婚者が約5割となっており、経済的困窮だけではなく、就職活動難、病気の割合が高くなっている。
- 就労状況については、求職中のケースが約5割である一方、無職（仕事は探していない）の層も約15%程度おり、離職後2年以上の者が3割程度いる。

(1) スクリーニング後支援継続者に占める支援決定・確認ケースの割合



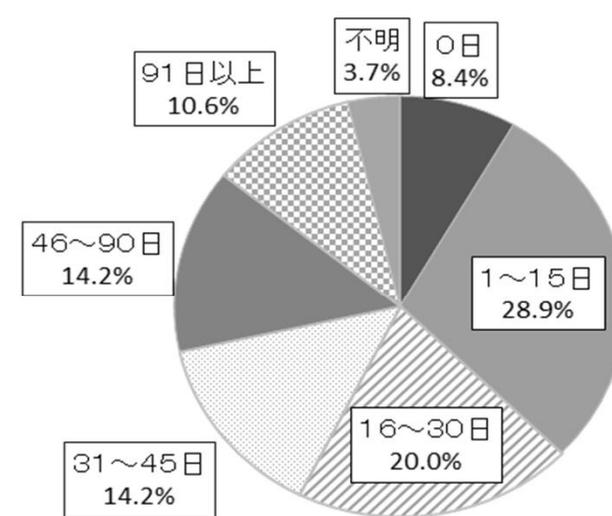
n=6714

(2) 初回相談受付から初回支援調整会議開催日までの期間分布



n=4654

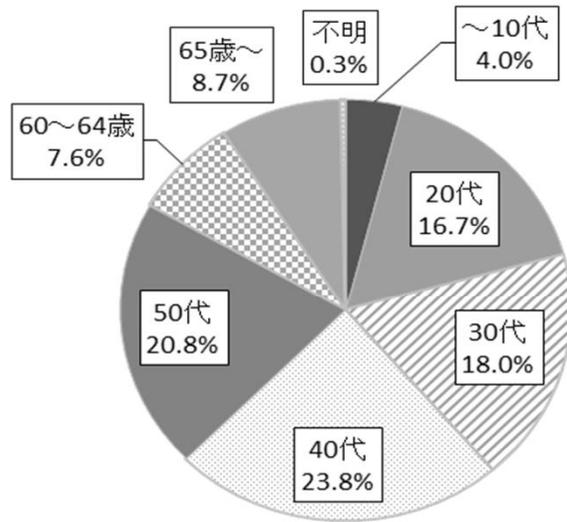
(3) 初回相談受付から初回プラン支援決定・確認日までの期間分布



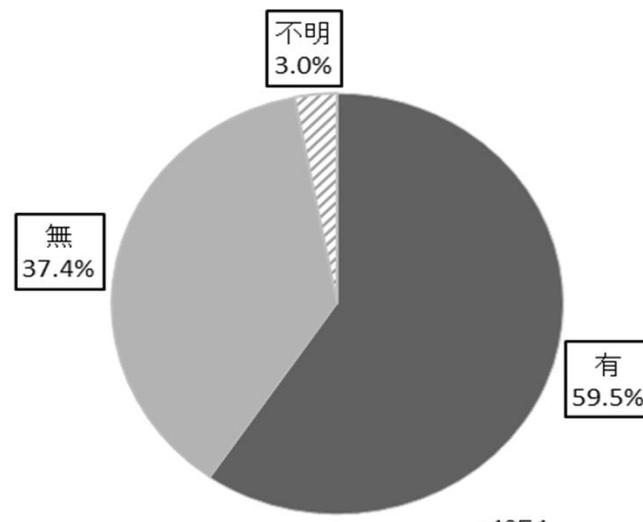
n=4654

(4) 支援決定（初回プラン）ケースの状態像

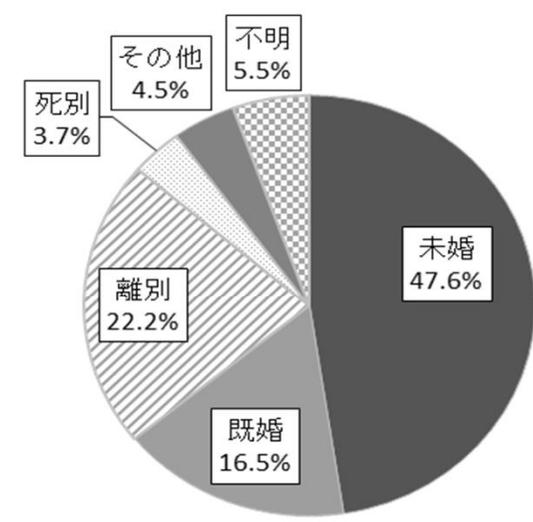
①年齢



②同居者



③婚姻

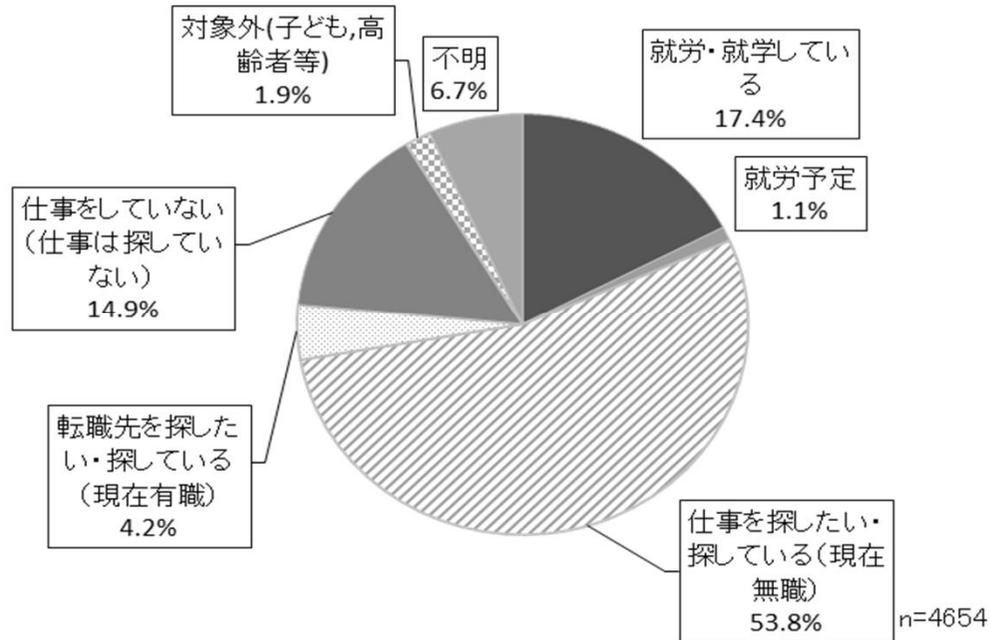


n=4654

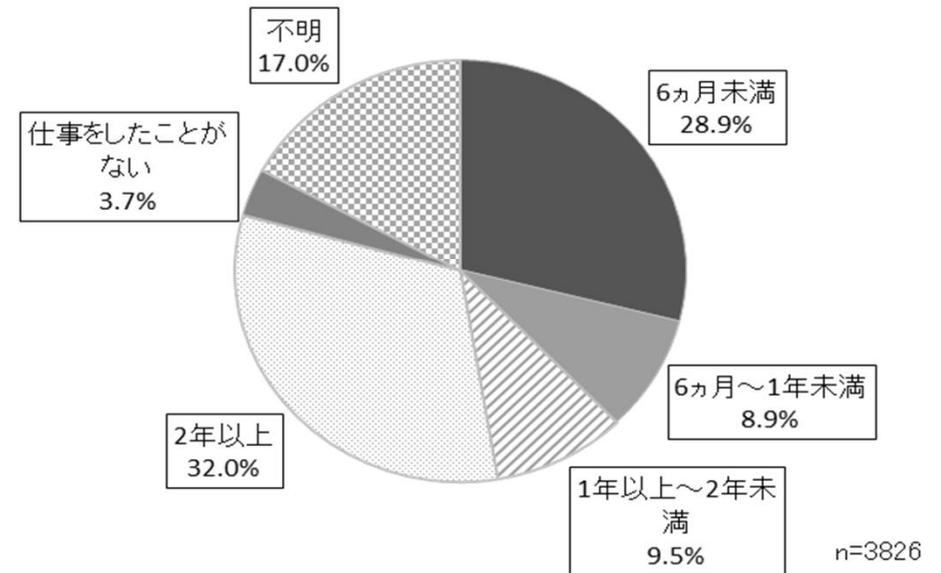
n=4654

n=4654

④就労状況



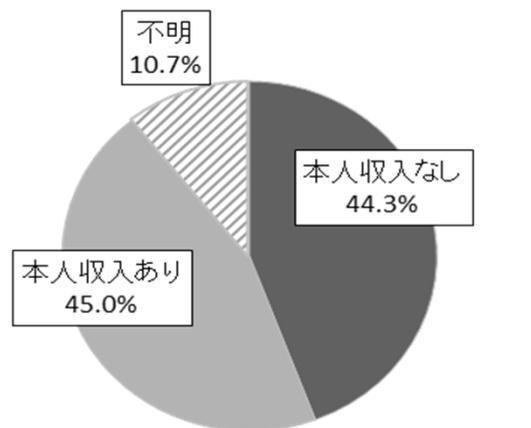
⑤直近の離職後の期間（就労中除く）



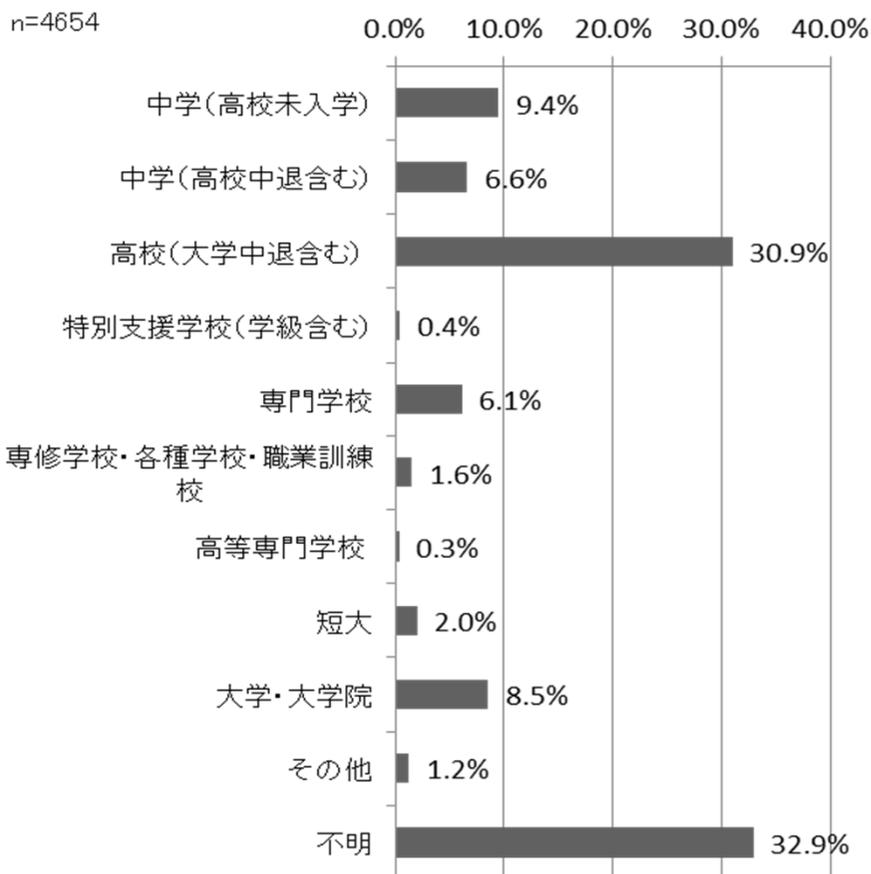
n=4654

n=3826

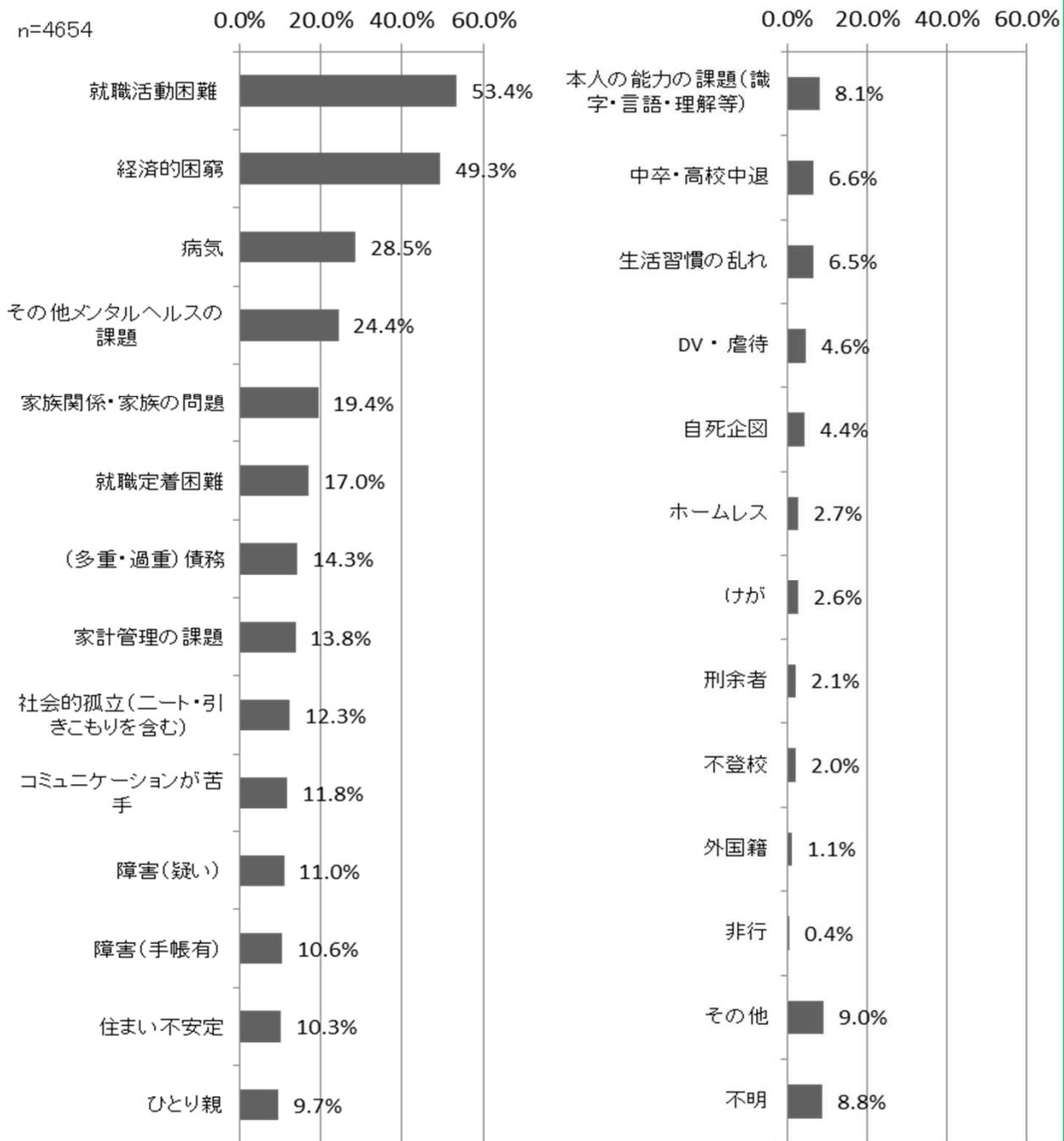
⑥生計の状況



⑦最終学歴



⑧本人の状況 (複数回答)

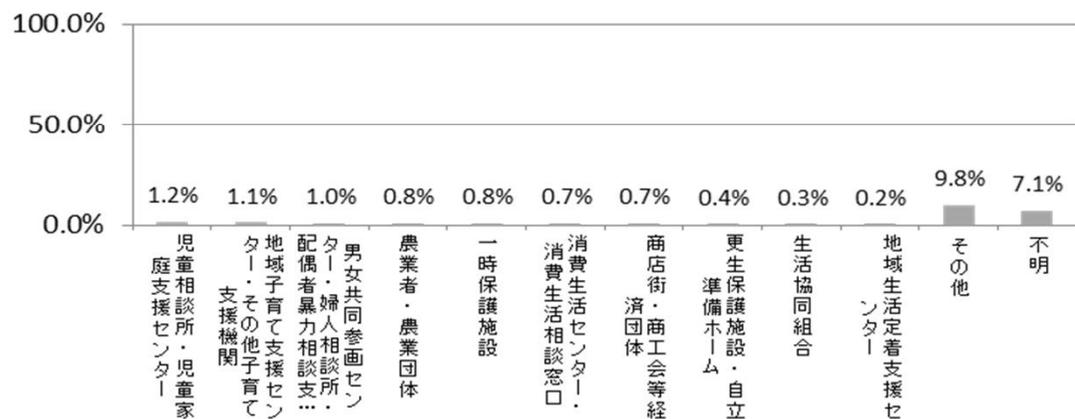
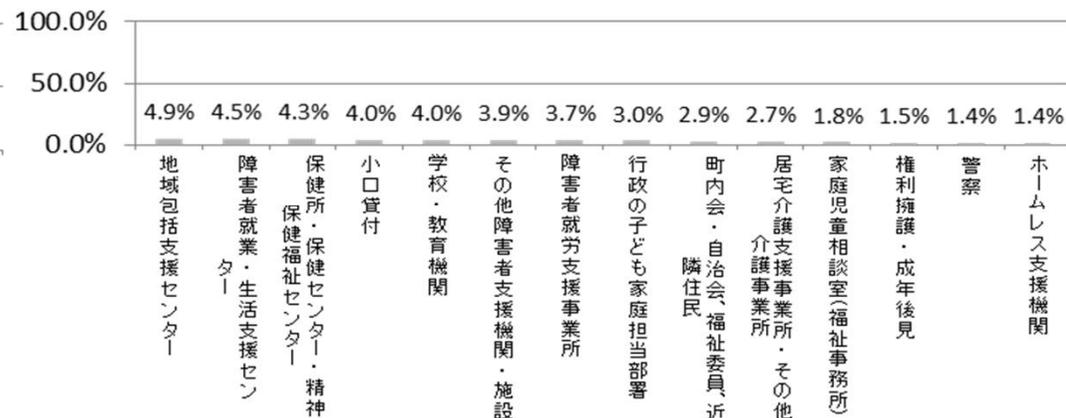
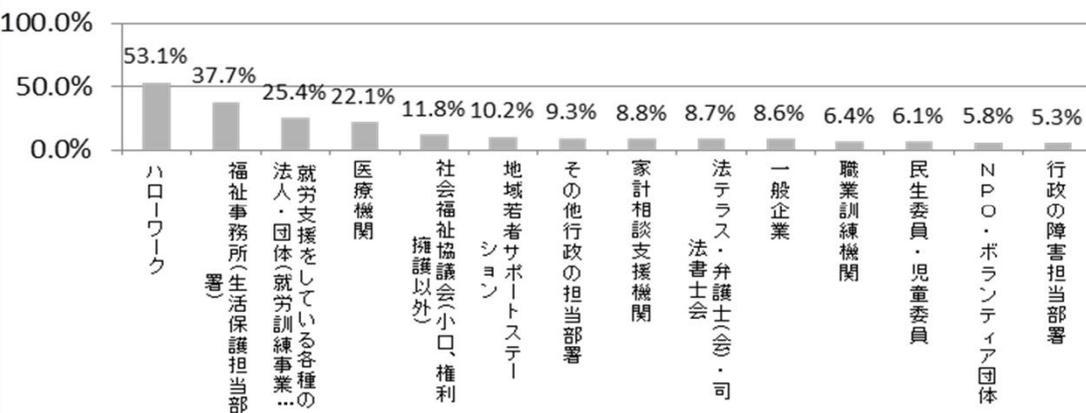


4 プランの内容

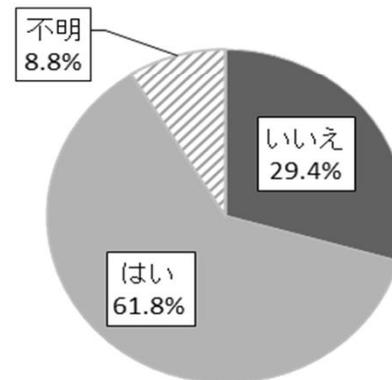
- プラン（支援計画）には福祉事務所やハローワークだけではなく、就労支援をしている各種の法人・団体や医療機関等の既存の関係機関との連携が見られ、また、NPO・ボランティア等のインフォーマルな関係者とも協働し、支援が提供されている。
- プランにおいて、一般就労を目標に掲げている割合は約6割であり、一般就労の目標有無別に変化の内容をみると、「就労開始（一般就労）」は「（一般就労を）目標にしている」で49.5%、「（一般就労を）目標にしていない」で9.7%に変化としてみられている。また、プランにおける生活支援サービス等の利用「有」の割合は、「自立相談支援事業による就労」が42.3%、次いで「就労準備支援事業」が21.8%となっている。
- 就労準備支援事業の支援期間は、「51～100日」が35.2%、次いで「151～300日」が17.0%となっている。

(1) プランに関わる関係機関・関係者（初回プラン）（複数回答）

n=4654



(2) プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか

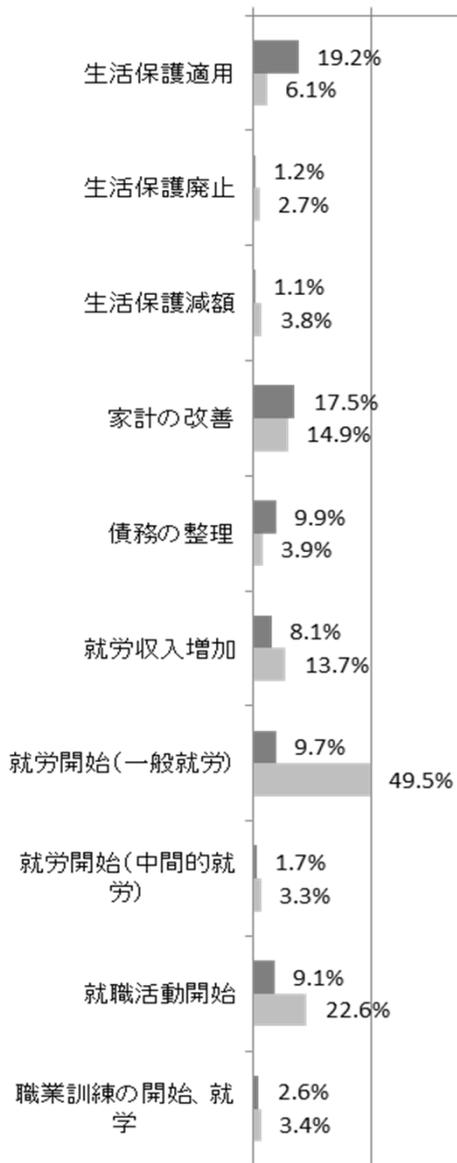


n=4654

(3) プラン期間内での一般就労の目標と変化の内容

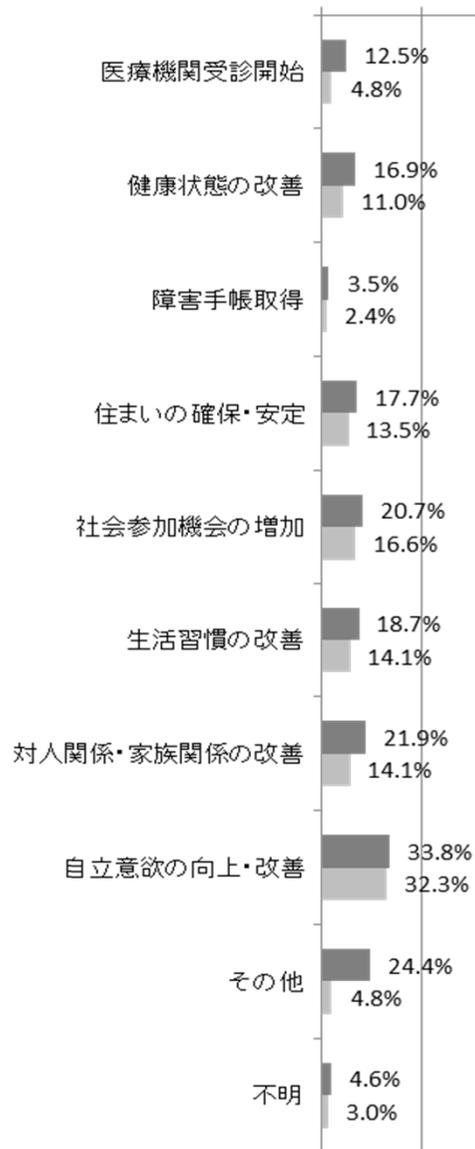
<経済的变化>

0.0% 50.0% 100.0%



<それ以外>

0.0% 50.0% 100.0%

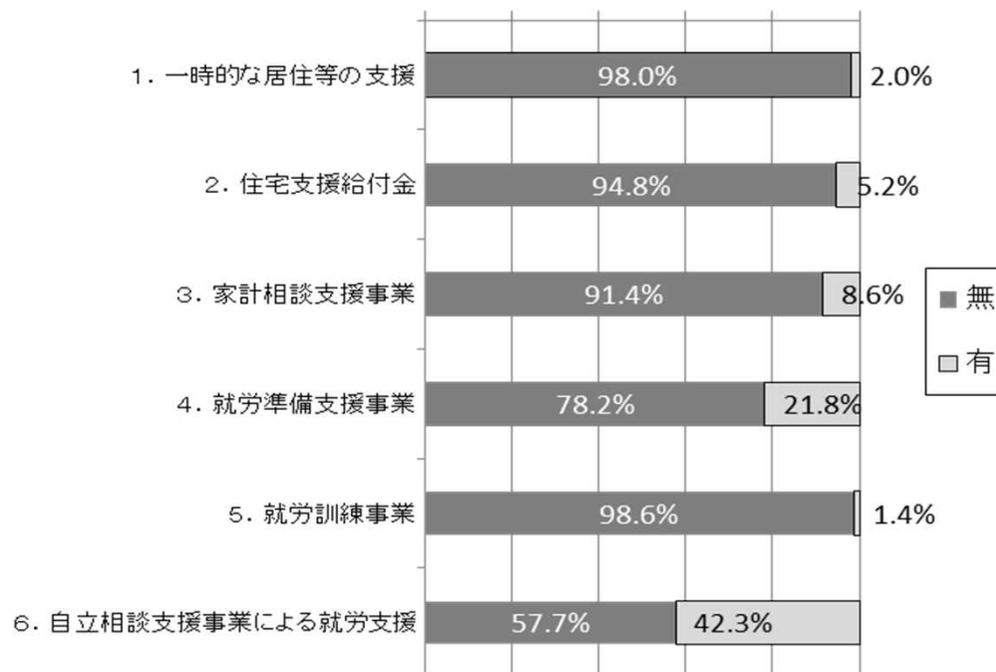


■ 一般就労を目標にしている n=1219 ■ 一般就労を目標にしていない n=657

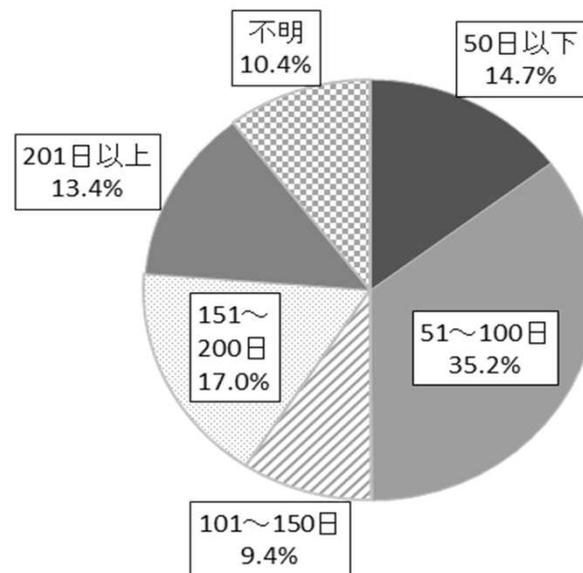
(4) プランにおける生活支援サービス等利用の状況

n=4654

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



(5) 就労準備支援事業の支援期間

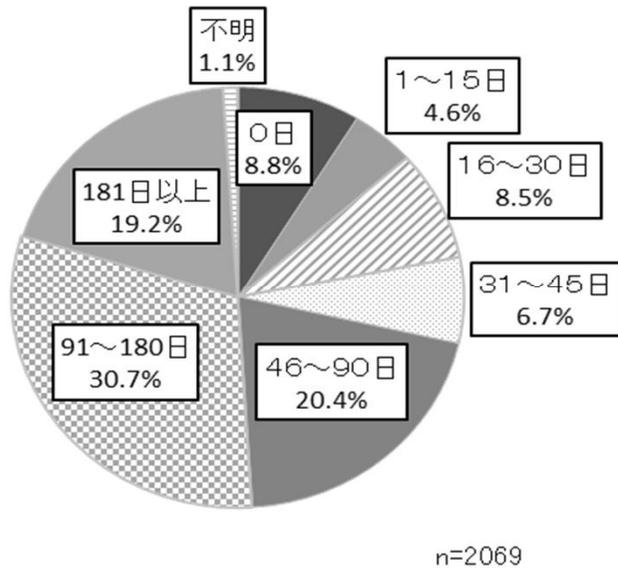


n=1014

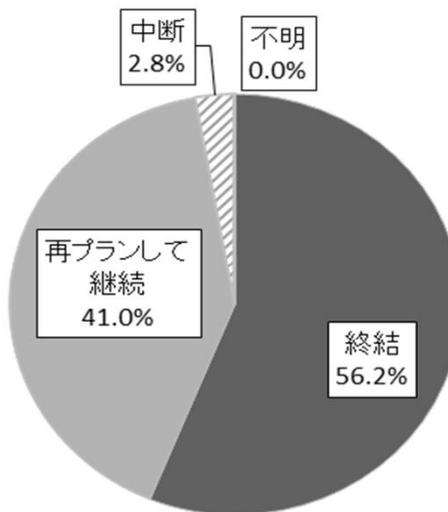
5 支援により見られた変化

- 調査期間中に評価を実施した2069件のうち、支援決定・確認から評価実施までの期間分布では「91～180日」が30.7%が最も多い。プラン評価の結果、初回プランで「終結」は56.2%、「再プランして継続」は41.0%、「終結」の場合の相談受付から評価実施「終結」までの期間は「91～180日」が最も多くなっている。
- 評価を実施したケースについては、「変化あり」が96.5%となっており、「就労開始（一般就労）」が34.5%、「自立意欲の向上・改善」が32.2%、「就職活動開始」が17.4%、「社会参加機会の増加」が17.2%などとなっている。

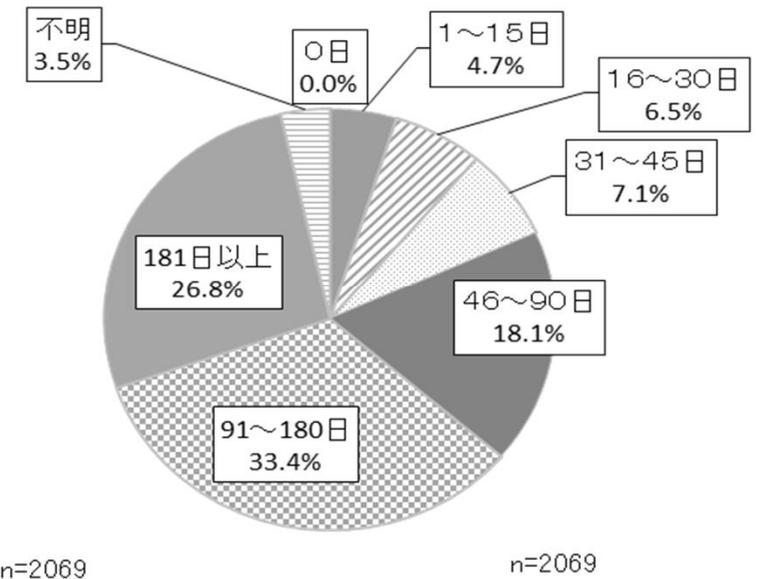
(1) 支援決定・確認から評価実施までの期間の分布（初回プランのみ）



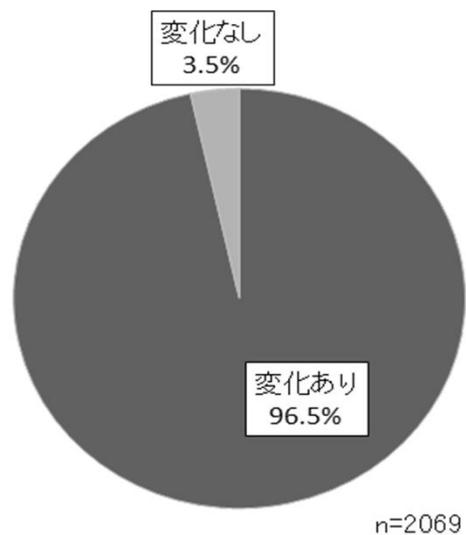
(2) プラン評価の結果（初回プランのみ）



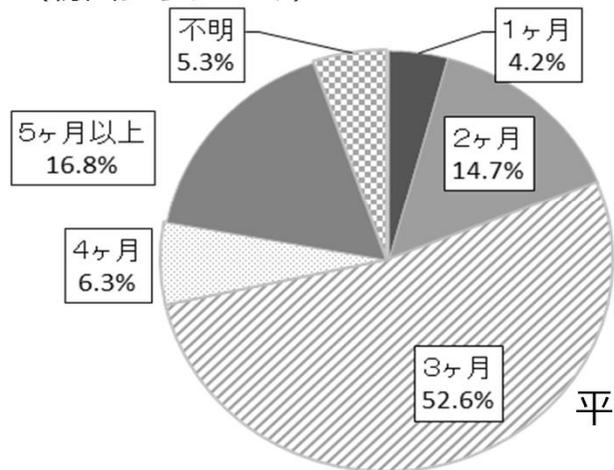
(3) 相談受付から評価実施「終結」までの期間の分布（初回プランのみ）



(4) 変化が見られたケース数
(初回プランのみ)



(6) 住宅支援給付金利用期間
(初回プランのみ)

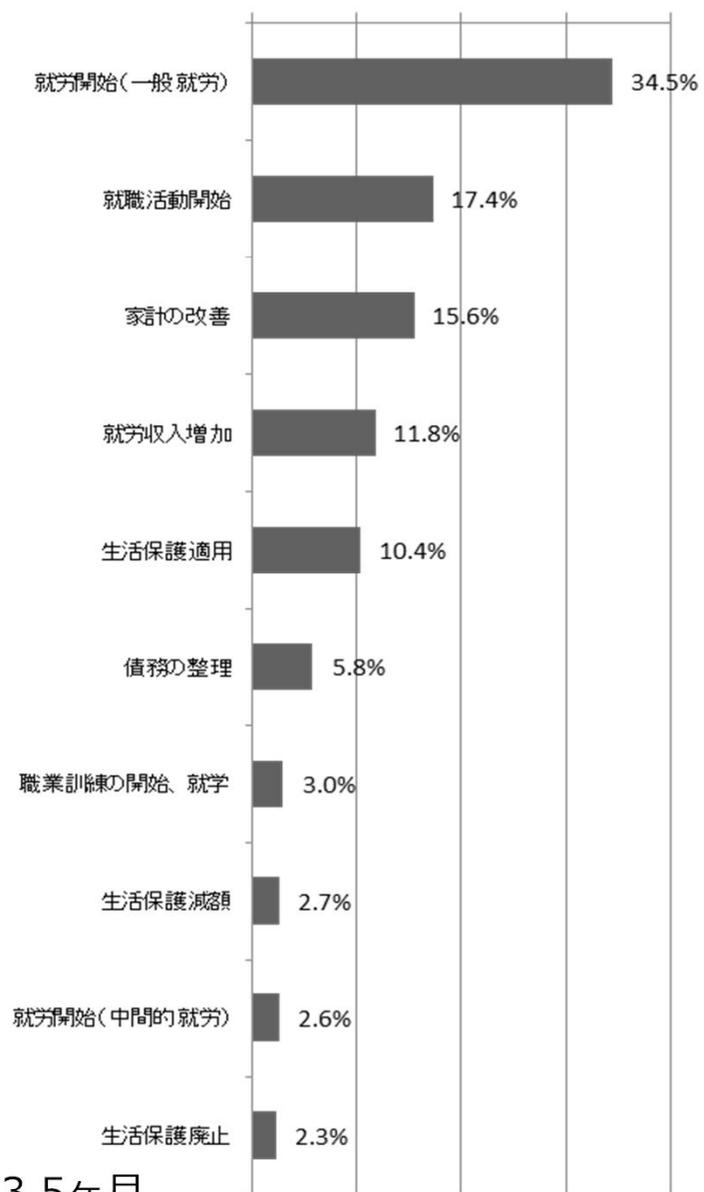


(5) 変化の内容 (経済的変化/それ以外) (初回プランのみ)

n=2069

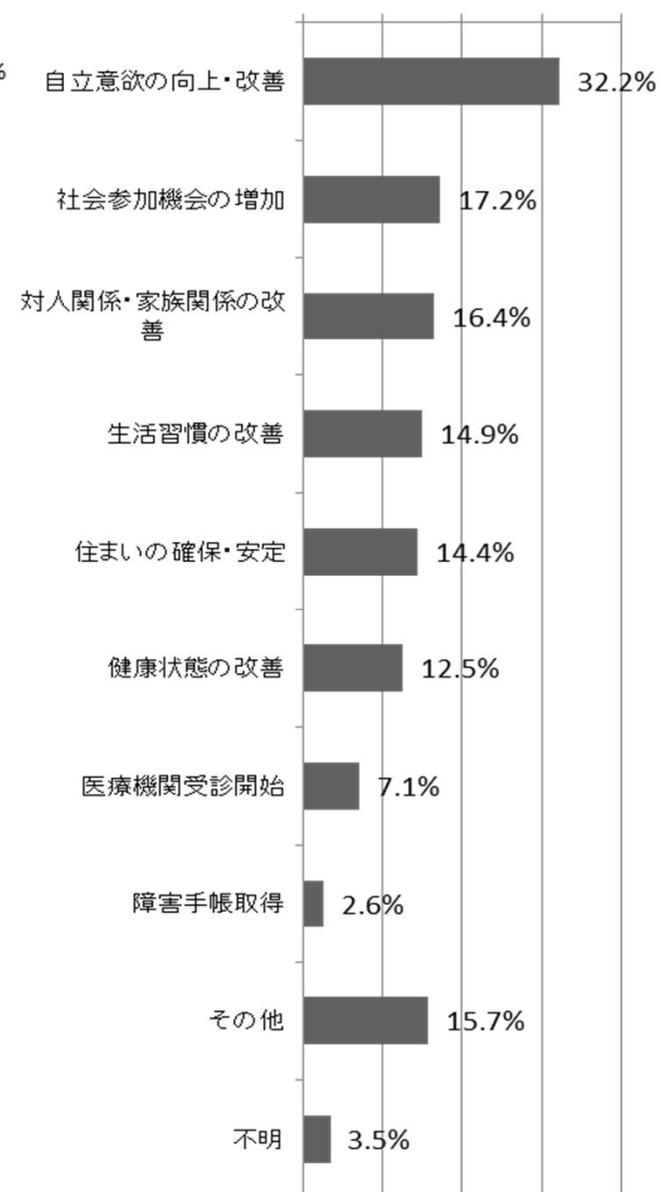
<経済的変化>

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0%



<それ以外>

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0%



「就労準備支援事業」及び「就労訓練事業(中間的就労)の推進」の実施状況に関するアンケート集計結果(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業(就労支援に関する研究事業)において、就労準備支援事業及び就労訓練事業(中間的就労)の推進に関するモデル事業の実施状況を把握するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体(68箇所)を対象に実施状況調査を実施。

【実施機関】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

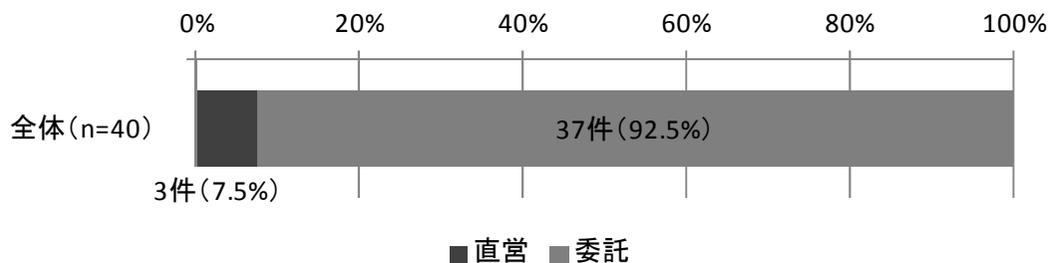
【調査期間】平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】54箇所/68箇所(回収率79.5%)

1 実施方法(就労準備支援事業)

- 就労準備支援事業は任意事業ではあるが、68のモデル事業実施自治体の半数以上(38(56%))が実施。なお、その実施方法は、社会福祉協議会や社会福祉法人などに対する委託する割合が非常に高くなっている(92.5%)。
- 生活困窮者支援においては可能な限り就労による自立を目指すべきであり、モデル事業実施自治体においても同じ認識の下、熱心に就労支援に取り組んでいただいております、引き続き積極的な取組が期待される。

(1) 就労準備支援事業の実施方法



(2) 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	9	24.30%
社会福祉法人	4	10.80%
NPO	8	21.60%
民間法人	3	8.10%
未定	8	21.60%
その他	5	13.50%
合計	37	100.00%

2 委託先以外の協力先（就労準備支援事業）

- 就労準備支援事業を含め、就労支援を実施する上でのポイントは、関係機関や民間の一般事業所の協力を得ることである。モデル事業実施自治体では、ハローワークをはじめ地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携するほか、高齢者福祉施設や農園、パン屋、カフェなどの事業所に就労体験の受け入れ先として協力をいただいているケースが多い。

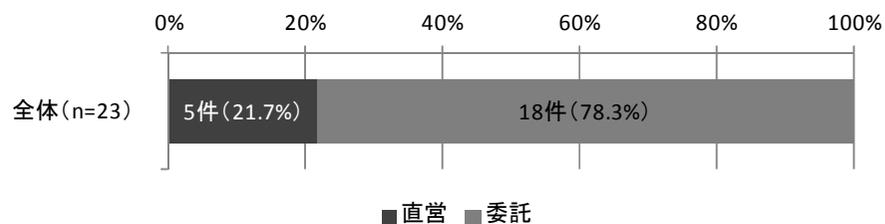
都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	協力の具体的内容
千葉県	柏市	柏市全域	NPO法人ワーカーズコープ	福祉施設への就労体験の受け入れ
神奈川県	相模原市	相模原市南区	各地域資源	個別に開拓
新潟県	新潟県	長岡	NPO法人地域循環ネットワーク	就労体験の受け入れ(学校給食残渣の回収一家畜飼料に再利用)
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	岐阜県パーソナル・サポート・センター	・履歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・コミュニケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲の向上を目的としたグループワーク等
			岐阜県総合人材チャレンジセンター	・履歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・コミュニケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲の向上を目的としたグループワーク等
三重県	名張市	名張市	サンド	挨拶や履歴書の書き方等の指導
京都府	京都府	南部	京都ジョブパーク 福祉事務所、保健所	セミナー参加者の募集 セミナー参加者の募集
		北部	京都ジョブパーク 福祉事務所、保健所	セミナー参加者の募集 セミナー参加者の募集
	京丹後市	京丹後市全域	NPO法人ワーカーズコープ	就労に関するセミナーのみの委託
			社会福祉協議会 社会福祉法人よさのうみ福祉会 農園	デイサービスの就労体験受け入れ 就労に関するセミナーのみの委託 農業の就労体験の受け入れ
兵庫県	神戸市	神戸市	手作りパンの店ピノキオ	就労体験の受け入れ
			須磨浦ゴーゴーズカフェ	就労体験の受け入れ
			須磨荘シーバル須磨	就労体験の受け入れ
			福原製麺所	就労体験の受け入れ
			有限会社富士商会	就労体験の受け入れ
島根県	島根県	松江市	NPO法人ユースネットしまね	居場所づくり。
徳島県	徳島県	県内全市町村	フードバンクとくしま リサイクルショップaya	就労体験・訓練、ボランティア活動 就労訓練の受け入れ
熊本県	菊池市	菊池圏域	社会福祉法人菊愛会	高齢者福祉施設への就労体験の受け入れ
			社会福祉法人	障がい者福祉施設への就労体験の受け入れ

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	協力の具体的内容
大分県	大分県	東部圏域	(社福)大分県社会福祉事業団 (社福)陽谷福祉会 地域若者サポートステーション	障がい者への就労訓練への協力 高齢者施設での就労体験 就労に向けた訓練プログラムの検討
		臼杵市	臼杵市	NPO法人ワーカーズコープ
沖縄県	沖縄県	南部・宮古・八重山圏域	沖縄労働局、ハローワーク(グッジョブセンターおきなわ内・外) 就職・生活支援パーソナル・サポート・センター南部事務所(沖縄振興特別推進交付金による) 就労サポートセンター(労福協自主事業)	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等 公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、企業実習、支援調整会議等 公的機関が行っていないセミナー・訓練、支援調整会議等
			那覇市就職・生活支援バックアップセンター【住宅支援給付事業】(主管課:那覇市保護管理課) 那覇市保護管理課自立支援班	セミナーと個別支援(履歴書添削、自己分析等) 個別支援(履歴書添削、自己分析等)
		北部・中部圏域	なはし就職なんでも相談センター(主管課:那覇市商工農水課) 若者サポートステーションなは(主管課:沖縄県商工労働部労政能力開発課) 沖縄県キャリアセンター(主管課:沖縄県商工労働部雇用政策課)	セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等) 若年者ジョブトレ、個別支援(履歴書添削、自己分析等) セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			ハローワーク 就職・生活支援パーソナル・サポート・センター中部事務所(沖縄振興特別推進交付金による) パーソナル・サポート事業[主管課:沖縄県商工労働部雇用政策課、委託先:(公財)沖縄県労福協]	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等 公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、企業実習、支援調整会議等

3 実施方法（就労訓練事業（中間的就労）の推進）

- 就労訓練事業（中間的就労）の推進については、68のモデル事業実施自治体のうち23（34%）が実施。その実施方法については、社会福祉協議会やNPO法人などに対して委託しているケースが多い（78.3%）。

(1) 就労訓練事業（中間的就労）の推進の実施方法



(2) 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	6	33.30%
NPO	4	22.20%
民間法人	2	11.10%
未定	4	22.20%
その他	2	11.10%
合計	18	100.00%

4 取り組んでいる団体・組織・内容（就労訓練事業（中間的就労）の推進）

- リサイクルショップ、食堂、農業、高齢者施設など、中間的就労を受け入れている事業所は様々であるが、法人格をみると社会福祉法人やNPO法人が多い。生活困窮者に対する就労支援の一環として、中間的就労の利用の場を提供することは重要であり、法の施行に向け、地域において受け皿の確保が必要。

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	就労訓練事業(中間的就労)の具体的内容
北海道	札幌市	厚別区	なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
			札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
		豊平区	なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
			札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
千葉県	千葉市	中央区	社会福祉法人生活クラブ	施設内の環境整備、福祉用具管理等
	佐倉市	佐倉市	社会福祉法人生活クラブ	就労訓練事業、支援員養成講座
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	NPO法人 チュラサンガ	・就農(仲間で農作し収穫し、仲間で収益を分け合う)
			NPO法人 仕事工房ポポロ	・古紙回収 等・販促品の包装作業等・農業体験
			NPO法人 コミュニティサポートスクエア	・法人経営喫茶へのインターン就労
			りあらいず和	・A型就労作業所での就労(サービス外)
			上石津木の駅プロジェクト	・間伐材の薪割作業

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	就労訓練事業(中間的就労)の具体的内容
三重県	名張市	名張市	NPO法人アガベの家	農業
			名張市立病院 保育所運営協議会	環境整備
京都府	京丹後市	京丹後市全域	未定	京丹後市において、どのような中間的就労ができるかの調査研究及び啓発事業を委託
島根県	島根県	松江市	社会福祉法人しらゆり会	施設への就労体験の受け入れ(検討中)
徳島県	徳島県	徳島県	徳島県労働者福祉協議会	のんびり茶屋、フードバンクとくしま
大分県	臼杵市	臼杵市	ワーカーズコープ	サポステを活用した若者の自立・就労支援

生活困窮者自立促進支援モデル事業実施状況調査集計結果 (家計相談支援事業)(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業(家計相談支援に関する調査・研究事業)において、家計相談支援機関の設置・運営指針を作成するため、モデル事業を実施する自治体(68箇所)を対象に実施状況調査を実施。

【実施機関】株式会社日本総合研究所

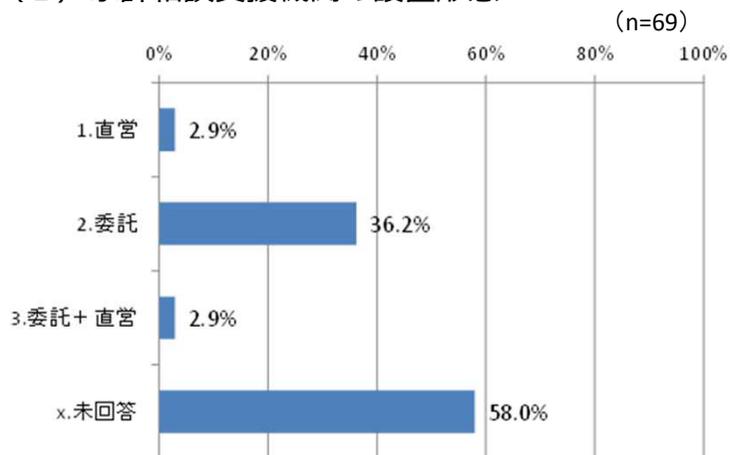
【調査期間】平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】56/68自治体(回収率82.4%)

1 実施形態

- 家計相談支援事業を実施しない自治体も調査対象としているため、「未回答」の割合が高くなっているが、実施自治体についてみると、委託(委託+直営含む)による設置が多数を占め、委託先は社会福祉協議会の割合が最も高い。
- また、自立相談支援機関に併設して家計相談支援機関を設置する自治体が多く、今後、これらの事業の役割分担を整理していくことが必要である。

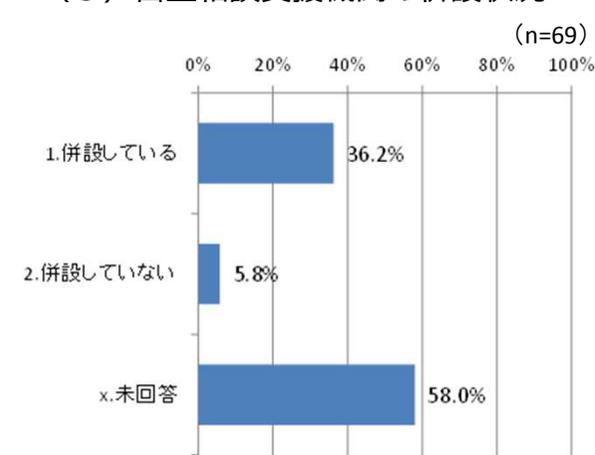
(1) 家計相談支援機関の設置形態



(2) 委託先の法人形態



(3) 自立相談支援機関の併設状況



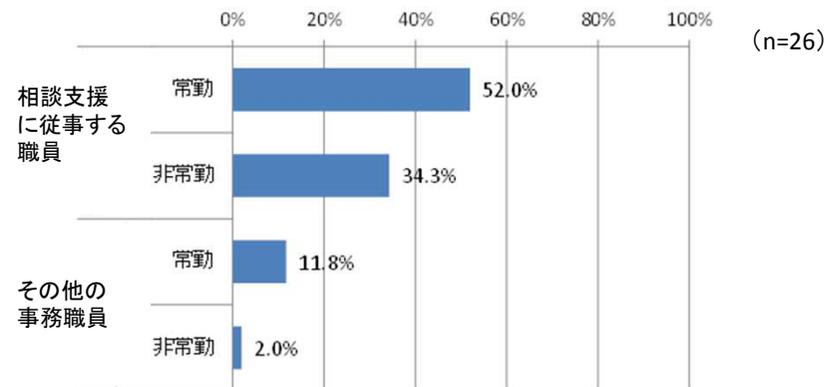
2 職員配置

- 自立相談支援事業との兼務職員を含むため、特に県内全体を対象とする場合は配置職員の総人数が10名を超える自治体も見られるが、1～2人程度の自治体の割合が多い。
- また、職員の保有資格についてみると、ファイナンシャルプランナーや社会福祉士・社会福祉主事の資格を保有する者が多く配置されている。

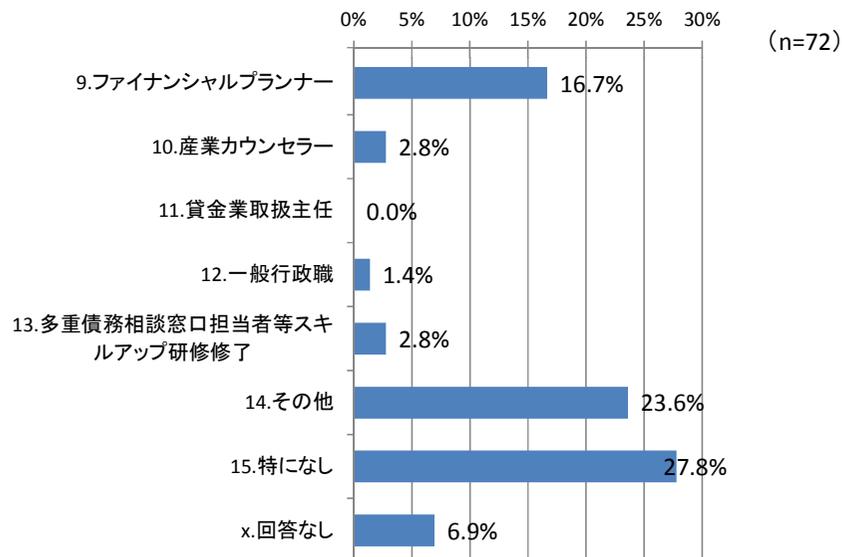
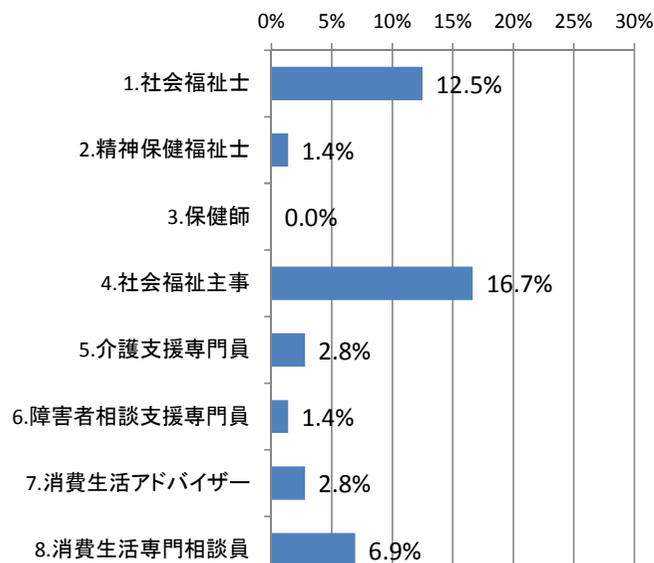
(1) 家計相談支援機関の職員配置予定（総人数）

配置予定人数	圏域数	構成比
1人	7	26.9%
2人	5	19.2%
3人	4	15.4%
4人	3	11.5%
5人	3	11.5%
6人	2	7.7%
11人	1	3.8%
23人	1	3.8%
全体	26	100.0%

(2) 家計相談支援機関の職員配置予定（内訳）



(3) 家計相談支援に従事する職員の保有資格等



子ども・若者の生活困窮支援に関する取組実態調査(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（子ども・若者の生活困窮者支援に関する研究事業）において、子どもの貧困の連鎖を防止するための施策のあり方を研究するため、全国1742市区町村を対象に実態調査を実施。

【実施機関】 国立大学法人東京学芸大学

【調査期間】 平成25年10月～11月

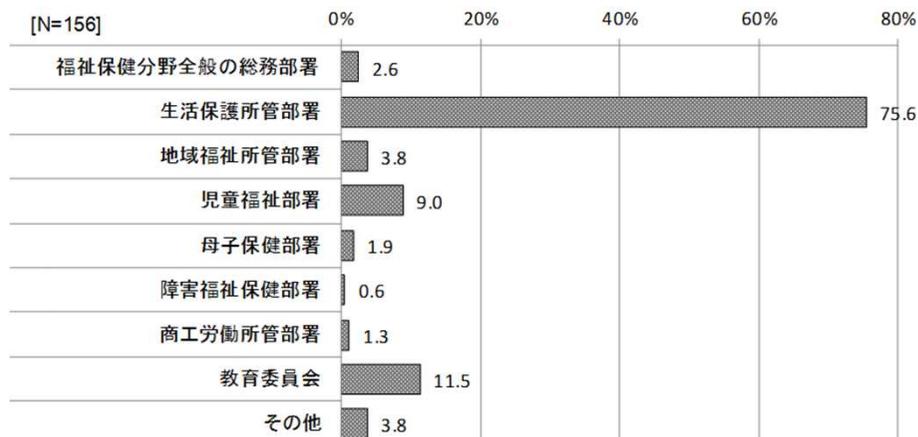
【回収状況】 1016箇所／1742箇所（回収率58.3%）

- ※ 本調査は全国の自治体における悉皆調査であり、平成25年度生活困窮者自立促進支援モデル事業（学習支援事業実施の17自治体）及び生活保護世帯の子ども等の健全育成支援事業（94自治体、中学1～3年生を対象に実施）も内数に含まれる。

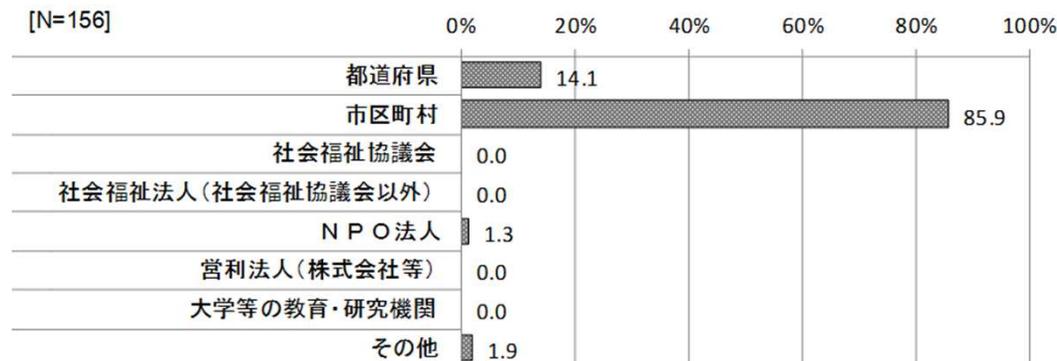
1 実施形態

- 事業の所管部署については、生活保護担当部署が最も多く75.6%、次いで教育委員会が11.5%、児童福祉部署が9%となっている。
- 事業の実施主体は、市区町村がもっとも多く85.9%、次いで都道府県が14.1%である。
- 事業の委託先は、NPO法人への委託が34%で最も多く、その他（社団法人、財団法人、学校法人等）が約18%となっており、委託事業でない割合が約28%である。
- 学習支援を行うスタッフは、有資格者は少なく、雇用関係がなく交通費等のみ支弁している場合が多い。
- スタッフに対する研修については、特に実施していない割合が最も多いが、研修を実施している場合には、実際の学習支援に携わる中でOJTで知識・スキルを習得させている割合、OJT以外に研修を実施している割合が一定程度ある。
- 事業の実施場所は、一時開設する場所として公民館、生涯学習センター等が多く、次いで児童養護施設、特別養護老人ホーム等が多い。常時開設する場所としては、NPOや企業等の施設が多い。

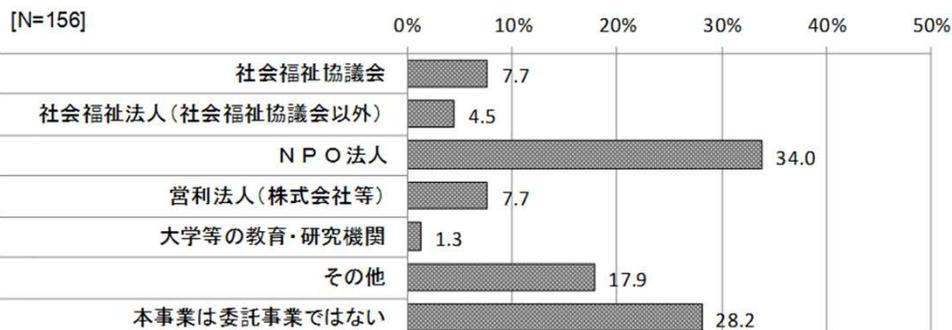
(1) 所管部署



(2) 実施主体



(3) 委託先

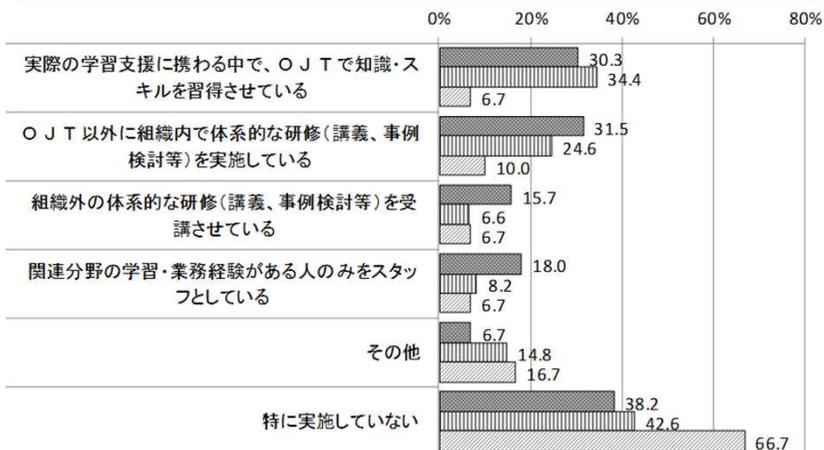


(4) 学習支援スタッフ (1事業あたり平均人数)

雇用関係	教諭(養護教諭含む)、保育士	医師、保健師、看護師	臨床心理士、児童心理司(類似資格含む)	社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司	その他	資格なし	
	雇用関係あり(給与あり)	3人	0人	0人	0人	4人	3人
雇用関係なし	交通費等実費のみ支弁	1人	0人	0人	0人	8人	19人
	無償のボランティア	0人	0人	0人	0人	2人	4人

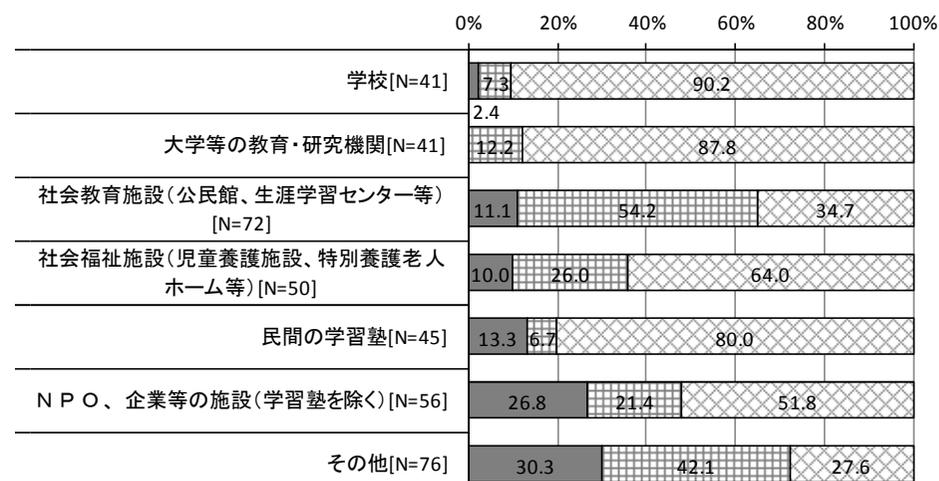
(5) スタッフに対する研修

- 雇用関係あり(給与あり) [N=89]
- ▨ 雇用関係なし(交通費等実費のみ支弁) [N=61]
- ▤ 雇用関係なし(無償のボランティア) [N=30]



(6) 実施場所

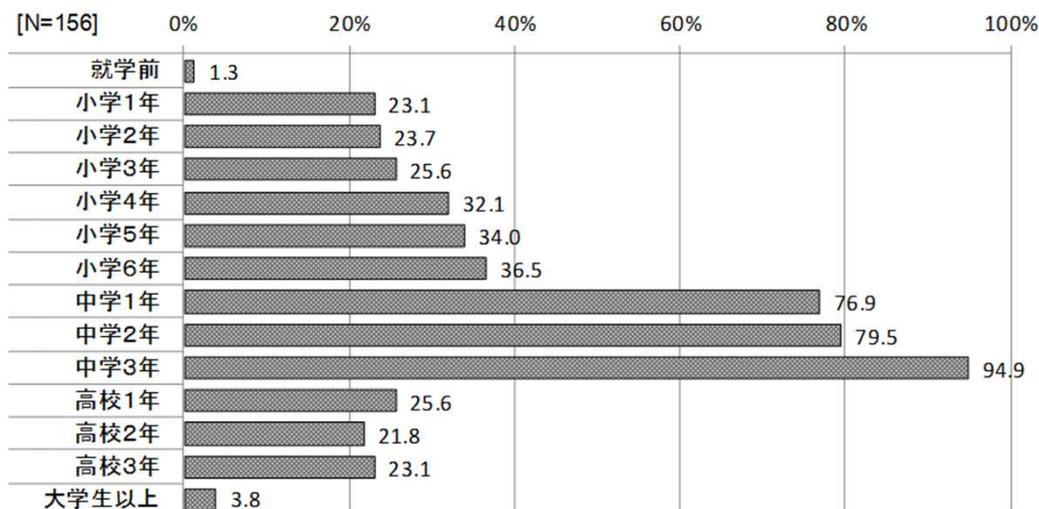
- 実施あり(常時開設)
- ▨ 実施あり(一時開設)
- ▤ 実施なし



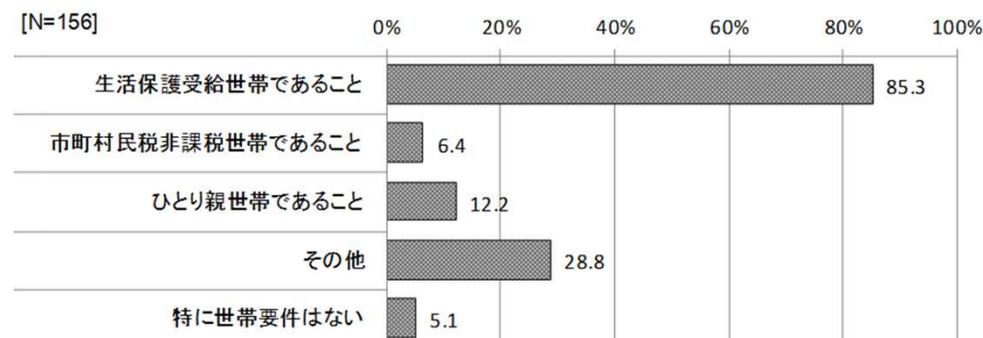
2 支援対象者

- 事業の対象となる子どもの学年は、中学3年生が約95%で最も多いが、中学1年生、中学2年生が8割弱で、主に中学生が対象となっている。
- 世帯要件は、生活保護受給世帯であることがもっとも多く85.3%、次いでひとり親世帯であることが12.2%、市町村民税非課税世帯であることが6.4%である。なお、その他としては、生活保護受給世帯に準ずること、定性的に生活困窮が認められる世帯であること等が挙げられている。
- 居住地要件は、事業実施拠点が存在する市区町村内とする自治体が多く、小学校、中学校区内としているところもみられる。
- 対象者数は、21～50人がもっとも多く30.5%、次いで1～20人が28.4%であり、うち生活保護受給世帯の子どもの人数については、1～20人がもっとも多く38.336.7%、次いで21～50人が32.0%となっている。

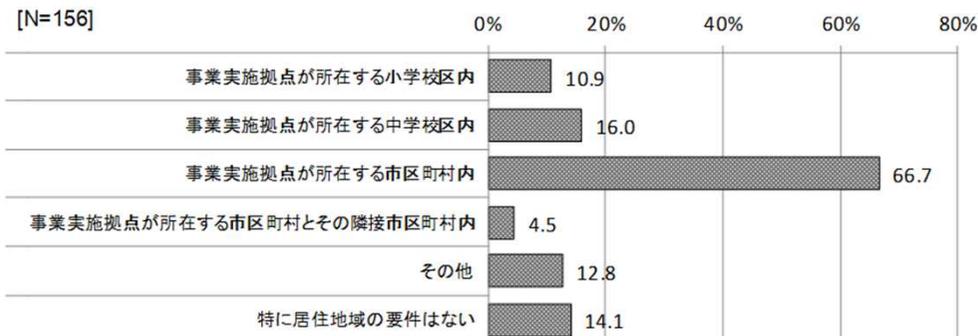
(1) 対象となる子どもの学年



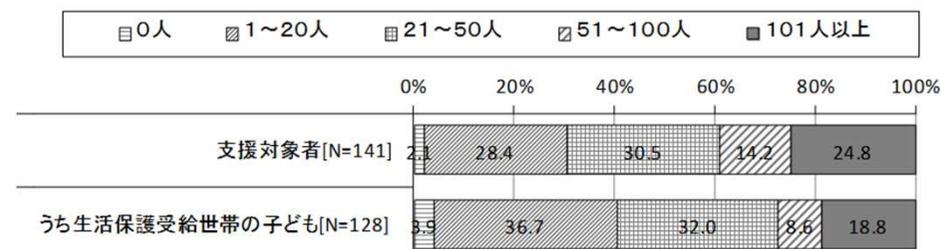
(2) 世帯要件



(3) 居住地要件



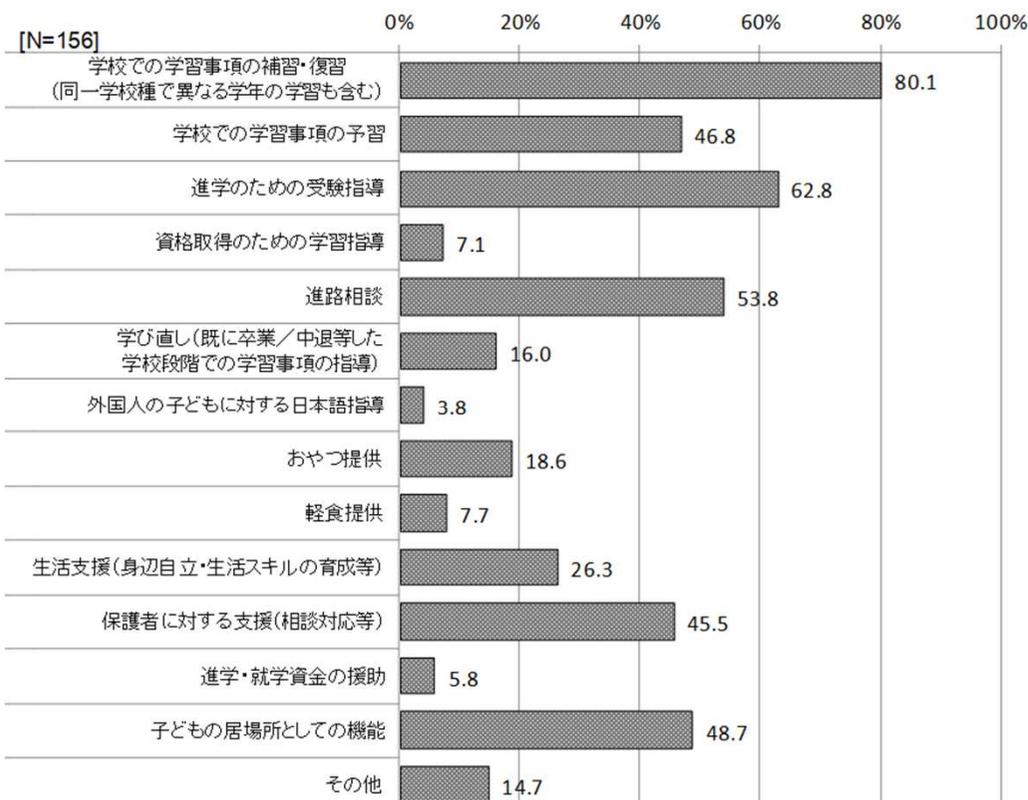
(4) 対象者数



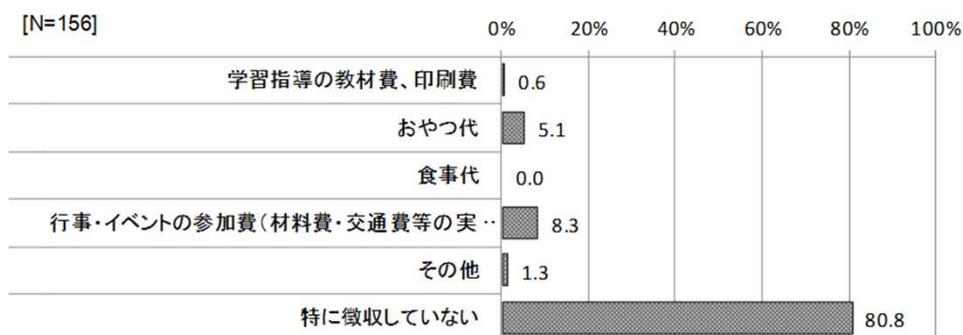
3 事業内容

- 事業の内容としては、学校での学習事項の補習、復習が8割以上、次いで進学を受験指導や進路相談が多くなっている。
- 事業実施に当たり、8割以上の自治体で利用料は徴収していないが、おやつ代や行事・イベント等の参加費などの実費については徴収している例がある。
- 事業への参画を促す方法については、生活保護のケースワーカーが声をかけている例が約8割を占めている。次いで、案内のハガキ等を個別送付している（25.6%）、学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が声をかけている（18.6%）となっている。なお、その他としては、相談員・支援員による声かけ、学校での案内状配布、メールマガジンによる周知等がある。
- 一年間の事業費については、500～1000万円未満が23.9%と最も多く、次いで1～100万円未満及び1000万円以上が17.7%である。そのうち自治体負担額は、0円が68.3%と最も多く、次いで1～100万円が13.5%である。活用している国の事業としては、セーフティネット補助金、要保護児童生徒援助費補助金、ひとり親家庭生活支援事業等が挙げられ、国負担額は500～1000万円未満が21.5%と最も多く、次いで1～100万円が20.4%である。

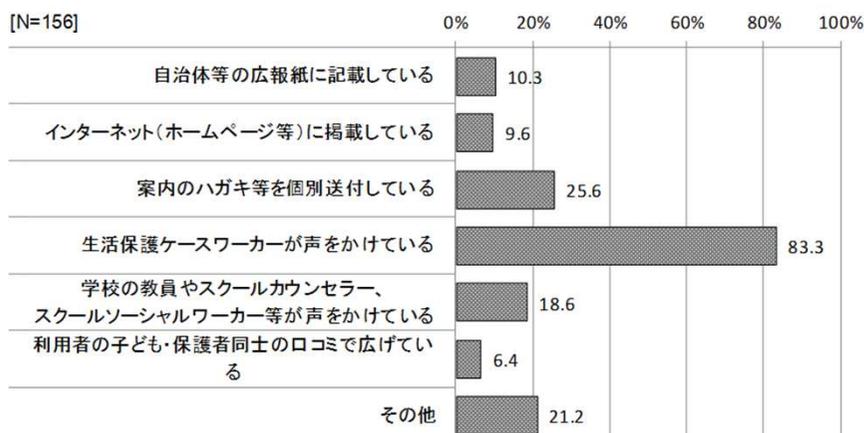
(1) 事業内容



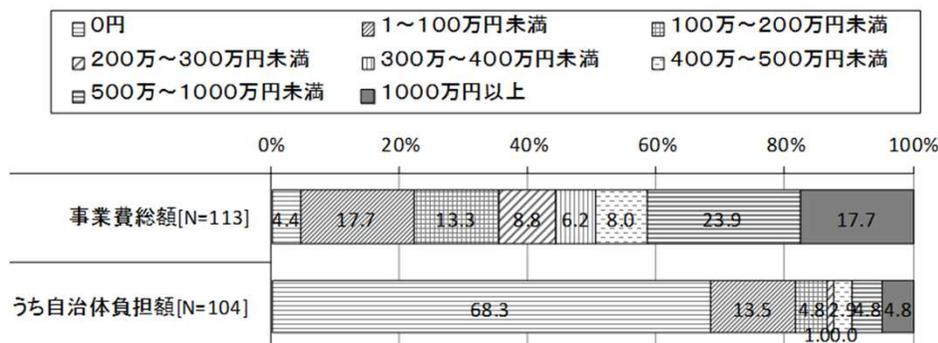
(2) 利用料の徴収



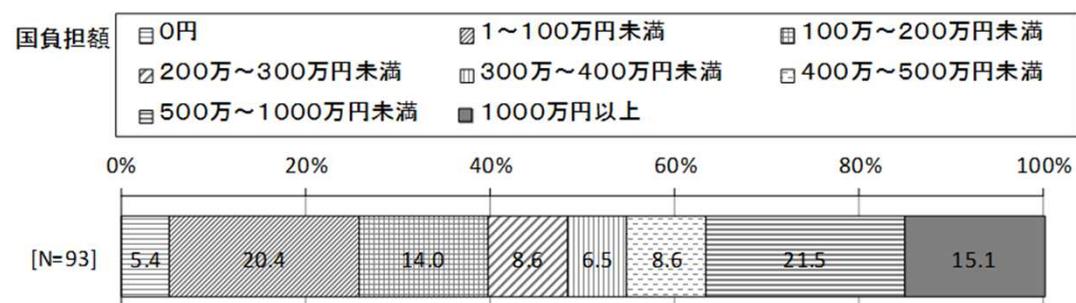
(3) 参画促進の方法



(4) 1年間の事業費



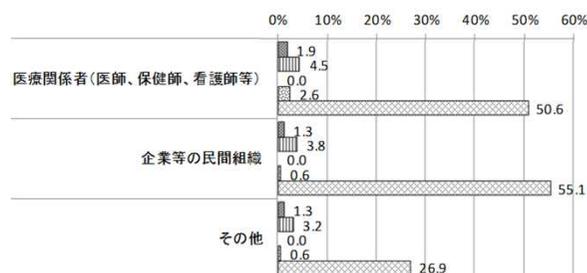
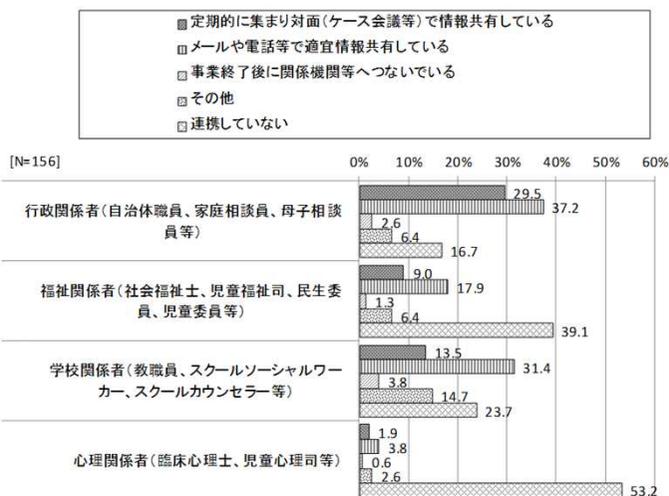
(5) 国庫負担額



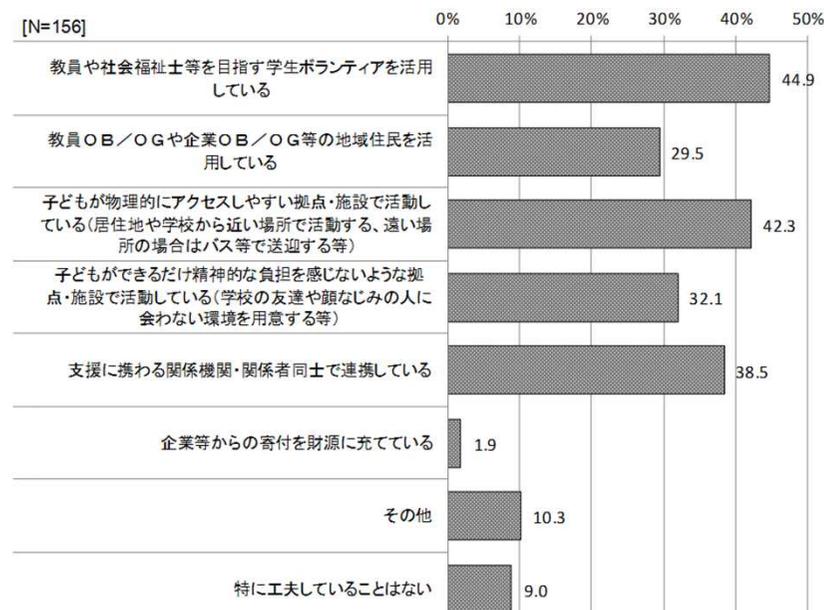
4 その他

- 関係者との連携状況については、行政関係者（自治体職員、家庭相談員、母子相談員等）とは、メールや電話等で適宜情報共有している割合がもっとも多く37.2%、次いで定期的に集まり対面（ケース会議等）で情報共有されている割合が多い。
- 事業実施体制について工夫していることについては、教員や社会福祉士等を目指す学生ボランティアを活用している割合が44.9%でもっとも多く、次いで子どもが物理的にアクセスしやすい拠点・施設で活動している割合が42.3%、支援に携わる関係機関・関係者同士で連携しているが38.5%である。

(1) 関係者との連携状況



(2) 事業実施体制について工夫していること



生活福祉資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉資金 (福祉費)	1,736件	14.9億円	4,115件	33.4億円	5,066件	39.3億円	4,782件	31.3億円	4,387件	24.7億円	4,359件	22.1億
福祉資金 (緊急小口資金)	3,127件	2.4億円	15,590件	13.3億円	21,376件	18.6億円	81,597件	106.7億円	11,101件	8.5億円	9,253件	7.0億
教育支援資金	7,906件	60.3億円	13,139件	93.0億円	14,287件	99.7億円	14,047件	94.0億円	14,113件	94.8億円	14,215件	90.1億
総合支援資金 (H21.10～)			26,353件	178.7億円	41,344件	262.2億円	18,320件	103.2億円	9,920件	51.1億円	4,656件	18.5億
離職者支援資金 (～H21.9)	1,610件	23.0億円	1,960件	24.1億円								
不動産担保型生活資金	486件	45.0億円	371件	36.7億円	358件	36.5億円	321件	29.6億円	368件	32.6億円	320件	30.0億円
計	14,865件	145.6億円	61,528件	379.2億円	82,431件	456.3億円	119,067件	364.8億円	39,889件	211.8億円	32,803件	167.8億円

※ 平成23年度の福祉資金及び緊急小口資金については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。
 なお、被災三県における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は70,650件、貸付金額は約99.9億円となっている。

臨時特例つなぎ資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
臨時特例つなぎ資金 (H21.10～)			5,240件	4.9億円	6,933件	6.5億円	3,239件	2.9億円	2,182件	1.9億円	1,100件	0.9億円

※ 生活福祉資金と臨時特例つなぎ資金は別制度に位置付けられているため、会計が別途設けられている。

生活福祉資金都道府県別貸付決定件数及び金額

NO.	都道府県	平成24年度		平成25年度	
		貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)
1	北海道	1,054	762,818	825	558,913
2	青森県	585	407,568	365	165,134
3	岩手県	1,396	924,436	1,483	898,662
4	宮城県	155	117,419	138	89,407
5	秋田県	388	195,540	280	145,110
6	山形県	826	476,248	747	429,784
7	福島県	534	186,043	492	173,756
8	茨城県	121	43,452	95	36,382
9	栃木県	362	227,389	247	142,722
10	群馬県	1,198	344,939	1,061	281,285
11	埼玉県	1,218	627,765	725	354,586
12	千葉県	3,044	1,370,935	2,378	1,068,806
13	東京都	3,589	3,903,650	2,890	3,520,277
14	神奈川県	1,406	556,892	1,247	575,156
15	新潟県	525	199,521	436	130,370
16	富山県	251	59,975	225	54,226
17	石川県	597	192,799	548	160,217
18	福井県	139	43,322	137	37,349
19	山梨県	113	40,994	62	12,097
20	長野県	272	91,806	192	68,196
21	岐阜県	386	69,390	409	61,340
22	静岡県	999	236,489	562	169,170
23	愛知県	504	257,121	353	184,856
24	三重県	923	279,118	676	200,693
25	滋賀県	663	412,415	551	335,982
26	京都府	2,023	879,905	2,210	825,075
27	大阪府	4,066	2,742,847	3,579	1,981,247
28	兵庫県	2,349	1,007,601	1,687	733,044
29	奈良県	238	73,629	243	96,600
30	和歌山県	119	84,564	120	81,278
31	鳥取県	328	103,786	302	104,928
32	島根県	208	104,500	125	37,762
33	岡山県	64	40,226	71	28,238
34	広島県	632	162,988	377	66,292
35	山口県	180	62,436	131	28,844
36	徳島県	79	62,824	86	66,559
37	香川県	337	61,283	271	25,194
38	愛媛県	251	83,188	270	76,703
39	高知県	438	275,983	322	217,277
40	福岡県	3,367	1,577,552	2,786	1,307,424
41	佐賀県	19	13,917	10	9,988
42	長崎県	781	509,850	632	412,064
43	熊本県	326	137,494	165	86,582
44	大分県	725	165,312	731	105,344
45	宮崎県	747	432,296	521	277,933
46	鹿児島県	423	137,231	338	71,326
47	沖縄県	941	431,055	702	282,356
	合 計	39,889	21,178,511	32,803	16,776,534

■ 都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成26年調査				25年調査	26-25 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			24年調査	23年調査	22年調査
北海道	43	2	14	59	45	14	71	85	98
青森県	1	0	0	1	2	▲1	3	3	5
岩手県	2	0	0	2	3	▲1	5	8	15
宮城県	114	7	1	122	107	15	92	138	119
秋田県	2	0	0	2	7	▲5	11	8	12
山形県	1	0	0	1	4	▲3	4	8	7
福島県	11	2	1	14	16	▲2	19	14	22
茨城県	30	2	5	37	40	▲3	44	52	60
栃木県	29	1	5	35	34	1	48	62	63
群馬県	38	6	0	44	44	0	62	83	110
埼玉県	255	7	39	301	340	▲39	427	497	592
千葉県	241	7	37	285	316	▲31	355	462	510
東京都	1,719	49	0	1,768	2,006	▲238	2,368	2,672	3,125
神奈川県	1,277	38	9	1,324	1,395	▲71	1,509	1,685	1,814
新潟県	11	0	0	11	6	5	6	22	23
富山県	11	0	0	11	14	▲3	14	18	24
石川県	6	0	0	6	8	▲2	11	14	17
福井県	2	0	0	2	3	▲1	1	4	5
山梨県	9	0	4	13	16	▲3	22	30	36
長野県	3	1	1	5	5	0	7	7	14
岐阜県	17	4	1	22	20	2	25	29	47
静岡県	99	9	25	133	160	▲27	182	209	240
愛知県	282	12	86	380	439	▲59	518	644	747
三重県	26	2	0	28	32	▲4	39	42	55
滋賀県	4	0	0	4	5	▲1	11	9	14
京都府	96	8	17	121	157	▲36	176	279	295
大阪府	1,786	62	16	1,864	2,094	▲230	2,417	2,500	3,338
兵庫県	191	9	14	214	215	▲1	273	341	419
奈良県	0	0	0	0	1	▲1	3	3	11
和歌山県	14	0	0	14	17	▲3	21	27	29
鳥取県	3	0	0	3	2	1	3	2	1
島根県	0	0	0	0	0	0	0	1	1
岡山県	11	0	5	16	18	▲2	24	31	57
広島県	59	5	1	65	69	▲4	90	80	106
山口県	4	0	0	4	4	0	6	10	9
徳島県	3	1	0	4	7	▲3	4	3	4
香川県	7	0	1	8	10	▲2	16	21	28
愛媛県	15	1	7	23	25	▲2	24	44	37
高知県	3	0	0	3	4	▲1	5	8	5
福岡県	323	23	23	369	354	15	423	442	614
佐賀県	8	1	0	9	14	▲5	11	26	38
長崎県	5	0	0	5	6	▲1	7	12	15
熊本県	33	3	0	36	40	▲4	49	40	76
大分県	14	0	0	14	13	1	20	20	32
宮崎県	4	0	0	4	4	0	6	20	40
鹿児島県	40	0	1	41	42	▲1	41	39	43
沖縄県	77	4	0	81	102	▲21	103	136	152
合計	6,929	266	313	7,508	8,265	▲757	9,576	10,890	13,124

○「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」新旧対照表（案）

新（平成 27 年基本方針）	旧（平成 25 年基本方針）
<p style="text-align: center;">ホームレスの自立の支援等に関する基本方針</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1 はじめに （略）</p> <p>このような状況の下、平成 24 年 6 月には、10 年間の限時法であった法の期限がさらに 5 年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。</p> <p><u>また、平成 25 年 12 月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）の実施、生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が成立し、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。生活困窮者自立支援法は、生活困窮者を対象に包括的な支援を実施するものであり、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているものについては法の趣旨・理念を踏まえつつ、基本的に生活困窮者自立支援法に基づき実施することになる。</u></p> <p><u>生活困窮者自立支援法は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の生活保護受給者以外に対して包括的な支援を提供するものであることから、ホームレスも含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ生活保護の受給により居住場所等の確保に至る間、あるいは就労等による自立に至る間は、生活困窮者自立支援法による生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）をはじめとした支援が必要である。</u></p> <p>本基本方針は、法の趣旨、平成 24 年に実施したホームレスの実態に関</p>	<p style="text-align: center;">ホームレスの自立の支援等に関する基本方針</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1 はじめに （略）</p> <p>このような状況の下、平成 24 年 6 月には、10 年間の限時法であった法の期限がさらに 5 年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。</p> <p>（新設）</p> <p>本基本方針は、法の趣旨、平成 24 年に実施したホームレスの実態に関</p>

する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえつつ、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、今後もよりその効果を発揮するため、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針について国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第 2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

（略）

2 ホームレス対策の現状

ホームレス対策については、求人開拓、職業訓練、保健所等による健康相談及び訪問指導並びに生活保護法による保護等の一般対策を実施している。このほか、特にホームレスを対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス等就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。また、福祉の観点からは、巡回相談等を行うホームレス総合相談推進事業、宿所及び食事の提供や職業相談等を行うホームレス自立支援事業、緊急一時的な宿泊場所を提供するホームレス緊急一時宿泊事業を実施し、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

なお、平成 20 年 7 月に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）の策定以降、特に同年に起こったいわゆるリーマンショックの影響等に対応するため、ホーム

する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針について国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第 2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

（略）

2 ホームレス対策の現状

ホームレス対策については、求人開拓、職業訓練、保健所等による健康相談及び訪問指導並びに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護等の一般対策を実施している。このほか、特にホームレスを対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス等就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。また、福祉の観点からは、巡回相談等を行うホームレス総合相談推進事業、宿所及び食事の提供や職業相談等を行うホームレス自立支援事業、緊急一時的な宿泊場所を提供するホームレス緊急一時宿泊事業を実施し、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

なお、平成 20 年 7 月に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）の策定以降、特に同年に起こったいわゆるリーマンショックの影響等に対応するため、ホーム

レス緊急一時宿泊事業については宿泊施設や民間賃貸住宅等の借上げによる設置形態を可能にする等、各事業について所要の拡充を図ってきたところである。

さらに、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施している各事業については、基本的に生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施することとしている。具体的には、ホームレス総合相談推進事業は自立相談支援事業として、ホームレス自立支援事業は自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として、ホームレス緊急一時宿泊事業は一時生活支援事業として実施することとしている。

第 3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的な考え方

(1) ～ (3) (略)

(4) 生活困窮者自立支援法の施行に伴うホームレス対策の更なる推進

生活困窮者自立支援法は、恒久制度としてホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、すべての福祉事務所設置市区町村の必須事業である自立相談支援事業を中心に包括的な支援を提供するものである。

このため、平成 24 年 6 月に法が延長された趣旨にも鑑み、今後もホームレス対策に着実に取り組む観点からも、各地域のホームレスの実情を踏まえ、生活困窮者自立支援法の事業を適切に活用し、自立相談支援事業によりホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期の把握を図りつつ、必要に応じて、これ以外の一時生活支援事業等にも積極的に取り組むことによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

(略)

ア～カ (略)

レス緊急一時宿泊事業については宿泊施設や民間賃貸住宅等の借上げによる設置形態を可能にする等、各事業について所要の拡充を図ってきたところである。

(新設)

第 3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的な考え方

(1) ～ (3) (略)

(新設)

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

(略)

ア～カ (略)

キ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間団体とが連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。

ク （略）

(2) 安定した居住の場所の確保について

（略）

ア・イ （略）

ウ ホームレスのうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）に定める離職後 2 年以内などの住居確保給付金における対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給決定を行う。また、路上（野宿）生活に陥ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給決定を行うよう努める。

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協

キ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体においてNPO等の民間団体と連携しながら、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う中間的就労（以下単に「中間的就労」という。）の場や多種多様な職種の開拓に関する情報収集及び情報提供等を行う。

ク （略）

(2) 安定した居住の場所の確保について

（略）

ア・イ （略）

（新設）

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協

力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

ア （略）

イ 保健所は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の早期発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう、福祉事務所、自立相談支援機関等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、このような者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ・エ （略）

オ 保健所は、ホームレスに対する保健医療サービスの充実が図られるよう、医療機関、福祉事務所、自立相談支援機関、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について
（略）

ア 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設（生活保護法第 38 条第 2 項の救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ （略）

ウ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホ

力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

ア （略）

イ 保健所は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の早期発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう、福祉事務所等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、このような者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ・エ （略）

オ 保健所は、ホームレスに対する保健医療サービスの充実が図られるよう、医療機関、福祉事務所、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について
（略）

ア 福祉事務所を中心として、関係機関や救護施設（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項の救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ （略）

ウ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容に応じて

ームレスの状況に応じて福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

エ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談等を実施する機関（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）、生活困窮者自立支援法第2条第6項の生活困窮者家計相談支援事業（以下「家計相談支援事業」という。）を実施する機関等の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業は、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として一体的に実施することが可能であり、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する。

(ア) (略)

(イ) ホームレス自立支援事業においては、個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) ホームレス自立支援事業においては、必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることが

福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

エ 相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア ホームレス自立支援事業について

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援するホームレス自立支援事業を実施する。

(ア) (略)

(イ) ホームレス自立支援事業においては、個々のホームレスの状況に応じた自立支援プログラムの策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) ホームレス自立支援事業においては、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、職業

できるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あ
っせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報
の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(イ)～(キ) (略)

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について
(略)

(ア) 就労する意欲はあるが仕事無く失業状態にある者について
は、まずは、就業の確保が必要であり、職業相談、求人開
拓等の既存施策を進める等、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対して
は、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労訓練事
業の利用の機会の提供や多種多様な職種の開拓等に関する情報収
集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等によ
り、就労による自立を図りながら、自立支援センターに入所し
ていない者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、
雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ
細かな自立支援を実施する。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境
の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓
練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓
練事業の場の推進・充実を図る。

(オ) (略)

(カ) 債務や滞納等を抱えているホームレスについては、家計の視点
から専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラ
スへの同行支援など）などを行う家計相談支援事業の利用を促す
ものとする。

(キ) 上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み
合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との

あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住
宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行
う。

(イ)～(キ) (略)

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について
(略)

(ア) 就労する意欲はあるが仕事無く失業状態にある者について
は、まずは、就業の確保が必要であり、職業相談、求人開
拓等の既存施策を進める等、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対して
は、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、中間的就労
の場や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等
を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等によ
り、就労による自立を図りながら、自立支援センターに入所し
ていない者に対しては、総合的な相談事業の実施により、雇用関
連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな
自立支援を実施する。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境
の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては中間的就
労に取り組んでもらうため、NPO等と連携しながら、このよう
な中間的就労の場の推進・充実を図る。

(オ) (略)

(新設)

(カ) 上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み
合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との

密接な連携の下、柔軟に対応する。

- (6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

(略)

ア～ウ (略)

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な相談活動を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

- (7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

(略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 福祉事務所、自立相談支援機関及び保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

(略)

(8)～(12) (略)

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

(略)

(1) (略)

(2) ホームレスのニーズを的確につかむためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所及び自立相談支援機関だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に巡回相談を実施するとともに、個々のニーズ

密接な連携の下、柔軟に対応する。

- (6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

(略)

ア～ウ (略)

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、関係機関と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な相談活動を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

- (7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

(略)

(ア) (イ) (略)

(ウ) 福祉事務所や保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

(略)

(8)～(12) (略)

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

(略)

(1) (略)

(2) ホームレスのニーズを的確につかむためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所の窓口相談だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に巡回相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、

<p>に応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第4 (略)</p>
--	---

地域住民生活等緊急支援のための交付金の創設について

1 地域消費喚起・生活支援型(2,500億円)

- 地方公共団体(都道府県及び市町村)が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援。(メニュー例:①プレミアム付商品券、②ふるさと名物商品券・旅行券、③低所得者等向け灯油等購入助成、④低所得者等向け商品・サービス購入券、⑤多子世帯支援策)

2 地方創生先行型 (1,700億円)

- 地方公共団体(都道府県及び市町村)による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施に対し、国が支援。

(メニュー例 : ①地方版総合戦略の策定、②UIターン助成、

- ③地域しごと支援事業、④創業支援・販路開拓、⑤観光振興・対内直接投資、⑥小さな拠点、⑦少子化対策)

【地域しごと支援事業】

ア 地域しごと支援センターの整備

イ 地域人材の育成・定着のための取組

(ア) 大都市圏からの人材呼び戻しのための事業

→ 「自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進

(イ) 地域人材育成のための事業

(ウ) 地域のしごとの魅力向上のための事業

【小さな拠点】

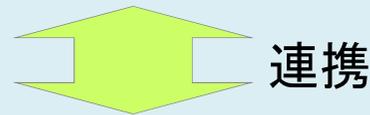
- 縦割りを排除し、**地域交流・地域支え合いの拠点として多世代交流・多機能型福祉拠点を整備**
- **既存制度を活用しながら、居場所、相談、見守り、通所サービス等を柔軟かつ一体的に提供**

自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進

- 大都市圏の生活困窮者等が、地方において、就労・社会参加するための支援を実施する。
- 具体的には、生活困窮者自立支援制度や被保護者就労支援事業等による包括的な支援を行いつつ、
 - ・自治体間でそれぞれの役割分担や具体的な連携方策について調整した上で、
 - ・例えば、①利用者に対する説明会・相談会の開催、②利用者の選定・送り出し、③利用者の生活環境の整備、④受け入れ先（中間的就労を含む。）の開拓・環境整備など、利用者が地方において就労・社会参加するための必要な支援を実施。

【実施例(イメージ)】

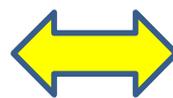
生活困窮者自立支援制度・被保護者就労支援事業



自治体(送り出す側)

- ①利用者に対する説明会・相談会の開催
- ②利用者の選定・送り出し

調整



自治体(受け入れる側)

- ③利用者の生活環境の整備
- ④受け入れ先(中間的就労を含む。)の開拓・環境整備

※ 自治体のUIターン窓口等も活用

事例（豊中市と土佐町との連携）

○ 未就職者や転職希望者の就農を支援してきた豊中市が企画。高知県土佐町と本山町の農業生産法人が、都市部に住む若者らを受け入れ、就農体験を実施（平成25年11月～）。

※ 土佐町の企業が経営する県産品ショップが豊中市に出店していることが連携のきっかけになった。

○ 利用者は、受入れ先で3週間の就業体験をした後、両者の希望が一致すれば、引き続き、社員や研修生として雇用される。

※ 地方農業に30代の若者が従事することはあまりないことから、現地でも好評。

○ まずはインターンシップとして就農し、その後、雇用・定住を検討する仕組み。

○ これまで、いずれも大阪府在住の延べ41名の方（20～50代）が参加し、野菜の収穫や育苗などを体験。うち、5名は、受け入れ先の法人に就職が決定した（平成26年9月時点）。

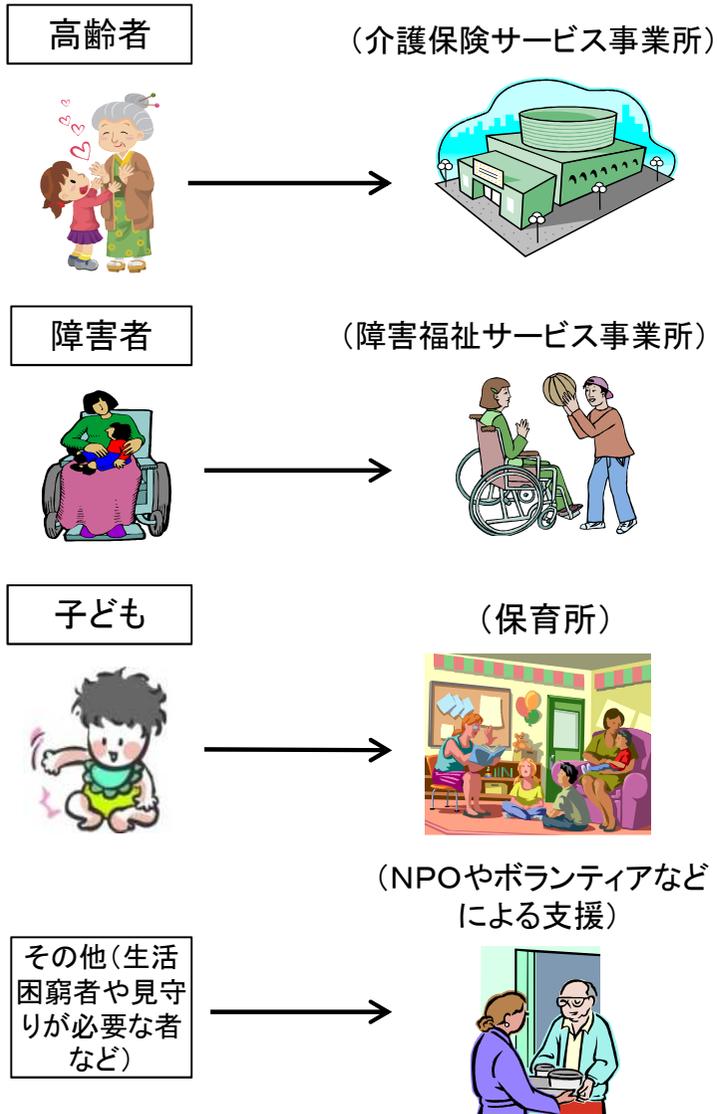
※ 利用者は、就農体験をするだけでなく、地域の住民とも交流。

多世代交流・多機能型福祉拠点について

【まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）】（抜粋）

縦割りを排除し、地域交流、地域支え合いの拠点として、多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、既存制度も活用しながら、居場所、相談、見守り、通所サービス等を柔軟かつ一体的に提供する。

【これまで】



制度の縦割りを排除し、柔軟なサービス提供を可能に

【今後】

地域の福祉ニーズに対応した多世代交流・多機能型福祉拠点の整備を推進



＜居場所機能＞

(主に自立度が高い人が利用)

- 地域交流、地域支え合いの拠点として、居場所の提供、相談、見守り等の支援を柔軟に実施
- 生活困窮家庭の子どもの学習支援の場の提供 等

＜共生サービス機能＞

(主に支援が必要な人が利用)

- 既存制度を活用しながら、通所サービス等と一体的に提供
- 生活困窮者への中間的就労の場の提供 等

+

公費に依存せず地域住民が相互に支え合う仕組みづくりと連携

実施主体となる市町村を国が包括的に支援